

14.2  
478

支那及南洋調査第三百三十四輯

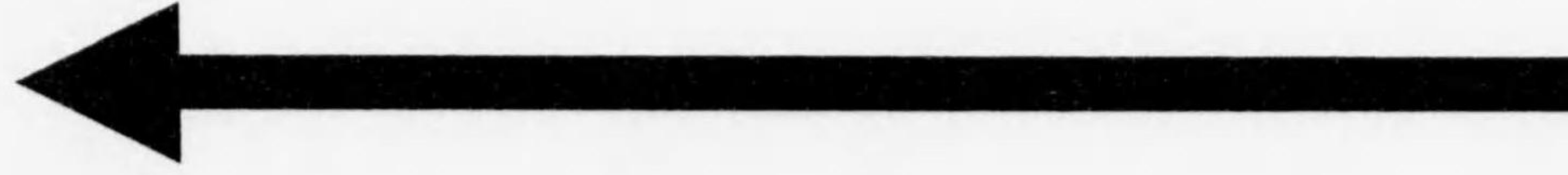


支那關稅特別會議の經過

臺灣總督官房調査課



始





凡例

- 一 支那關稅特別會議は、大正十四年十月二十六日北京に於て開催せられ、同十五年七月始めまで時々開會せられたりしが、時局の結果再三停頓情態に陥り、正式決議に至りたるもの少く、豫期の成果を收めざりしと雖該會議は、華盛頓會議以來懸案となれる重要な事項を討議し、吾國に對する利害關係も重大なるが故に、其經過の概要を編纂し、茲に是れを印刷に附す。
- 一 本稿は、臺灣總督府稅關事務官井出季和太氏が、在外研究員として支那に滞在中、調査復命せるものである。
- 一 本書は閱覽の便を圖り、印刷を以て筆寫に代へたるに止まり、敢て公刊せんとするものではない。

昭和二年三月

臺灣總督官房調査課

送寄贈本





Faint vertical text impressions, possibly bleed-through from the reverse side of the page.



Vertical text impression, possibly a title or page number, partially obscured by a stamp.

# 支那關稅特別會議の經過

## 目次

第一章 總 說	一
第一節 關稅特別會議の準備	一
第二節 會議の構成及議事の經過	六
第一、外國側委員の任命	六
第二、會議の開幕	八
第三、議事日程、委員會の成立	九
第四、委員會の議事經過	一一
第五、停頓中の會議と其後の經過	一六
第二章 各國提案の比較	二二
第三章 自主權の決定	二六
第四章 加稅問題の討議	三八

目次

第一節 各國提案の討議……………八二

    第一、第一次提案に對する討議……………八二

    第二、第二次提案に對する討議……………九一

第二節 互惠條約の提案……………九五

第五章 使途問題の討議……………一〇一

    第一節 正式會議に於ける討議……………一〇六

    第二節 非公式會議に於ける討議……………一五三

    第三節 今後の債務整理問題……………一五六

第六章 關稅保管制度に關する件……………一五六

    第一、支那側の主張……………一六三

    第二、日本側の考案……………一七一

    第三、各國専門委員協議の經過……………一七四

第七章 海關制度に關する件……………一八九

第八章 釐金制度の存廢……………二〇九

第九章 沿岸貿易稅又は内國輸出稅の存廢……………二五五

第十章 在支外人課稅問題……………二五六

附錄

參考資料及統計

以上

支那關稅特別會議の經過

# 支那關稅特別會議の經過

## 第一章 總 說

### 第一節 關稅特別會議の準備



一九二二年二月四日締結を見たる、華府會議に於ける、支那關稅條約の效果は、其後支那の内亂、政争及其他の不安状態、並に佛國との間に懸案となれる、金佛郎問題未解決の爲め、獨り同條約第一條に基き、現實五分稅改定問題か、一九二二年三月二十一日より、同年九月二十八日に互る、上海に於ける列國委員會の結果決定を見、一九二三年一月十七日より、改定率の實施を見るに至りたるに止まり、同條約第二條に依る廢釐・加稅等の重要事項を決定すべき關稅特別會議は、同條約締結後、三箇年を経過するも尙開會の機運に至らざりしが、其間支那側に於ては、一九二二年九月九日、關稅特別會議招集準備として、財政部内に關稅研究會を設置し、財政部員李景銘を會長に、農商部員王治昌、各省商會代表張維鏞を副會長とし、各省商會代表及主管部處派出員を會員とし、十一月三日に至る開期中、十三回に互り、華府條約の廢釐加稅、其他重要なる事項に就て、討議する

所あり、越えて一九二三年五月、外交部内に關稅特別會議籌備處を附設し、王正廷を處長とし、財政總長張英華、農商總長李根源、稅務處督辦孫寶琦を名譽處長に、外交總長沈瑞麟を副處長に、稅務處督辦蔡廷幹を名譽副處長に、嚴鶴齡を主任とし、専ら關稅會議の準備事項を掌理せり。而して一九二四年三月十日、支那政府は各國に對して、關稅特別會議の開催を提議督促する所ありしが、尙佛金佛郎問題懸案中なりしが爲め、列國は四月四日各別に同提議を拒絶したり。偶々段執政政府の出現となり、財政急迫の結果、特に金佛郎案解決に努力する所あり、終に一九二五年四月十二日、之れが決定を見、次で七月七日佛國下院は、華府會議條約及決議を可決し、同十日上院をも通過し、同年八月五日華府に於て同條約の批准寄託を了し、同條約は愈其效力を發揮するに至りたるを以て、八月十八日の閣議に於て、十月二十六日より、北京に於て關稅特別會議を開催すべく決議し、即日駐支關係九箇國、並に西班牙・丁抹・瑞典等の諸國公使に對して、同會議に参加せんことを要請する旨の通告を爲し、同招請文は各國駐劄支那公使より、夫れ／＼各國政府に手交し、我國に於ては、八月二十日張代理公使より通告書を受領し、次で各國孰れも支那政府に對して、回答する所ありたり。

一方支那政府に於ては、八月二十四日各省軍民長官宛て、釐金廢止に關する意見を徴し、且國定稅率草案の起草に著手すると共に、直接會議準備としては會堂を居仁堂に設け、九月四日關稅會議

委員會章程十一箇條を發布して委員會を組織し、九月五日執政令を以て特別會議委員十二名、外交總長沈瑞麟、財政整理委員會委員長梁士詒、財政整理會長顏惠慶、財政總長李思浩、關稅會議籌備處長王正廷、交通總長葉恭綽、駐米公使施肇基、財政整理委員會副委員長黃郛、修訂法律館總裁王寵惠、農商總長莫德惠、稅務督辦蔡廷幹、鹽務督辦姚國楨を公布し、秘書長一名嚴鶴齡を任命したり。委員中六名即沈瑞麟、顏惠慶、王正廷、施肇基、王寵惠及蔡廷幹を、事實上の支那委員とし、會議に列席せしむべきものとせり。九月八日第一委員會を開き、會議經費百萬元を可決し、出席委員其他に關し打合せを爲し、次で同月十四日舊外交部に於て、關稅會議支那側委員會の成立式を舉行し、委員十二名、秘書八名、高等顧問十二名、顧問四十八名、専門委員七十名の正式就任を見、其後更に外國人顧問として、總稅務司アグレン、鹽務署稽核所會辦ウキルトン、審計院顧問バドゥ、土屋禎二、經濟討論處顧問ドナルト、農商部顧問アンダーソン及交通部顧問ベーカー等あり。

委員會の組織は、華府會議の例に倣ひ、三科に分ち、各科に委員二名又は三名、専門委員若干名あり。第一科は梁士詒を主任とし、王正廷、王寵惠を委員とし、裁釐加稅事務を擔當し、同科の事務は、一、國際條約、二、國定稅率、三、關稅保護政策案、四、前各項に屬せざる事項を四部分に分てり。第二科は顏惠慶を主任に、李思浩・姚國楨・蔡廷幹を委員とし、同科の事務は、一、二分五厘附加稅、二、整理内外債、三、修改稅則平定貨價、四、裁釐加稅、五、煙酒稅則の五分に分たる。第

三科は黃郛を主任とし、葉恭綽・施肇基・莫德惠を委員とし、其事務は、一、關款保管、二、陸境關稅、三、内外海噸稅、四、内外海貿易統計、五、海關制度の五部分に分たる。

關稅特別會議は、外交・稅務・財政・交通及農商各部の共同責任とし、外交及稅務兩機關は固より主として其衝に當り、財政・交通及農商の三部亦重大關係を有するを以て、各本部に於て特別委員會を組織せり。即ち財政部關稅籌議處簡章に依れば、財政總長を處長に、次長を副處長とし、主任委員五名の外、副主任及委員若干名を置き、其所管事務は、一、加稅裁釐に關すること、二、國定稅則に關すること、三、稅制整理に關することとし、又兼ねて公債整理に關する事項をも處理することとせり。

交通部關稅會議籌備委員章程に依れば、交通次長を委員長とし、主任委員三名の外、委員若干名を置き、其所管事務は、債務・運輸・釐稅及庶務の四部分に分たる。

農商部關稅會議討論委員會章程に依れば、農商部次長を委員長とし、主任委員一名の外、委員若干名を置き、關稅會議中、本部と關係ある一切の事務を討議するものとせり。

支那側の對策に關しては、曩に八月各國に發したる招請狀にも記載せる如く、關稅自主權獲得の意嚮あり、又同月下旬、王正廷北が京京報に發表したる所に依るも、同一趣旨の意見あり。當初の目的は、殊に一般輿論を考慮したる對内政策上、關稅會議に際し自主權を主張し、若し列國の反對

を惹起せるときは、第二案として漸次に其目的を達成せんことを期し、左の手段に出づるに在りたるものとす。

第一期 華府會議條約に規定せる二分五厘加稅を實行し、其期間を二箇年とし、廢釐準備を爲す。

第二期 廢釐後は、華府會議條約に照し、關稅を一割二分五厘に増加し、四箇年間之を實施す。

第三期 輸出稅を自定し、輸入稅を二割五分とし、其期間を十箇年乃至十五年とす。

第四期 完全に關稅自主とす。

現に九月二十九日支那政府より、北京外交團に對し、非公式に提示したる會議の討議事項も、一、支那關稅改正の目的は、國定稅率の確立に在ること、二、其目的達成の爲め、一定の時期と條件とに關し、慎重に考慮すること、三、更に自主權回收に至る迄の過程として、暫行的に輸出稅の設定、釐澤品の課稅等に關し攻究する外、稅率に關しては、嚴格に之が實現に改むること、とせり。

其後十月三日の關議に於ては、關稅定率條例十六箇條を附議し、同月二十四日之を發表したり。本法は民國六年の無條約貨物に對する國定關稅法と異り、一般に適用せんとする準備案の一種にして、煙酒の外輸入稅率は、最高從價四割、最低七分五厘とし、煙酒輸入稅は別に條例を以て定め、其稅率は從價五割乃至八割とす。一方十月二十三日開會の財政委員會は、關稅自主辦法大綱案を提

出し、討論に附したるが、之れ亦自主權提唱の準備なりとす。

## 第二節 會議の構成及議事の經過

### 第一 外國委員の任命

支那關稅特別會議は、華府條約に基き開會せられ、マツケー條約の如く、國別談判の方法を採らず、支那を含む十三箇國の合同會議にして、列國全權委員の外、顧問等の數亦甚だ多く、從來類例を見ざる大會議なりとす。

各國全權委員は、支那を除く十二箇國にて十八名、外に専門委員(顧問)隨員等七十餘名あり。今各國委員の顔振れをせば左の如し。

**日本** 全權委員は日置益(全權大使)及芳澤謙吉(駐支公使)二氏にして、顧問として佐分利通商局長、堀公使館參事官、重光、澤田、岸田の三公使館書記官、守屋、鹽崎、堀内、日高の四外務事務官、横竹商務官、井上外交官補、清野外務理事官、中島、津島兩大藏書記官、西專賣局技師、寺尾商工省書記官、吉岡同省技師の外、公森北京駐在大藏事務官、小田切正金取締役、西原借款三銀行代表岡部三郎、實業家として庄司音吉等あり。

**英國** 全權委員として駐支公使マツクレイ(麻克類、Sir Ronald Macleay)、巴里會議當時の財

政顧問たりしピール(皮樂、Lieut. Colonel the Hon. Sidney Peel)、マンチエスター商業會議所會頭スチュワート(史圖德、K. D. Stewart)あり、顧問中には外務一等書記官ニュートン(牛敦 Basil Newton)、公使館商務參事官フォックス(H. H. Fox)、同チャイニース、セクレタリー、タイチマン(台克滿 Eric Taichman)、上海商業會議所議員ブルーク、スミス(A. Brooke Smith)あり。

**米國** 全權委員は、駐支公使マクマレー(馬克謨 J. V. A. Mac Murray)、辯護士ストローン(司德恩、Silas H. Strawn)とし、顧問にはバーキン(博金武 Mahlon Fay Perkins)、ホーンズック(韓倍克 Stanley K. Hornbeck)、エヴァンス(其文思 Arthur H. Evans)あり。

**白耳義** 全權委員は、駐支公使ワルチエ(華洛思) Le Maire de Marzee d'Hermalle)とし、顧問には上海總領事ハウテ(汪侯特 J. Van Haute)、華比銀行總理ティシエール(狄西業 A. Diersiere)、ウオス(R. De Vos)、ハース(J. Hers)あり。

**佛蘭西** 全權委員は、駐支公使マルテル(瑪泰爾 Count J. De Martel)とし、顧問には公使館參事官トリビール(J. Tripier)、總領事館商務官ナイト(J. Knight)、印度支那稅務長官キルハル(Kircher)、銀行團代表者マゾー(Mazot)、上海商業會議所會頭マヂール(Madier)等あり。

**丁抹** 全權委員は、駐支公使カウフマン(Henrick de Kaufman)、補助代表として、公使館秘書



官チリツイ(J. P. Tillise)あり、顧問はホルムズルヨ(Johannes Holmberg)也。  
伊太利 全權委員は、駐支公使セルチ(Vittorio Cerruti)也。顧問はロコンタール(Marco Rosenthal)、上海商業會議所會頭フマガリ(Camillo Fungelli)也。  
和蘭 全權委員は、駐支公使オーデンダイク(W. J. Oudendijk)也。稅務次官シャビーク(A. J. Schabek)、東印度漢務司アングリン(A. D. A. de Kat Angelino)也。  
諾威 全權委員は、駐支公使ミツチエルト(Johan Michele)也。  
葡萄牙 全權委員は、駐支公使ビアンチ(Joao Antonio de Bianchi)也。顧問は國會議員ロハック(Mannel Ferreira de Rohac)、海軍少將ブランノ(Hugo de Lacerda Castell Branco)也。  
西班牙 全權委員は、駐支公使ガルドー(P. Carrido)也。  
瑞典 駐支日公使ウイェルロフ(Oskar Enerlot)及北京代理公使レーシヨンフーウト(Baron Leijohn Hufind)也。

### 第二 會議の開幕

關稅會議は、一方執政府の反對派たる、吳佩孚其他の阻止運動ありたるに拘らず、豫定の如く、十月二十六日居仁堂樓上大廣間に於て、各國全權・顧問・隨員及支那國務總理以下關係吏員及新聞記者等、總員五百餘名列席の上開會せられ、段執政の歡迎辭に始まり、支那全權沈瑞麟の挨拶に次ぎ、

王正廷の演説あり、之れに對し、米・英・伊・日・和蘭・諾威・西班牙・瑞典の各全權は、交々演説せり。

然るに本開會式に於て、段執政竝に沈全權は孰れも關稅自主權に關し言及し、希望する所あり、王全權は自主權の取得并に暫定的加稅問題に就き、提議力説するに至りしを以て、各國全權は之れに對する意見を述べ、又は提案する所ありたり。

### 第三 議事日程委員會の成立

議事日程委員會は、開會式の翌日十月二十七日、同じく居仁堂に於て開會せられ、支那全權王正廷を議長とし、會議は支那側の提案に従ひ、三委員會を組織すること、せり。即ち第一委員會は、關稅自主權問題に關し、第二委員會は、自主權恢復に至る迄の過渡的暫行辦法に關し、第三委員會は、以上委員會に於て決定せる事項に關係ある問題を討議すること、し、各部委員長は國際慣例に従ひ、主催國たる支那全權より選出すること、し、前記の如く王正廷・顏惠慶及黃郛の三氏各委員長に選任せられ、外に起草委員會を組織し、顏惠慶を其委員長とせり。尙極東諮議院細則起草に關しては、英國側より希望案を提出したりしが、支那側に於ては、内政干涉の嫌ありとし、事態の變化を口實とし、極力反對したるが爲め、本案は一時保留すること、なれり。

同日決定したる大會議事日程は左の如し。

甲、第一委員會（關稅自主に關す）

一、支那政府より關稅一般規定を宣布す、但實際上の便宜より相互に一種の過渡期を協定し、實施すべき關稅自主の準備を爲す。

二、釐金を廢止す。

乙、第二委員會（過渡期中支那の採るべき預備手段に關す）

一、産銷附加稅の徵收。

二、奢侈稅の徵收。

三、陸境關稅率の統一。

四、貨物の評價。

丙、第三委員會（關稅會議に關係を有する事項に關す）

一、各種輸入貨物の原產地證明問題。

二、海關稅收入支出問題。

而して各委員會列席者の人數を如何に分配すべきやに就ては、完全に規定したるものなしと雖も、分配方法は、初め人數の多少を以て標準とせず、國家を以て單位とし、凡そ列席の各國人は各委員會に於ては、平均の表決權を有し、各種問題の解決は、總て委員會の討論終結を以て主となせ

り。

會議は本會議たる前記委員會の下に、諸種の小委員會（分科會）並に専門委員會を設け、更に非公式列國代表會議又は打合せ等ありて、各々重要事項を研究討議せり。

第四 委員會の議事經過

關稅特別會議に於て、正式に委員會を開催したるは、十四年十月三十日の第一委員會より、十五年四月九日に於ける、第二委員會第六回會議の専門委員會に至る迄、本會議は第一委員會二回、第二委員會五回、小委員會は全部を通して十回、専門委員會五回にして、開會を含み合計二十五回とす、而して非公式會議は、正式會議開催期間中は固より、十四年十二月下旬以來、十五年六月初旬に至る迄、會議の停頓期間を通じ頻繁に開會せられ、例へば債務整理に關しては三十餘回、關稅收入保管問題に關しても、亦八回の會合を見たり。今正式會議の開會日を表示すれば左の如し。

委員會（自一四、一〇、三〇、至一五、四、九）

第一委員會

第一回會議（一四、一〇、三〇）

第二回會議（一四、一一、三）

同上小委員會（一四、一一、一七）

第二委員會

第一章 總 說

第一章 總 說

- 第一回會議 (一四、一一、一六)
- 第二回會議 (一四、一一、一三)
- 第三回會議 (一四、一一、一四)
- 第四回會議 (一四、一一、一九)
- 第五回會議 (一四、一一、一〇)

以上に附帶する小委員會

甲、使途小委員會 (一四、一一、一九)

同上専門委員會

イ、厘金専門委員會 (一四、一一、三二)

ロ、其他目的専門委員會 (一四、一一、三二)

乙、附加税小委員會

第一回會議 (一四、一一、二三)

第二回會議 (一四、一一、三〇)

第三回會議 (一四、一一、二三)

第六回會議 (一五、二、一八)

同上に附帶する小委員會 (華府條約附加税に關す)

第一回會議 (一五、二、二〇)

第二回會議 (一五、二、二四)

第三回會議 (一五、三、八)

第四回會議 (一五、三、一二)

第五回會議 (一五、三、一八)

同上専門委員會 (奢侈税に關す)

第一回會議 (一五、二、二五)

第二回會議 (一五、三、二)

第三回會議 (一五、四、九)

以下序を追ふて各委員會の議事經過を概説すべし。

一、十四年十月三十日に於ける、第一委員會第一回會議に於ては、支那王代表釐金廢止計劃に關し覺書を提出し、之れに對し、日置全權は、二十六日の開會に際し、提案したる國定協定税率及差等税率の是非に關し附説し、前者を推奨する所あり、英・米其他の各代表亦所見を述ぶる所ありしが、尙具體的辦法を言明せる者なし。

二、同十一月三日の第一委員會第一會議に於ては、支那全權より關稅自主權承認聲明を要求し、英國全權マツクレーの自主權承認に關する言明及日本全權の自主權竝に暫行規定に關する意見の發表あり、次で米國全權マクマレーの加税及廢釐に關する詳細なる提議説明ありたり。

三、同十一月六日の第二委員會第一回會議に於ては、王全權の附加税に關する主張に繼ぎ、顏惠慶の附加税案に對する陳述及蔡全權の奢侈品の分類に關する説明あり、芳澤全權は日本政府の計劃案を朗讀したるが、同案中には、整理公債のモラトリアムに關する提案あり、次で米國全權スト

ローンは前會に提出したる米國案の内容を詳細に解説し、伊國全權セルチモは支途問題に就て提言する所ありたり。

四 同十一月十三日の第二委員會第二回會議に於ては、支那全權は、日・米案に對する意見書竝に附加稅收入基金委員會設置案を提出し、英國全權は、議會の整理及進行に就て意見を述べ、且自主權問題を後廻はしとし、華府會議の範圍内たる附加稅二分五厘の件を討議すべき旨を論じ、王全權之に應酬し、問題紛糾するに至りしを以て、英國全權は、主として米國案に依りたる調停案を提出し、説明する所あり、佛國全權マルテルは本會議に於て、始めて廢釐附加稅に陸境關稅に關し、具體的方針を聲明せり。

五 同十一月十四日の第二委員會第三回會議に於て、支那代表が自主權問題に關する決議案を提出したるに對し、英・米・佛全權の不同意説明、和蘭全權の修正案提出等あり、或は停頓に至らんとする情勢に在りしが、遂に日・英・米・佛・支五國全權より成る小委員會を設置することとし、自主權問題の命脈を維持することを得たり。

六 同十一月十七日の小委員會に於ては、前記日英米佛支の五國全權出席し、王全權より自主權の無條件承認の草案を提出し、決議案として採擇せらるゝに至れり。

七 同十一月十九日の第二委員會第四會議は、前記小委員に於て決議したる自主權案を可決し、尙

支那案の增收關稅の使途及稅率に關する小委員會設置に就て討議する所あり、即增收使途問題を第一小委員會、稅率問題を第二小委員會とし、更に支那提議の四項目中、釐金廢止準備金を第一專門委員會に、内外債整理・建設費及行政費問題を第二專門委員會に於て討議することとしたり。斯くて關稅自主權問題は、支那側の希望通り解決せられたるものとす。

八 同十一月二十一日の釐金專門委員會に於ては、日英米佛伊支六國全權及專門委員等出席し、外交次長曾宗鑑を議長とし、支那側より財政整理會作成に係る、釐金其他内地稅に關する收入表を提出して、廢釐の具體的方針を發表し、各國委員より質問應酬あり、釐金の定義に就き討議を重ねたり。且同日支那側にては、增收關稅管理の爲め、臨時關稅基金委員會を新設することとしたり。

九 同日其他の目的に關する專門委員會に於ては、財政整理會の調査案を提出し、就中債務整理に就て討議する所あり、同會議は主として財政部所管に屬するものとし、交通部債務に就ては、次回に譲ることとし、決定を見す。

同日支那政府は、内外債整理令を公布せり。

十 同十一月二十三日の附加稅率小委員會第一會議に於ては、支那側より、奢侈品に關する詳細なる品目表竝附加稅額算出方法説明書の提出あり、之に對し日・英兩全權の華府會議二分五厘附加

税案の主張あり、用途未定の際とて、同案は固より決議を見るに至らず。

十一 同十一月三十日同上委員會第二會議は、當時恰も郭松齡の獨立宣言に依り、奉天派内訌の爲、政局不安なりしに拘らず、税率委員會として開會、支那側は附加税收入見込に關する詳細なる説明書を提出し、又日本側の要求に基き、乙種奢侈に對し、更に説明を附加したり。

十二 同十二月十日第二委員會第五會議は、又時局不安裡に開會せられ、支那全權蔡廷幹より、貨物評價に關し提案し、各國全權との間に二三應答ありしが、結局該問題は、専門委員會に移すこととし、又支那全權王正廷は、支那在住外人に對する課税並に沿岸貿易税廢止に關する、兩聲明をなせり。

十三 同十二月二十三日附加税率小委員會第三會議に於ては、支那全權より、乙種奢侈品訂正表を自發的に提示し、之が理由を説明し、各國全權より二三質問應答あり、同日各國委員は、時局の爲、正式會議は當分中止すべきことを申合せ、會議は休會となれり。但爾後非公式會議は引き続き開催せられたり。

十四 十五年二月十八日第二委員會第六會議に於て、支那王全權は、暫行期間附加税見積表、使途に關する決議案及二分五厘附加税實施に關する決議・附加税即行案を提出し、修正案と共に、日・支・英・米・佛・和の六國小委員會に於て討議することゝなれり。

十五 同二月二十日の小委員會第一會議は、前記王全權の二決議案並に佛國全權其他より提示せられたる修正案に就て審議したるが、意見の相違ありしため決議に至らず。

十六 同月二十四日の小委員第二會議は、附加税の實施期手續並に奢侈品目の分類に關し、討議したるも決議に至らず、附加税實施期に就ては専門委員會に附議することゝせり。

十七 同月二十五日の専門委員會第一會議に於ては、奢侈品に關し討議す。

十八 三月二日の同専門委員會に於ても、同上事項に關し討議す。

十九 三月八日の小委員會第三會議に於ては、支那全權より、二月十八日の委員會に提出したる、支那側第二決議案の實行を要求したるも、議論あり討議に入らずして散會。

二十 三月十二日同上委員會第四會議は、附加税の實施期に關し(到著主義に依る)、決定する所ありと共に、使途問題及保管問題に關し討議したり。

二十一 三月十八日同上委員會は、又附加税實施期並に輸入品目表に就き討議したるが、決議に至らず。

二十二 四月九日専門委員會第三會議に於ては、日・英・米の協議に係る新税率案を討議し、之が修正すべき部分及品目分類に關し異見を生じ、支那側より新に該品目表を作成したる上、再提議の議ありしのみにて散會せり。

同夜北京にクーデター起り、段政府倒潰、會議は再び停頓するに至れり。

### 第五 停頓中の會議と其後の經過

十四年十二月以降、十五年二月十八日迄及同四月以降は、動亂又は政局の變動に因り、會議は停頓するに至りたるが、尙非公式會議に依り、討議の進捗を計りたり。即十四年十二月末、會議休會後は、各國委員の非公式會議は、毎月曜日に開會すべき旨の打合せを爲し、其間討議せられたる重要問題は、一、過渡期間内附加税率、二、附加税の使途、三、内外債整理、四、陸境關稅、五、互惠協定等に關する事項とす。

附加税率問題に就ては、外支委員間、屢次非公式に會商し、各國代表毎週和蘭公使館に於て、討議を重ねたり、就中十五年一月に至り、附加税率問題に關し、日・英・米等の互讓あり、又一月二十日頃、日支互惠條約締結の交渉開始せられたるも、支那側の拒絶する所となれり。

四月に於ける會議の停頓に際しては、英國全權は米國全權を動かし、同月十九日本會議打切の希望を、我國始め關係各國全權に内達し、意見を求むる所あり、更に五月英國全權ビール氏は日本經由歸國の途に就き、列國は華府會議條約の二分五厘附加税の實施に止め、或は現状の儘會議を停止すべしとの風聞を傳へ、關稅會議の前途甚だ暗澹たるに至れり。

支那政府は段氏下野後、一部委員の更迭を行ひ、四月二十九日顏惠慶・蔡廷幹・胡維德・楊永泰

等出席會議を開き、次で五月十一日支那關稅會議委員會の名に於て、會議進行に關し、支那政府の意見を披瀝したる通電を發したり。其意見中主たるものは、税率、裁釐及償債に關するものとす。一方我政府は、五月二十二日我兩全權に對し、既定の方針に基き、一、華府條約に依る附加税引上に關する件、二、自主權施行前に於ける差等税率に關する件、三、自主權施行後に於ける特別協約設定に關する件、四、増徴金の使途に關する件、五、保管銀行に關する件等に就き、逐次協議の上、解決に努力すべきことを訓令せり。

次で五月二十九日、前記支那委員は、二分五厘附加税及商品分類表に關し開議せるあり、六月五日吳佩孚は、自主權恢復の目的貫徹を聲明したり。然るに同月十日列國代表は和蘭公使館に非公式全權會議を開き、英國全權マツクレは附加税即行案のみを以て、會議の打切を主張し、日本委員は、一般條約と附加税即行案との不可分を力説したるが、支那正式政府の確立到底逆睹し難き狀勢なりしを以て、七月三日、日・英・米・佛・伊・白・和・葡等の各國公使は、和蘭公使館に會合し、關稅會議停止に關する共同宣言書を發表し、主席公使より之を外交部に通告すると共に、各國代表亦各聲明する所あり。例へば日本公使館の聲明に依れば、「支那の全權委員が、諸外國の全權委員と共に、諸種の問題の討議を再開し得るに至らば、遲滞なく會議の事業を進行せしむべき、眞摯なる希望を有するものなり」と謂ひ、英國公使館は、「華府條約の規定と精神とに順應したる合理的主張あれば、

固より商議に應ずべく、又次の會議に際し、支那委員が華府會議附加税を直に實施すべき方法を提出し、關係各國の同意を得るときは、英國政府は、關稅會議を停會又は斷絶するものに非ず、這回は支那政局の發展に依りて、關稅條約締結の交渉を中斷するに在り」と云へり。英國の眞意が、華府會議の加税を主眼すること、毫も當初の方針と異動せざる點、特に注目すべき現象なりとす。

右聲明に對し、四日支那側特別委員の顏惠慶・王寵惠・蔡廷幹及楊永泰は會議を開き、對策を攻究したるが、其結果關稅會議は支那政府が自動的に召集したるものにして、停會の如きは、支那政府に於て決定すべきものなるに依り、各國代表の通告に對しては重きを置かず、先づ支那政府に於て委員の補充を行ひ、各國に對し會議の繼續を通告すること、せり。

翌六日吳佩孚は、再聲明書を發し、若し列國が關稅會議を破壊せば、支那は自動的に關稅自主を宣言すべき旨を公表し、次で七月十四日、支那は臨時國務院會議を開き、關稅會議委員會章程修正案を決定し、同時に關稅會議全權及委員十二名を任命したり。會議に出席すべき全權委員を蔡廷幹・顏惠慶・王寵惠・張英華・顧維鈞及王蔭泰の六名とし、其他の委員は楊文愷・張志譚・梁士詒・潘復・馬泰及夏仁虎の六名とす。次で十五日居仁堂に新全權委員の第一回會議を開き、會議の續行に關し、左記三段の方法に出づること、せり。

一 關稅會議特別委員會より、各國代表に對し、支那側の同會議章程改正及委員補充に至る經過を述

べ、繼續開會を請ふ公文を發すると同時に、外交部より駐外各公使に打電し、各本國政府に對し、繼續開會を懇請せしむること。

二 外交部より人を派し、債務整理の手續に關し、豫定方法を協商せしむること。

三 關稅增徴後の用途に關しては、支那側より自動的に必要なる規定を設け、又稅率に關しては別に修改關稅々則委員會を設け、之が解決を圖ること。

翌十六日外交總長蔡廷幹は、口頭を以て關稅會議の續開を列國全權に通告し、又各全權個々に對し、秘書を派し、口頭を以て委員の任命を報告し、且續開に關する意向を探究せしめたり。越えて十九日蔡廷幹は、各國全權に對し、同月二十三日より居仁堂に於て關稅會議非公式全權會議を開催すべき旨通知せる結果、同日支那側は蔡氏を始め五代表、日・英・米・佛・丁・白和伊・諾葡・西瑞の列國よりは全權又は其代理者會合し、蔡全權より新代表を紹介すると共に、會議の繼續を説述せるが、列國代表は孰れも、明確なる意思表示を避けたるが爲め、有效なる打合を見ずして散會し、斯くて關稅會議は、事實上無期延期となるに至りたるものとす。

## 第二章 各國提案の比較

這回の關稅會議中、會議の首腦者たる、日・英・米・支の列國より提示したる原案に、包含せられ

第二章 各國提案の比較

たる事項にして、討議の上可決せられたるものは、支那案の自主権回復に關する一項にして、其他は凡て懸案として残りたるものとす。今昨年支那側より提示せる比較表に基き、日・英・米・支案の大綱を示せば左の如し。

事項	日本案	支那案	米國案	英國案
第一、關稅自主權 第二、厘金廢止 イ、原則	自主權享有の原則承認 支那は聲明に従ひ三年以内に釐金を廢すべし	無條件自主を主張 國定率施行と同時に釐金及類似の稅を廢止す	自主權享有の原則承認 支那は厘金及協定せらるべき類似の内地稅を廢止すべし	自主權享有の原則承認 支那は厘金其他内地稅を廢止すべき決意を聲明すべし
ロ、實施手續 A 準備		(一)、厘金制の調査六箇月(一九二五、一二、一、一九二六、五、三〇) (二)、厘金廢止方法の討議決定(一九二六、六、一、一九二六、一一、三〇) (三)、補償の爲公債發行四箇月(一九二六、八、一、一九二六、一一、三〇)		

事項	B 實行	C 補償	ハ、裁厘確保の手段
	(一)〇、鐵道厘金廢止二箇月(一九二七、一、一、一九二七、二、二九) (二)、五十支里外内地常關四箇月(一九二七、二、一、一九二七、六、三〇) (三)、其他厘金廢止八箇月(一九二七、七、一、一九二八、二、二八) 一九二七年十二月一日より各省への補償金分配を開始す	モラトリアムに依り三年間整理公債元利の支拂を猶豫し其資金を以て之か補償に充つ	關稅收入中より地方に裁厘補償金を分配す
			同上
			一、裁厘事務の認定 締約國多數の要求あるときは支那は一九二八年五月一日關係國代表者會議を開き厘金廢止の事實を認定し、且必要なる協定を爲すこと 二、事後の救濟法
			内國稅違約徵收に關し

第二章 各國提案の比較



第三、暫行辦法

輸入貨物に對し二分五厘附加税を課す(奢侈品五分以内)

本條約調印後三箇月  
(一) 普通品に對し附加税五分  
(二) 奢侈品甲類(煙酒)三割  
(三) 同乙類二割

不法に徴收されたる厘金は税關より全額を補償す

て海關に辨償制度を設く(尙内國税不當賦課防止の爲保障問題を考慮す)

(一) 一九二六年より普通品二分五厘、奢侈品最高五分とす  
(二) 新條約效力發生の日より關稅自主が實現する迄の暫行措置として賦課せらるべき附加税(五分以上)に對しては、内地税を課せられざる規定を設く

第四、國定稅率法

實施の條件

一、互惠協定稅率の實施(期間は條約にて決定)  
二、厘金全廢

同上

同上

同上

(一) 第一期  
(イ) 一九二六年二月一日以後凡ての輸入品に對し、二分五厘附加税を課す  
(ロ) 一九二六年七月一日以前より奢侈品に對し附加税五分  
(二) 第二期  
本條約實施後三箇月後  
(イ) 輸入税五分乃至一割二分五厘  
(ロ) 輸出税五分乃至七分五厘

三、三年内の期間

一九二九年一月一日以前

同上

同上

四、協定率實施と同時に  
たること  
(參考)

一、協定稅率の有効期間に關する日本の例(十二年)  
二、第二案「平均一割二分五厘を超えず且關稅條約第三條の規定と矛盾せざる如き方法にて差等稅率を適用するもの」は第一條の採用により消滅せるものを見るべし

第五、增收の使途

イ、範圍

一、廢厘補償  
二、内外債整理  
三、政費充當

一、同上  
二、同上  
三、同上  
四、建設費

一、同上  
一の2 不當課税の拂戻  
二、無擔保及不確實擔保の債務整理  
三、同上

一、同上  
一の2 同上  
二、借款  
三、同上

第二章 各國提案の比較

ロ、整理方法  
A 内外債

直に不確實債務全部を整理すること  
 (一)、整理すべき債務の範囲(内外債の全部)  
 (二)、財源  
 裁厘、財政整理及行政費に充つる財源として左記を擧ぐるも、特に債務整理の財源として明記せず  
 1、貿易の自然増加に依る増収  
 2、關稅剩餘  
 3、鹽稅剩餘擔保解除額  
 4、必要あるときは整理公債の元利支拂三年間の猶豫に依る資金  
 (三)、整理方法  
 關稅收入を擔保とする整理公債を發行し舊債權を棄換へしむ

公債の發行  
 (一)、一九二六年四月一日より四箇月内に債務整理事務を行ふこと  
 (二)、一九二六年八月一日より四箇月間に廢厘補償、債務整理及建設費の爲新公債を發行す

B 裁厘補償	(四)、整理公債の條件支那に對し可及的公正寛大なること モラトリアム必要の場合には三年の準備期間整理公債の元利を據置		附加稅增收は會議の定むる所に依り稅關機關にて保管す (一)、第一期附加稅實施時代、陸境にも附加稅金額を課する爲め協定すること (二)、第二期稅率適用の場合に海陸境關稅均一の原則を實施すること 調印と同時に	海陸同一率をなすこと
C 行政費 第六、保管制度				
第七、陸境關稅問題				
第八、條約實施(參考) 完全なる關稅自主權實行に至る迄の過程	(一)、二分五厘附加稅 (二)、國定稅率實施(支那案三年以内)	(一)、五分、二割、三割附加稅實施(三年以内) (二)、廢厘(三年以内)	(一)、二分五厘及五分附加稅 (二)、輸入品五分、一割	(一)、一九二六年より普通品二分五厘奢侈品五分

第二章 各國提案の比較

(三) 協定税率實施	(三) 國定税率實施(完 全なる關稅自主權時 代)	二分五厘、輸出品五分 七分五厘附加稅 一律又は差等税率實施 (三) 廢厘 (以上支那案に依る三 年以内)	(二) 新條約效力發生の 日より關稅自主が實現 する迄の暫行措置とし て賦課せらるる附加稅 五分以上、輸入の煙酒 其他には若干率、又輸 出品に對しても若干率
(四) 廢厘			
(五) 協定税率有効期間 満了			

更に以下列國委員より提示し、又は計劃したる成案を敘述すべし。

甲、英國案

一、概言

附加稅は一、過渡期間には、關稅增收以外、支那の收入を相當加増する見込なきと同時に、二、急激なる高率の增收は、收入上より見ても、危險なるが故に、現存輸入税率の二倍見當を至當となせり。

二、厘金廢止

イ、厘金補償附加稅を課す(本附加稅を支拂へば、爾後一切の課稅を免る)。

A、税率 二分五厘(奢侈品には更に高率)。

B、徵收 海關に於てす。

C、取扱 一般關稅とは分離して取扱ふ。

1、海關より直接地方に裁厘補償として支拂ふ。

2、關稅擔保債權の優先權の問題を生ぜず。

3、現在抵代稅若くは厘金を支拂ひ居る貨物に對しては、新なる負擔とならず(開港場にて消費せらる、貨物に對しては然らず)。

ロ、内地品にも現在の抵代稅制度を擴張す(支那側に一任す)。

ハ、右附加稅收入は、一九二四年度には、約三千九百四十萬元(輸出入稅收入の半)、(ロ)制度實施後は、優に四千萬元を越ゆべし。

三、附加稅率

	現行率	附加稅	計	裁厘附加稅	計
イ、普通品	五分	二分五厘	七分五厘	二分五厘	一割
ロ、奢侈品					
乙	五分	七分五厘	一割二分五厘	二分五厘	一割五分
甲	五分	一割七分五厘	二割二分五厘	二分五厘	二割五分

四 附加税實施期 條約批准の日(相當の豫告を以て)

五 附加税收入

一九二七年度に於て(單位千元)

一、五分税收入 六七、〇〇〇

(毎年自然増收二百萬元の外、一九二七年には税率改訂に依る増收四百萬元あり)

一、附加税收入

普通品 三三、五〇〇

乙級奢侈品 一四、七五〇

甲級奢侈品 一三、三五〇

計六一、六〇〇(自然増收を見込ます)

一、外國輸出税收入 二二、二〇〇(毎年自然増收五十萬元)

一、同上現實五分に

依る増收 一三、九〇〇 同上三十萬元

總計 一六五、七〇〇

外に生産税 二、二〇〇 毎年自然増收十萬元、附加税實施後は稅收倍加すべし

總合計 一六七、九〇〇

右より一、海關費用

一九二三、四年平均 一八、五〇〇 噸税より支辦の分を含ます。

二、關稅擔保内外債

償還額 九〇、八五〇

差引剩餘 五八、五五〇

六 使途順位 前記剩餘の使途は左の順位に依る。

イ、關稅増收上に擔保權を有する債務の償還。

ロ、整理公債の償還(一九二七、八年は年額四千萬元)

ハ、鐵道公債の一追加擔保(最高年額一千萬元剩餘あらば(二に充つ)。

ニ、建設費及行政費。

七 債務整理

イ、一九二七年より整理を開始す。

ロ、一九二七、八年には四千萬元を整理に充當す。

ハ、整理すべき債務總額決定の爲、先決すべき事項

1、整理すべき債務の條款提出。

2、換算率。

3、延滞利息の計算方法。

4、債務額の切下げ又は市價或は賣出價額に依る減額の可否。

ニ、各種債務の分類及順位(例へば賣掛代金及承認せられたるクレームに先順位を認むること)。

ホ、専門家委員會をして具體案を作成せしむること。

ハ、償還資金の保管 整理公債の信用を維持し、市價を保持する爲には重要な問題とす。

(Tariff Conference Notes, Dec. 24, 1895, Proposals for financing likin

abolition and other purposes, on lines of Japanese Scheme, prepared

by the British Delegation.)

及十四年二十五日日本専門委員英國案概要參照

### 乙、米 國 案

#### 一 稅 率

一、輸入稅

イ、決定せらるべき計劃の遂行に必要な額迄増加す、但

ロ、買易を阻害せざること。

ハ、華府條約協定率は一九二六年中可成的速に實行のこと

(假りに四月一日として算定せり)。

ニ、米國案に基く附加稅の實施期間は、一九二七及一九二八年とす。

ホ、稅率平均五分とす (Not flat rate, but graduated scheduled of duties.)

ヘ、收入額は一九二四年度五七、一五六、七八七元、之を基礎とし、自然增收を加へたること。

二、關稅純收入基礎は、一九二四年九一、五〇〇、〇〇〇とし、毎年四パーセントの自然增收を加算す。

#### 二、厘 金

(一) 補償金全部を關稅增收のみに求むべきものに非るべし(事實上の算定は、金額三箇年九千萬元を支出す)。

(二) 一九二六年より漸進的に廢止すること。

#### 三 整 理

(一) 總 額 假りに十億元とす。

(二) 利率

四分	一九二七—八年
五分	一九二九—三一年
七分	一九三二—四六年

(三) 期限 二十年間(一九二七—一九四六年。)

(四) 元金償還 一九二七年より開始し、最後迄毎年五百萬元を漸増。

四 政費及建設費

一九二六年	二、八三五、〇〇〇(事實は此より多かるべし)
一九二七年	一、三六一、〇〇〇
一九二八年	二、五二〇、〇〇〇

(American Delegation, Rates and Purposes, minimum Estimates, Dec. 22 1925)

丙、佛 國 案

一 原則

本案は附加税率と、各種支途に要する金額とを、調節按配することを目的とす。而して支那側の主張する使途は、一、厘金の急速廢止、二、不確實債務全部の整理、三、政費及公共事業費とす。

二 輸入税

輸入税収入増加の割合は、一九二四年度を基礎とし、毎年自然増収最低五分と見積りたり。實際の例は、一九二四年には九分五厘、一九二三年には六分九厘、一九二二年には六厘、一九二一年には一割八分四厘、一九二〇年には八分三厘即ち平均八分三厘なれど、内輪に見積りたり。而して一九二六年には税率の改訂行はるべきを以て、一九二七年度は別に五分の増加を見積りたり。

三 輸出税

一九二九年度の輸出税収入見積を爲すに當りては、一九二四年に於ける事實外國に輸出せられたる貨物に對する輸出税収入を基礎とし、之に前述の點を考慮し、毎年五分の増収を見積りたり。尙厘金か現實に廢止せられたる曉には、其補償として五割の附加税を認むることとせり。

四 附加税

米國案は最も好く貿易業者の利益と支那政府財政上の必要とを調和するものと認めらるゝを以て、米國案の趣旨に依り、(一)、一九二六年は九箇月間華府條約所定の附加税を、(二)、一九二七年及一九二八年は平均五分の附加税を、(三)、一九二九年は平均七分五厘の附加税を、課することとし、自然増収年額に關しては、前同様の見積りを爲せり。故に平均五分即ち四分及七分の附加税(本税と合し九分及一割二分となる)は最良且最衡平なるものと認めらる。尙一九二九年以後の輸

入税は、平均一割二分五厘と假定するも、煙草に對しては、若し最大の利害關係國に於て、異議なきときは、更に高率を負擔せしめ得べし。

#### 五、關稅收入(附加税を含む)

一九二六年度の收入は、關稅總收入(附加税を含む)より、噸稅收入を減じたる額(一三七、二五〇、〇〇〇元)を擧げ、一九二七年八年度は、右の外抵代稅收入を計上せず(抵代稅收入は、後述厘金補償附加税と共に、別に之を計上す)。但沿岸貿易稅及内地移出稅收入を含ましむ。一九二九年以降は輸入稅及外國輸出稅收入の合計を掲ぐ(一九二九年度二一八、五〇〇、〇〇〇元)。

各種稅收を見るに、一、五分稅收入は一九二四年を基礎とし、二、毎年五分の増收を見込み、一九二六年には六三、〇〇〇元、三、一九二七年後には、別に現實改定に依る増收五分を加ふ。

附加稅收入は、一九二六年度は、華府條約所定附加稅九箇月分二七、〇〇〇、〇〇〇元、一九二七年度平均五分六九、三〇〇、〇〇〇元、一九二八年度同じく七二、七六五、〇〇〇元(前年度に五分を加ふ)とす。

#### 六、關稅剩餘の算出

前記關稅總收入より、一、關稅擔保内外債務償還所要額(バドー案に依る)、二、新整理公債元利償還所要額を差引き、其殘部を剩餘として、各種用途に充つ、一九二六—一九二八年の三箇年剩

餘總額一億四千五百萬元あり。之より(イ)裁厘準備費用九千萬元を控除したる殘額五千五百萬元(此外後述抵代稅收入あり)は、(ロ)支那政府の行政費及(ハ)公共事業費に充て得べし。尙將來收入増加せるときは、必要に應じ、收入の一部を、(イ)或種の公債の擔保とし、(ロ)裁厘補償費の補充に充つることを得べし。

#### 七、債務整理(米國案に依る)

整理債務總額十億元と假定し、利率は一九二七—二八年四分、一九二九—三一年五分、一九三二—四六年七分とし、元金償還は、一九二七年より始め、二十年間に完済す(一九二七年度五百萬元、爾後毎年五百萬元を増加す)。

#### 八、厘金補償附加税(Surtaxe de compensation des likins)

支那政府及或國の代表は現行抵代稅を基礎とし、別個の厘金補償附加税を課すべきことを提議し、其稅率は抵代稅と同じく、輸出入稅の五割とす。一九二七年及二八年の二年間は嚴密なる意義の厘金補償附加税を課せず、現在の抵代稅制度は從來と同じく、任意的のものたり。只其收入を厘金の補償として地方に分配し、又本制度を支那の商人にも及ぼすことゝすべし。其結果本件收入は著しく増加し、厘金廢止準備は、此過渡期的措置に依り行はれ得べし。

一九二九年以降は、輸出入稅以外に、右特別附加税(Le Surtaxe special) は之を強行するものと

す。但生産税 (droits d'accise) の制度に依り、現在厘金の大部分を負担する支那商人をも、本制度に與らしむるを正當とすべし。而して之に依り生ずる収入は、之を地方に分與せらるべし。以上は試案として提出せられたるものとす。

(Note pour les Travaux de la Conference Douaniere.) 十五年一月四日佛國全權事務所より提示せる佛國側提案)

丁、伊 國 案

第一 提案の要綱

- 一、一九二九年一月は現行五分税を實施し、二月より華府協定附加税を實施す。
- 二、一九二六年五月より左記附加税を實施す。
  - イ、普通品 五分 (現行五分の外)
  - ロ、奢侈品甲級二割 (同)
  - 乙級一割 (同)
- 三、一九二九年より支那國定税率實施、但其収入は前記二案の収入より少からざること。
- 四、以上の収入を以て支那債務十億元を二十箇年間(一九二六—一九四五)に整理するものとす。但年利平均七分、原債權の利率八分以下のものは、原定利率に依る、元金の償還は初め四年間

据置(一九二六—一九二九年)。

第二、提案内容の説明

A、整理財源たる關稅收入の算定方法

甲、現行税率の海關收入

一、總收入 (一九二四年度)

六九、五〇〇、〇〇〇兩

二、自然増收 (年四分増率)

(一九二五、六年分)

五、五六〇、〇〇〇

三、常關 (一九二四年度)

四、二〇〇、〇〇〇

合計

七九、二六〇、〇〇〇

一、五〇にて換算

一一八、八九〇、〇〇〇元

收稅費

一〇、〇〇〇、〇〇〇

差引純收入

一〇八、八九〇、〇〇〇

乙、華府協定税率に依る收入

一、二分五厘輸入附加税

(一九二四年度輸入税の半額)

二八、五七五、〇〇〇元



第二章 各國提案の比較

二、二分五厘奢侈品附加税甲級

一、八六〇、〇〇〇

同 乙級

六、八〇〇、〇〇〇

(奢侈品は、一、及二、の各二分五厘を加へ五分とす)

三、自然増収 (一九二五、六年分)

二、二八〇、〇〇〇

合計

三九、五一五、〇〇〇

丙、伊國案税率に依る收入

一、五分輸入税 (乙の華府協定率の二倍)

五七、一五〇、〇〇〇

二、自然増収 (同上)

四、五六〇、〇〇〇

三、奢侈品

甲級、一割五分 (一の五分の外)

一一、一九〇、〇〇〇

乙級、五分 (一の五分の外)

一三、六〇〇、〇〇〇

合計

八六、五〇〇、〇〇〇

即一九二六年の收入

前記甲の十二分の一 (一九二六年一月現行税率)

九、〇〇〇、〇〇〇元

同 甲及乙の十二分の三 (同年二月—四月華府税率)

三七、〇〇〇、〇〇〇

同 甲及丙の十二分の八 (同年五月—十二月伊國案税率)

一三〇、〇〇〇、〇〇〇

合計

一七六、〇〇〇、〇〇〇

一九二七年度及其以降の收入

一九五、三九〇、〇〇〇

甲及丙の合計

自然増収率八分に依る金額約千五百萬弗は、別途に計算し、以て收入減少の場合に於ける準備資金となせり。

B、關稅收入の使途

一、現存關稅擔保債務償還資金一九二六年度分

九〇、〇〇〇、〇〇〇弗(毎年遞減す)

二、釐金廢止補償金自一九二六年至一九二八年度

毎年 三〇、〇〇〇、〇〇〇

三、民政費 (一九二六年度以降)

一〇、〇〇〇、〇〇〇

第二章 各國提案の比較

四、新整理公債利息

一九二六年度半箇年分	三五、〇〇〇、〇〇〇
一九二七年度以降一年分	七〇、〇〇〇、〇〇〇

但一九三〇年度より元金の償還を開始するに依り、一九三二年度より利拂金遞減す。

五、新整理公債元金償還資金

一九三〇年度より開始	三五、〇〇〇、〇〇〇
一九三一―三二年度	四五、〇〇〇、〇〇〇
一九三三―三七年度	五〇、〇〇〇、〇〇〇
一九三八―四五年度迄遞増	

六、支那政府へ解除すべき剩餘

一九二六年	一〇、六〇〇、〇〇〇元
一九二七年	八〇〇、〇〇〇
一九二八年	五〇〇、〇〇〇
一九二九年	三二、八〇〇、〇〇〇
一九三〇年	三、一〇〇、〇〇〇
一九三一年	六、七〇〇、〇〇〇
一九三二年	一〇、三〇〇、〇〇〇

以下毎年遞増

第三、支那政府の政費資金

支那政府の政費資金としては、前記附加税より支出する一千萬弗の外、鐵道剩餘、鹽餘、煙酒税、崇文門税、不動産移轉税及關稅自然增收前記千五百萬弗あり。(Memorandum prepared by the Italian Delegation. Jan. 11 1926)。

戊、和 蘭 案

第一、概 言

和蘭案の要領は、一、大體に於て英國案を支持し、二、賣掛代金現金支拂の爲特に新債募集のこと、三、整理案中に内債を含まざること、四、其結果整理すべき債權を五億とすること、五、整理資金を別に積立て自主權回復後と雖も存續せしむること、六、利率を年六分とすること、七、不完全擔保と無擔保とを區別したること等なり。

第二、支那國債と其財源

- 一、三大財源(擔保)左の如し。
- イ、關稅收入(他の資源は激減せるに依り、一に本稅の附加税に依る)
- ロ、鹽稅收入(激減)
- ハ、鐵道收入(同)

二、國債總額は、支那の面積人口及既設鐵道の價值等を考慮するときは、寧ろ少額にして、其額二億五千萬磅とす(和蘭と同額にして英の三十分の一に過ぎず)、而して其過半額は關稅及鹽稅を擔保とするを以て、他の無擔保分を確保するは容易なりとす。

### 第三、支那國債の整理

一、不完全擔保及無擔保債權の總額は未定なり。假りに内債を除き五億元とす、但實際財政部三八八、一九八、五七五元、交通部二五一、三八五、三一六元にして、計六三九、五八三、八九一元なり。而して其内不參加債權者の分を約一億三千萬元と見積りたり。(交通部債務總額は六〇一、二二五、七三五元なるも、内湖廣、津浦鐵道借款七三、六四一、〇九〇元、鐵道支拂基金に入るべき二四三、六九九、三二七元、英佛公債三二、五〇〇、〇〇〇元を控除し、殘額二五一、三八五、三一六元となる)。

二、各個債權は差別的たるを要すること。

- 1、順位としては即ち(イ)關稅に第一擔保權を有するもの(湖廣津浦の例)、(ロ)不完全擔保のもの、(ハ)無擔保のもの。
- 2、方法としては、總て公募せられたる國債は、支那國際聲價維持の爲、其支拂を確保すべきなり(整理公債に乗り換ゆることなく)、殊に鐵道公債の如き低利公募のものは殊に然りとす。

外に賣掛代金は、特に別個有利なる考慮を要す。即ち出來得べくんば、一九二六年五、六百萬磅の公債を募集し、其代金を以て現金支拂を爲す。支那政府の些したる新負擔とならざる公募を爲すこと、難事に非るべし。

三、整理公債の種類を銀元及金弗の二種とす。

四、利率 年 六 分

五、償還期限 二十箇年

六、支拂資源

1、經過期間中 關稅附加稅收入を以て獨立基金を作る。

2、自主權回復後 本資金制を存続す(一九四六年整理公債皆濟迄)。

關稅收入の四割見當を月額積立とす、但最大限は一箇年所要額の月賦額、最少限度は八四、

〇〇〇、〇〇〇元。(Suggestion of the Netherland Delegation, Jan. 12 1926)

己、支那案 (債務整理案)

### 第一、範圍

事實上中央政府の負擔せる不確實内外債の全部、即

1、財、交兩部の直接債務にして、無擔保並に不完全擔保の内外債に限ること。

第二、支拂擔保

- 1、過渡期間は毎年の關稅附加稅の一定部分(三割及自然增收)
- 2、自主權回復後は、毎年の關稅收入の一定額(同上)

第三、金額の決定

各公債前貸債務の條件及金額は整理に先立ち、公正且衡平に改算せらるべきこと。  
金額は八億元と見積り十分なるべきこと。

其決定方法は(1)、債務の審査、(2)、債務金額が支拂はれたるや否や、事實上契約通り物品が引渡されたるや否やを取調ふること、(3)、關稅會議開催の不必要なる延期に基く利息及諸費用を廢棄し、及延滞利子を一定率に限局すること(或場合には延滞利息及諸費用を廢棄すること)、(4)、舊公債の發行價格を以て、債權算出の基礎とすること等なり。

第四、新舊債務の引替 各債務決定金額と同額の整理公債に引換ゆること。

第五、償還方法の決定 利息及元金の償還は、一定の償還基金に依り支拂はる、様、適當に按配決定せらるべきこと、其條件左の如し。

- 1、總ての債務は、其性質の如何を問はず、一樣に整理せらるべきこと、舊債務附帶の利權は、

凡て無効たるべきこと。

- 2、利率は最初低率とし、遞増すること(最初四箇年三分、次の九年四分、最後の十七年五分)
- 3、償還基金の充當(第一に利息を支拂ひ、殘額は全部元金の償却に使用す)。
- 4、償還期限は三十年とす。
- 5、整理機關 財政部及財政整理會
- 6、基金管理 基金の確實と安全との爲め、適當なる方法を案出す。
- 7、財政整理會の債務表中に包含せられざる債權あるときは、交渉調査の上、若其債權が中央政府の債務なりと決定せば、整理案に包含せしむ。
- 8、賠償金は外交部に於て決定せしむ。

庚、日本案

日本側當初の計劃は、モラトリアム案に依り、華府會議所定の二分五厘附加稅を以て、財政整理を行はんとするものにして、其根據は下の如し。

一、中間期間に於ける財源

民國政府歲入の財源は、關稅、鹽稅剩餘、煙酒稅、印花稅及崇文門稅とす、而して

- (1) 關稅二分五厘附加稅に依る增收(内輪に見積る)、本稅及剩餘は左の如し。(單位千元)

年次	二五附加税增收額	現行關稅收入の加算額	關稅剩餘
一九二六	三一、五〇〇	一一八、九〇〇	三一、九〇〇
一九二七	三三、〇〇〇	一三四、六〇〇	三三、六〇〇
一九二八	三四、五〇〇	一四〇、三〇〇	三四、三〇〇

(2) 鹽務に關しては、其擔保債權の元利償還所要額を扣除したる剩餘額は、(單位千元) 一九二六年三一、三六〇、一九二七年三一、四七三、一九二八年三一、五八五に上るべき見込なり。

(3) 煙酒税は各年九十萬元、印花税は各年四十萬元、崇文門税は第一年及第二年二、四〇〇、〇〇〇元、第三年度に於ては、廢厘の結果其收入なかるべきも、一方此減收に對する補償あるを以て、實收には減少なきものと豫定し、以上(1)乃至(3)の諸收入合計は、第一年度六六、九六〇、〇〇〇元、第二年度六八、七七三、〇〇〇元、第三年度六九、五八五、〇〇〇元に達すべし。

## 二、中間期間に於ける使途及金額

中間期間の使途としては、(イ)廢厘に伴ふ補償、(ロ)内外債の整理、(ハ)一般行政費の三項目とし、(ロ)の債務整理に就ては、既に十一月六日第二委員會に提議したるが如く、中間期間に於ては、元利支拂の猶豫をなすが爲め、財源充當の要なし。

(イ)廢厘に伴ふ補償費に關しては、支那側の説明書に徴し、一時七千萬元の補償を要するものとせば、毎年二千三百萬元を充當するの要あり。

(ハ)一般行政費に關しては、其殘額を充當すべく、即ち各年四千四百萬元を充當し得べし。

更に第二委員會に對する準備行爲として、昨年十一月日本側委員の手に成れる債務整理の計劃を示せば左の如し。

### 第一、整理すべき債務の範圍

#### 一、今回整理すべき債務の範圍は

- 1、外國債及内國債の兩者を含ましむ。
- 2、財政及交通兩部所管のものを含ましむ、但交通部所管のものに就ては、同部の財源に依り別途に整理し得べき債務は之を除く。
- 3、右兩部の直接債務のみならず、中央政府の元利支拂保證あるもの、及中央政府に於て、債務發生に際し、正式承認を與へ居るものを含ましむ。
- 4、無擔保及擔保不確實若くは擔保不充分的債務を含ましむ。
- 5、内亂其他に依る損害賠償を含ましむ。

二、前項の債務と雖も、現實に債權金額又は之に相當する物品の授受無き債務に就ては、除外又は減額等、金額に關する査定を爲す。(備考イ)英國側債權中には現品未交付のものあり、又佛國にも本文所示の例あり、支那内債に就ては特に精査を要す、(ロ)我西原借款に付諸外國より

除外又は減額等不利益なる差別待遇の主張あるときは、極力平等の條件に依り整理に加入せしむること。

第二、整理債務金額概要

専門家會議の結果を俟たざれば、精確なる債務總額を知るを得ざるも、既得の資料に基き計算すれば、大體下の如し。

支那無擔保及擔保不確實債務額（借款團關係國の分は一九二五年六月末、其他は同年十二月末現在元利合計）

(1) 財政部所管

外債	四六五、九三六、〇〇〇元
内債	一九〇、七六四、〇〇〇
計	六五六、七〇〇、〇〇〇

(2) 交通部所管

外債	二八四、二二一、〇〇〇
内債	五一、六五六、〇〇〇
計	三三五、七七七、〇〇〇
合計	七五〇、〇五七、〇〇〇
外債	

内債	二四二、四二〇、〇〇〇
内外債總計	九九二、四七七、〇〇〇

右整理債務金額には、整理實行迄の利息を加算すべきに依り、其總額は當然十億元を越ゆべきも、重複のもの及現品未交付のもの等あるを以て、十億と概算して不可なかるべし。（備考一九二五年十月發行財政整理會調査に依れば一、〇九八、〇〇〇、〇〇〇元なり）。

第三、整理財源

一、整理財源は、華府條約所定の附加稅增收額を基礎とし、之に將來の一般關稅自然增收額並に關稅擔保解除額を加へたるものとす。  
二、右の方法に依り、整理財源が幾何に上るかは、左の通り算定したり。（單位千元）

一九二六年	三四、〇〇〇
一九二七	三八、四〇〇
一九二八	四五、五〇〇
一九二九	六一、二〇〇
一九三〇	六七、七〇〇
一九三一	七一、五〇〇
一九三二	八四、五〇〇
一九三三	一〇〇、一〇〇

第二章 各國提案の比較

一九三三	一〇六、七〇〇
一九三二	一一五、九〇〇
一九三一	一七、〇〇〇
一九三〇	一一〇、三〇〇
一九二九	一二三、五〇〇
一九二八	一二六、七〇〇
一九二七	一九、八〇〇
一九二六	一五、三〇〇
一九二五	一五、四〇〇
一九二四	一三七、四〇〇
一九二三	一五八、五〇〇
一九二二	一七一、五〇〇
一九二一	一八二、三〇〇
一九二〇	一八二、三〇〇
一九一九	一八八、〇〇〇
一九一八	一八八、〇〇〇
一九一七	一八八、〇〇〇
一九一六	一八八、〇〇〇
一九一五	一八八、〇〇〇
一九一四	一八八、〇〇〇
一九一三	一八八、〇〇〇
一九一二	一八八、〇〇〇
一九一一	一八八、〇〇〇
一九一〇	一八八、〇〇〇
一九〇九	一八八、〇〇〇
一九〇八	一八八、〇〇〇
一九〇七	一八八、〇〇〇
一九〇六	一八八、〇〇〇
一九〇五	一八八、〇〇〇
一九〇四	一八八、〇〇〇
一九〇三	一八八、〇〇〇
一九〇二	一八八、〇〇〇
一九〇一	一八八、〇〇〇
一九〇〇	一八八、〇〇〇

三、右財源の全部を債務整理のみに充當し得ざるは勿論にして、一面廢厘の補償費及一般行政費の補給にも相當金額を充當するの要あり、是に於て其充當割合を如何にすべきやの問題を生ず。

第二委員會に於ける本邦側提案には、二分五厘附加税の實施を最初三年とし、而も同期間内に廢厘の實現を表明したるに依り、右財源は廢厘補償費として優先に充當する要あり。而して同經費は十一月十九日支那側委員の説明せる所に依れば、九千萬元に上る見込なるを以て、若し此經費を支辦するときは、債務整理に充當すべき金額は極めて少額となり、一方行政費の控除をも考慮せざるべからざるを以て、債務整理に充當すべき財源なき結果となる。依つて此過渡期間に於ては、債務整理に對しては、財源を留保せず、元利の支拂を猶豫する外なく、既に本邦側としては、支拂猶豫を提議したり。

右の如く債務整理の爲充當すべき財源は、過渡期間經過後に係るものにして、其金額割合は、行政費補給の所要をも考慮したる上、一般關稅剩餘の毎年平均七割五分見當を充當すること、し、整理の合理的具體案を作成せんことに努めたり。後記の試案を採用するときは、債務整理に要する財源金額は下の如し。(單位千元)

一九二九	三六、二四三	一九三四	七五、三〇〇
一九三〇	五六、二四五	一九三五	九五、九〇〇
一九三一	五六、二四三	一九三六	九三、五〇〇
一九三二	七一、一〇七	一九三七	一〇二、一〇〇
一九三三	七五、三〇〇	一九三八	一〇〇、〇〇〇

第二章 各國提案の比較

一九三九	九七、九〇〇	一九四六	一一四、八〇〇
一九四〇	九五、八〇〇	一九四七	一〇九、九〇〇
一九四一	一一三、七〇〇	一九四八	一三五、〇〇〇
一九四二	一一〇、二〇〇	一九四九	一二八、〇〇〇
一九四三	一〇六、七〇〇	一九五〇	一三一、〇〇〇
一九四四	一〇三、二〇〇	一九五一	一三二、六〇〇
一九四五	一一九、七〇〇	一九五二	四、二〇〇

第四、債務整理案要綱

- 一、一般關稅收入を擔保とする新整理公債を所要額丈(整理範圍に入る債權額を限度とす)發行し、之を整理を希望する債權者に交付す、即新舊債務の乗換へをなす。
- 二、整理公債の交付に依り、原債權は當然消滅す。尙特殊の契約あるものに付ても、契約條項中、元利金支拂并擔保に關する條項は削除せられたるものとす。
- 三、前記の外、契約中に規定する利權に關する條項も、整理公債の交付に依り消滅したるものとす。(基本的協約の存するものは當然留保せらる)
- 四、整理せらるべき債務の發生事情、種類、現在擔保の性質若くは其有無、又は償還期限、其他の條件等に依り、整理の條件(利率、償還期限、償還割合、擔保順位等)を異にすることなく、

全部平等なる同一條件を以て、一括整理の方法を採ること。

- 五、新整理公債の利率は一定し、(但原利率が此一定率以下なるときは、原利率を以て整理公債の利率とす)、且此一定率を決定するに當りては、整理財源が初めに少く、漸次増加する事情に顧み、當初は低率とし、後高率とする様按配すること。

- 六、整理財源又は公債取引上の關係等より、交付公債の條件に對し、己むを得ざる差等を設くる必要あるときは、各債權者一般に按分を以て適用し、債權の種類に依り差別待遇を爲さざること。
- 右の場合に於ては、前記四及五に依らず、利率及元利支拂方法の異なる二種の公債發行を避けざることを。

七、新整理公債の具體的條件試案

前記財源の範圍内に於て適宜按配し、各種の考案を爲す、其一案左の如し。

(1) 利率

- イ、一九二六—一九二八年迄三箇年間 四分
- ロ、一九二九—一九三四年 五分
- ハ、一九三五—一九五二年 七分

右利拂に關しては、初め三年間は支拂を猶豫し、左の方法に依る。

A 此猶豫期間の利子額に相當する新整理公債を利拂期に交付すること。(原債權整理の爲



交付する新整理公債と同一条件のもの。

B 少額債権者(例へば公募公債の少額所有者)の債権にして、(A)方法に依るを不便とするものは、右猶豫期間に於ける利子額を加算したる額面の新整理公債を、當初に於て交付す。

(2) 償還期限

一九二六年より起算し、滿二十六年間に元利を完済す、但元金償還は初年より六年間据置くものとす。

(3) 發行價格は額面とす。

(4) 新整理公債の元利表示貨幣は、原債務の貨幣に依る、但債権者の選擇に依り、一定の換算相場を以て、民國貨幣元に振替へ、「元」表示の整理公債を交付するも妨げず。

附記

債権者にして整理を不利と認め、整理より除外されんことを希望する者に對しては、之を強制せず、原債権を其儘維持せしむ。

次で關稅增收率、收入及使途の問題に關し、本年一月日本委員の手に成れる試案の一を摘記すれば左の如し。

甲、關稅增收率及關稅收入見込額

第一 過渡期間

一、輸入稅附加稅率

原則は華府會議所定二分五厘奢侈品五分となしたるも、華府會議後の事態の變化を考慮し、附加稅は、(イ)普通品一律二分五厘(輸入稅率計七分五厘)、(ロ)奢侈品は差等稅率に依り、貨物を六級に分ち、即ち五分(輸入稅計一割)より二割五分(輸入稅計三割)とす。

本案は英國案の如く、厘金廢止補償の爲め、特別附加稅を徵せず。

二、附加稅增收の實施時期 一九二六年七月一日とす。

三、陸境關稅輕減率の撤廢

華府條約第六條所定の如く、輕減率の撤廢は、附加稅增收と同時に實行す。

四、輸入稅以外關稅各收入の増減

イ、輸出稅

輸出稅は、A、對外輸出貨物及B、支那貨物の内地移出に對し、共に現狀を維持す。

ロ、沿岸貿易稅

現狀の儘とす。

ハ、噸稅

現狀の儘とす。(各國案同じ)

## ニ、抵代税及常關稅收入

廢厘の實行に伴ひ、當然兩稅共廢止せらるべきものとす、但其時期及額は、豫定困難なるが、厘金廢止補償費として、各一年分收入の相當額を充當せんとする支那案より推定し、大體各一箇年分收入の減少を見るものと豫想せらる。

## 五、過渡期間關稅收入見積額

## イ、關稅總收入

前掲附加稅其他本案實行の場合、過渡期間の關稅總收入は左の如くなるべし。

一九二六年	一四八、八〇〇、〇〇〇元
一九二七年	一八六、六五〇、〇〇〇
一九二八年	一九二、三五〇、〇〇〇

## ロ、關稅各收入内譯

A、現行五分輸入稅 一九二四年實收五千七百萬元を基礎とし、毎年自然増收三百萬元、

尙一九二七年には現實五分改訂實施の結果、改訂に依る増收四百萬元を計上し、結局

一九二六年	六三、〇〇〇、〇〇〇元
一九二七年	七〇、〇〇〇、〇〇〇
一九二八年	七三、〇〇〇、〇〇〇

となる。

B、輸入稅の附加稅 二分五厘の附加稅は、前記の半額とし、一九二六年は六箇月分を計

上し、即ち一千五百七十五萬元、一九二七年三千五百萬元、一九二八年三千六百五十萬元

とす。

C、奢侈品に對する附加稅追加收入 一九二六年六箇月分一千四百二十五萬元、一九二七

年二千八百五十萬元、一九二八年二千八百五十萬元とす、但自然増收を含まず。

D、輸出稅 一九二四年の實收三千四百萬元を基礎とし、之に自然増收年額百二十萬元を

加算し、一九二六年三千六百四十萬元、一九二七年三千七百六十萬元、一九二八年三千

八百十萬元とす。(自然増收は過去十年間即一九一五—一九二四年の平均を採る)

E、陸境關稅輕減率撤廢に依る増收 對日露陸境各關に於ける一九二二年乃至二四年の陸

境輸出入稅收入平均年額(輸入稅九〇三、三五四兩、輸出稅一、五四一、八四二兩)の三分の

一、及對英佛陸境各關の輸出入稅收入平均年額(輸入稅四四〇、三三三兩、輸出稅一六七、二

一八兩)に付、輸入稅に於ては其三分の一、又輸出稅に於ては、其十分の四に相當する金

額を收入とし、更に輸入稅に付ては、二分五厘附加稅相當額を加へて算出するときは、一

九二六年六箇月間百四十萬元、一九二七年及二八年各二百八十萬元となる。

F、沿岸貿易税及噸税 最近三年即一九二二年—二四年の平均收入二百五十萬兩即三百七十五萬元を標準とす。

G、抵代税 最近三箇年即一九二二年—二四年の實收年額平均三百七十七萬七千兩に照らし、一九二六年四百五十萬元、一九二七年及二八年は各二百二十五萬元とし、自然増收を含まず、尙ほ本税は前述の如く廢厘に伴ひ廢止せらるべきものなるに依り、過渡期間に於ける減收は、合計一年度分に相當するものと豫定し、一九二七年及二八年に於ては各二百二十五萬元を減額豫定せり。

H、常關收入 最近四年即一九二二—二五年の實收年額平均四百四十六萬二千兩を基礎とし、一九二六年六百萬元、一九二七年及二八年各三百萬元とし、自然増收を含まず、而して一九二七、二八兩年度には、抵代税と同じく半額を減額計上せり。

I、徵收費其他の支出 本經費に關しては、最近四年間即一九二二年—二五年の實績に徴するに、平均年額一三、四七七、〇〇〇兩即二〇、一七二、〇〇〇元に上れり、(一九二二年一三、一三二、〇〇〇兩、二三年一一、五六〇、〇〇〇兩、二四年一三、八五五、〇〇〇兩、二五年一五、二四四、〇〇〇兩)、奢侈品に對する差等税率の實行等に依り、海關經費減額の餘地なきを以て、二千萬元と計上したり、(英國は噸税を特別勘定とし、收入中より除外し、徵

收費を千八百五十萬元と計上し、米國は千九百二十六萬元、伊國は一千萬元、佛國は僅に七百萬元を見込たるが如し)。

ハ、關稅純收入 前記收入より二千萬元の徵收費支出を扣除したるものとす。

ニ、關稅剩餘額 關稅純收入より既存關稅擔保債償還資金即所謂舊負擔所要額を扣除するときは、下の如く關稅剩餘額を算出し得べし。(單位千元)

年次	關稅純收入	既存關稅擔保債償還資金	關稅剩餘
一九二六	一二八、八〇〇	八九、五二五	三九、二七五
一九二七	一六六、六五〇	九〇、八五二	七五、七九八
一九二八	一七二、三五〇	九一、五八五	八〇、七六五
計			一九五、八三八

而して右剩餘は債務整理及其他の使途に充當せらるべきものとす。

ホ、各國案の關稅剩餘比較表 (單位千元)

國別	一九二六年	一九二七年	一九二八年	合計
日本	三九、二七五	七五、七九八	八〇、七六五	一九五、八三八
米國	三二、八三五	七六、三六一	八二、三二〇	一九一、五一六
英國	七、四〇〇	五八、五五〇	六一、七〇〇	一二七、六五〇
外に厘金附加税		三四、〇〇〇	三四、〇〇〇	六八、〇〇〇

	佛國	英國計	佛國計
佛國	四七、七二五	四六、九五四	五〇、五六一
外に過渡期抵代税		七、〇〇〇	一〇、〇〇〇
伊國	八五、六二三	一一〇、八六六	一〇九、五七八
支那	七〇、六二八	七二、四一六	八一、二五四
英國計			一九五、六五〇
佛國計			一四五、二四〇
佛國計			一七、〇〇〇
佛國計			一六二、二四〇
佛國計			三〇六、〇六七
佛國計			二二四、二九八

第二、自主權回復後

一、輸入税率及收入見込額

自主權回復後の税率は、支那独自の決定する所なるも、中庸を採り、假りに平均一割の税率とするときは、自主權回復初年度一九二九年に於て、一億五千三百萬元となる見込にして、一九二八年度に比し、千四百萬元の増加なり。本邦案の一割は、輸入税の全部にして、厘金補償税等を附加せず。(備考、自主權回復後英國案は、過渡期に比し税率引上げを豫定せず、一九二八年に比し自然増収二百萬元を計上し、米國案は二分五厘の増率を豫定し、且自然増収率四分を見込み、佛國案は米國と同じく二分五厘増率及自然増収五分を見積り、伊國案は増率を見込まず、但自然増収に於て八分を計上せり。而して支那は一九二九年に於て一千萬元、更に一九三六年に於て一千萬元の増収を見込みたり。)

二、輸入税以外の關稅増減

- イ、輸出税 過渡期と同じく現状の儘とし、尙現實五分改訂をも行はず。
- ロ、沿岸貿易税 現状維持とす。
- ハ、噸税 同上。
- ニ、抵代税 厘金に伴ひ全廢せらるべし。
- ホ、常關税 同上。

三、關稅收入見積及關稅剩餘額

(1) 本案を實行したる場合、自主權回復後に於ける關稅總收入は左の如し。(單位千元)

一九二九年	二〇一、八〇〇	一九三二	二二四、二〇〇
一九三〇	二〇八、〇〇〇	一九三三	二二六、六〇〇
一九三一	二一四、二〇〇		

(以上各年共に自然増収年額六百二十萬元を見込たり)

(2) 右總收入内譯左の如し。

(イ) 輸入税

一九二八年の五分稅收入見込額七千三百萬元に、陸境輸入關稅輕減率撤廢に依る増収年額百萬元を加算したる七千四百萬元の二倍即一億四千八百萬元を以て、平均一割輸入稅收

第二章 各國提案の比較

入とし、之に自然増収年額五百萬元を加算して、一九二九年の輸入税見込額を算出し、以下毎年自然増収額五百萬元を加算したるものを掲ぐれば左の如し。(單位千元)

一九二九年	一五三、〇〇〇	一九三二	一六八、〇〇〇
一九三〇	一五八、〇〇〇	一九三三	一七三、〇〇〇
一九三一	一六三、〇〇〇		

今自主權回復後に於ける輸入税收入見積比較表を示せば左の如し。(單位千元)

國別 輸入税收入 日本案との對比(増加)

日本案	一五三、〇〇〇	
英國案	一三四、六〇〇	
外に厘金補償税	三五、五〇〇	
計	一七〇、一〇〇	(増) 一七、一〇〇
伊國案	一四八、〇六〇 (一九二六年分)	
外に一九二七—二八年間八分の自然増収	三八、四八七	
計	一八六、五四七	(増) 三三、五四七
米國案	一七三、八四八	(増) 二〇、八四八
佛國案	一九一、〇〇七	
外に厘金補償税		

三八、二〇一  
計 二二九、二〇八 (増) 七六、二〇八  
支那案 一七五、〇〇〇 (増) 二二、〇〇〇

伊國案は自然増収率八分なるが爲、本邦案に比し著しく收入多額なるも、若し本邦採用の自然増収金額(一九二七—一九年間計千四百萬元)を之に充つるときは、本邦案に比する増収は九百〇六萬元となる。

佛國案は自主權回復後厘金補償税として、輸出入共に二分五厘の増率(増収五二、〇四七、〇〇〇元)を豫定するも、本表には其内輸入税に關する分のみの金額を計上したり。

支那案の收入額は推測に基く、即一九二八年度輸入税六千三百萬元、附加税一億二百萬元及一九二八年自然増収一千萬元を積算せるものなり。

以上各案共自然増収額の基礎共通ならず、従つて前表は實質上の比較を示せるものに非ず。

(V) 輸出税

一九二八年の輸出税收入見込三千八百八十萬元、之に陸境輸出關稅輕減率撤廢に依る増収年額百三十萬元を加算し、更に自然増収年額百二十萬元を加へて一九二九年度の輸出税收入とし、以下毎年自然増収年額百二十萬元を加算したる數字は左の如し。(單位千元)

第二章 各國提案の比較

第二章 各國提案の比較

一九二九年	四一、三〇〇	一九三二	四四、九〇〇
一九三〇	四二、五〇〇	一九三三	四六、一〇〇
一九三一	四三、七〇〇		

(ハ) 沿岸貿易税及噸税

兩税共過渡期間と同額の算定を爲し、自然増収を見込まず、其額左の如し。(單位千元)

一九二九—一九三三年	各年	三、七五〇
------------	----	-------

(3) 徴收費等の支出及關稅純收入

(イ) 徴收費其他の支出は過渡期間と同額を見込み、各年共同しく年額二千萬元とす。

(ロ) 關稅純收入は總收入より徴收費等を扣除したるものにして、毎年輸出自然増収六百二十萬元を加算したるものとす。

(ハ) 關稅剩餘額

關稅純收入より既存關稅擔保債償還資金(所謂舊負擔)所要額を扣除するときは、關稅剩餘額を得、即下の如し。(單位千元)

年次	關稅純收入	舊負擔所要額	關稅剩餘
一九二九	一八一、八〇〇	七九、五五〇	一〇二、二五〇
一九三〇	一八八、〇〇〇	七八、六八七	一〇九、三一三

一九三一	一九四、二〇〇	七八、五三九	一一五、六六一
一九三二	二〇〇、四〇〇	七一、三〇三	一二九、〇九七
一九三三	二〇六、六〇〇	六二、三七一	一四四、二二九

(4) 各國案の關稅剩餘額比較、自主權回復後の關稅比較 (單位千元)

一九二九年度

國別

關稅剩餘

日本案に比し増減

日本案	一〇二、二五〇		
英國案	七七、七〇〇		
外に廢厘補償	三五、五〇〇		
計	一一三、二〇〇	(#)	一〇、九五〇
伊國案	一一三、八九二		
外に自然増収	一五、〇〇〇		
計	一二八、八九二	(#)	二六、六四二
米國案	一三六、〇七九	(#)	三三、八二九
佛國案	一三八、九五〇		
外に厘金補償税五二、〇四七			
計	一九〇、九九七	(#)	八八、七四七
支那案	八八、〇七六	(#)	一四、一七四
一九三〇年度			

第二章 各國提案の比較

第二章 各國提案の比較

日本案	一一〇,三一一	
英國案	八二,四〇〇	
外に厘金補償税三六,五〇〇		(+) 八,五八七
計	一一八,九〇〇	
伊國案	一一八,一二九	
外に自然増收	一五,〇〇〇	
計	一三三,一二九	(+) 二二,八一六
米國案	一四五,五六五	
佛國案	一五〇,七三八	
外に厘金補償税五四,六四九		(+) 三五,二五二
計	二〇五,三八七	
支那案	八八,八三四	(+) 九五,〇七四
		(+) 二一,四七九

乙、關稅剩餘の使途

一、概言

關稅剩餘の使途に關する各國案は

- (1) 不確實擔保内外債の整理
- (2) 厘金補償費
- (3) 行政費

(4) 建設費

の四者を擧げること、各國共に大體一致する所なるが、右の中(4)は(1)及(3)の如く重要ならず。従つて(4)は過渡期間經過後に於てすべく、假りに同期間中建設事業の急を要するものありとす。其所要額は多額に上らざるべく、關稅以外他に財源を求むるを得べし。

今本邦提案の使途に關する財源年額割を示せば下の如し。(單位千元)

一、過渡期間

イ、債務整理	ハ、行政費		
一九二六年	二六,六〇〇	なし	一二,六七五
一九二七	四〇,〇〇〇	なし	一五,七九八
一九二八	四〇,〇〇〇	なし	一五,七六五
計	一〇六,六〇〇	なし	四四,二三八
		三項合計	一九五,八三八

二、自主權回復後

イ、債務整理	ロ、厘金廢止補償費行政費及建設費	
一九二九年	五一,五〇〇	五〇,七五〇
一九三〇	五九,五〇〇	四〇,八一三
一九三一	六四,〇〇〇	五一,六六一

第二章 各國提案の比較

第二章 各國提案の比較

一九三二	八一,〇〇〇	四八,〇九七
一九三三	九一,〇〇〇	五三,二二九
一九三四	九四,〇〇〇	(イ)を控除したる残額全部を充當す)

(以下償還金額を増加し、一九四九年迄に債務を完済す)

以上各使途に關する説明

(1) 擔保不確實内外債務の整理

本件に關し、曩に提出したる本邦案に於ては、債務整理自身は直に之を實行し、新整理公債を發行交付するも、附加税增收に依る財源との關係上、過渡期間中は右新整理公債の全部に互り、利子の現金支拂を猶豫し、同利子に相當する金額の新整理公債を交付すること、せり。然れども右利子現金支拂猶豫は、固より債務整理の完璧を期する所以に非ると同時に、一面本改訂案に依る附加税増徴并に自主權回復後に於ける關稅增收見込額の改訂は、自ら整理財源の充實を來すに至れるを以て、右過渡期間の利子現金支拂猶豫の提案は、之を撤回し、爰に債務整理の條件を左の通り改定せんとす。

- 一、整理債務總額概算 一,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇元
- 一、新整理公債發行高 一,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇
- 一、利率 四分
- イ、一九二六―二八年即過渡期三箇年間

- ロ、一九二九―三一年の三年間 五分
  - ハ、一九三二―四五年の十四年間 七分
- 右利子の支拂期は毎年二回三月及九月とす。

一、元金償還

過渡期間中は之を据置き、一九二九―四五年の十七年間に毎年二回(三月及九月)抽籤又は買入に依り償還す。而して償還金額は初年即一九二九年五百萬元にして、一九三五年に至る迄毎年五百萬元宛を増加し、一九三六―四四年は毎年更に一千万元宛を増加し、一九四五年に於て一億四千万元を償還して終了するものとす。

一、債務整理條件に關する本邦案と各國案との比較

國別	利率	利拂開始	元金償還開始	元金完済
日本案		一九二六年	一九二九年	一九四五年
米國案	一九二六―二八年 四分 一九二九―三一 五分 一九三二―四五 七分	一九二七年	日本案と同じ	一九四六年
佛國案	同上	同上	同上	同上
伊國案	原債務利率に依る 但最高八分とす	日本案に同	一九三〇年	日本案に 同じ

第二章 各國提案の比較



## (2) 厘金廢止の補償費

イ、過渡期間に於ける厘金廢止の補償費としては、前掲の如く、三年間に四千五百萬元を充當したるが、支那側の提議は總額九千萬元にして、毎年三千萬元とし、米・伊・佛各國案亦同様の提議をなせり(佛國案には年度割の明記なきも、米・伊案と同様と推定す)。英國案は一九二七年三千三百五十萬元、一九二八年三千四百五十萬元、合計六千八百萬元を豫定し、關稅剩餘を之に充當せり。

惟ふに廢厘補償の爲必要なる經費幾何に上るかは、精査を要する點にして、假りに支那提案の額を必要とする前提に立つも、右金額全部を關稅收入に仰ぎ、獨り輸出入貨物に對してのみ、負擔を加重することが妥當なりや否やは疑ひあり。廢厘の經濟上の效果は、内地貨物の利益に關する所亦大なるを以て、内國稅の増徴に依る收入をも、廢厘の財源とするを適當なりとす。

本案に於ては、支那提案の廢厘補償費九千萬元の半額四千五百萬元を豫定し、一九二六年には之を充當せず、一九二七年二千萬元、一九二八年二千五百萬元を充當せり。若し之を以て不足する場合に於ては、行政費に對する分を流用し得べしと稱せらる。

ロ、自主權回復後の廢厘補償費に對しては、行政費及建設費を併せて掲記したるが、其中幾

何を廢厘補償に充當すべきやは、支那政府の裁量に俟つべきものとせり。今假りに行政費及建設費に對して、年額千五百萬元を充當するとせば、廢厘補償の充當額は一九二九年三千五百七十五萬元、一九三〇年二千五百八十萬元、一九三一年三千六百六十六萬一千元となるべし。支那側提案は、本件經費八千萬元(一九三五年以降七千萬元に減す)に付ては、前記過渡期間同様、財政改革等に依り、別途財源を調達すべきものと認め、本案には之が全額を充當せず。

各國の例を見るに、佛國案は一九二九年五千二百四十七萬元、一九三〇年五千四百四十四萬七千元とし、英國案は一九二九年三千五百五十萬元、一九三〇年三千六百五十萬元とし、伊國案は本經費を特に掲記せず、他の使途に充當したる殘額とし、一九二九年三千二百萬元(外に自然増收に依る剩餘額千五百萬元)を掲げ、之れを以て本經費に充當し得べき金額なりとせり。次に米國案は、本邦案と同様行政費を一括して掲げ、一九二九年七千八百八十二萬九千元、一九三〇年七千七百六萬五千元を豫定せり。

## (3) 行政費 (附建設費)

イ、過渡期間 前掲の金額を以て充當すべきも、關稅以下支那政府の各種の財源と相俟つて、支辦し得べきなり。

ロ、自主權回復後の行政費は、同じく關稅外の各種財源と俟つて、所要の經費を充たすべきものとす。

## 第二章 自主權の決定

自主權の回復に關しては、曩に一九一九年巴里會議の當時、既に支那側の運動ありたるも、何等の反響無く、次で一九二一年華府會議に際し、十一月二十三日極東委員會に於て、支那全權顧維鈞の提議を見たりしが、又其目的を達せず、這次關稅特別會議に當りては、支那政府は一般輿論の趨向に伴ひ、開會前より之れが對策に付、豫め準備する所あり、開會式に於ける段執政の歡迎辭及沈議長の演說、何れも關稅の拘束を去り、自主權回復の希望を吐露する所あり。(註、一)殊に全權王正廷は、自主案を提出し、左の如く陳述せり。

- 一、參加國は支那共和國に對し、正式に支那の關稅自主權を尊重すべきことを宣言し、且現行諸條約中に存する一切の關稅上の制限を撤廢することに同意す。
- 二、支那共和國政府は、支那國定稅率の實施と同時に厘金を廢止することに同意す。右國定稅率は、遅くも民國十八年(一九二九年)一月一日迄に效力を生ずるものとす。(註、一)昨年十月二十六日關稅會議開會の際に於ける段執政の歡迎辭に、左記の語あり。

乘此時機、重申我關稅之自主、關稅自主意義、本極平常、在我言之、不過遵守國家應有之職權、想各友邦必能本平等互惠之原則、共諒此旨云々。

又同日沈外交總長沈瑞麟の演說に左記の言あり。

設法改善中國關稅諸問題、俾中國得以早日行使其關稅主權爲達到上項目的起見云々。

一方列國全權の開會日に於ける聲明に依れば、例へば米國全權マクマレーは、「支那の關稅自主に關する、支那國民の要望を實現せんとする、至當なる提案に對しては、十分の考慮を拂ふべき用意ある旨」を述べ、英國全權マククレーは、「本會議に於て若くは後日の機會に於て、關稅自主の問題を議すべき準備あることを言明するの權限あり」と謂ひ、日本全權亦、「關稅自主の問題に對し、極めて友誼的考慮を加ふるに、十分の用意ある旨」を説きたり。

次で同月三十日の自主權問題を討議すべき、第一委員會第一會議に於ては、日本全權は「支那國定稅率を定め、之を一般に適用すると同時に、特殊貨物に對して、特殊稅率を適用し、以て關稅自主に對する道程を進むべき旨」を説き、丁及伊代表は「自主權の回復は、廢厘を條件とすべきこと」を主張し、其他自主權回復の方法に就ては、原則として之を承認するも、本國政府の訓令を仰ぐべき旨述べたる者あり。尙同日提案したる王全權の廢厘計劃中には、一九二八年十二月末、之を完成すべき旨を述べたり。而して日英米三國全權は十一月二日、米國公使館に於て、關稅自主權問

題に關し、各自意見を開陳し、打合をなせり。翌十一月三日の第一委員會第二會議に於ては、臂頭王全權より、自主權承認の聲明を要求し、之に對し英國全權は、本國政府の回訓に依り、華府條約實行の條件として、自主權を承認すべしと爲し、且英國は、關稅條約を履行することが、支那に採り自主權取得の第一歩なる旨を附言し、我日置全權は「支那は一定の期間内に厘金の廢止を實行したる上、國定稅條例を實施す」との原則を提案し、尙「支那國以外の締盟國は、支那が國家主權に基き、完全なる關稅自主權を、享有すべきものなりとの原則を承認することを茲に嚴肅に聲明し」且暫行規定の一として「支那は直に國定稅法を制定し、其聲明に従ひ、三年以内に厘金を廢止したる後、同法を實施す」と述ふる所あり。斯くも自主權の取得は、少くとも原則として、承認せられざるものとす。

十一月十三日の第二委員會第二會議に於ては、葡萄牙・丁抹及瑞典等の全權は、尙「支那の關稅自主權は原則としても、未だ承認せられず、單に本國政府に請訓するに過ぎず」と發言し、英國全權は、自主權を後廻はしとし、附加稅問題の討議を提言したるが、其際王全權は、廢厘の可能を高調し、自主權と廢厘とは、別問題たることを主張し、翌十四日の同上第三會議に於て、王全權は附加稅問題に先立ち、左の提議をなせり。

一、關稅自主は明白に之を條約中に規定すること。

二、廢厘は支那の自動的提議にして、自主の交換條件に非ること。

三、自主問題解決後に附加稅問題を討論すべきこと。

是に於て、各國全權の質問及抗議あり、英國全權は廢厘後、自主を承認せんことを固執し、日・米亦之に同じ。會場頗る緊張するに至りたるが、最後に蘭・瑞等の代表より調停辦法として、小委員會の組織を提議し、即ち十一月十七日同小委員會成立し、日・支・英・米・蘭の五委員出席し、王全權は再び左の提議をなせり。

(一) 各締盟國は、中國が關稅自主權を享有し、各國と中國との間に存する、關稅上の束縛を解除することを承認し、一九二九年一月一日其效力を發生すべきことを容諾すべし。

(二) 中國政府は厘金廢止と、國定稅率條例とは、同時に施行すべきことを聲明し、併せて民國十八年一月一日即一九二九年一月一日に於て、厘金を全廢すべきことを宣明す。

之に對し英國代表は、固く廢厘條件説を主張したりしが、日本全權は遂に無條件自主權の享有に贊意を表し、其前提として、自主權及廢厘に關する決議、其他今後會議に於ける各種問題の規定を十三箇國協定中に包含せしむべき旨を提議せり。米・蘭兩全權も、我提案に贊同するに至り、英全權獨り明答を與へず、爰に支那案は、決議案として採決せられ、十九日の委員會に附議することゝなれり。

十一月十九日第二委員會第四會議に於ては、王全權は小委員會を代表して、前記小委員會に於ける自主權提議草案起草の經過を陳述し、同決議案(註二)を朗讀したり。之れに對し、各國全權は異議なき旨を表示し、本案は正式に可決採擇せられ、王全權は改めて支那側を代表して、謝意を表し、米國全權は、「本案が條約として、效力を發生するには、本國政府に於て、批准を要する旨」の留保をなせり。

斯く容易に支那の自主權享有が、無條件に決定を見たるは、頗る奇異の感なき能はざる所なるが、自主權の回復は、巴里及華府會議以來、支那側の宿願にして、殊に輓近支那の輿論は、特に此點を高調し、爲めに當時の内閣は、其對内策の見地より、萬一自主權の無條件實現を見ざる場合に於ては、進で會議を決裂せしめ、自動的に國定關稅法を實施せんとする勢を示し、同時に米國其他列國中、支那に恩を賣らむとする傾向著しく、殊に我國は開會の當初より、進んで支那に好意を表白し、依つて會議の主導的立場に立つに至りたる等の事情は、遂に自主權問題に於て、斯る結果を見るに至りたる所以なりとす。

(註二)自主權に關する決議文下の如し。

本會議各國代表、議決採用下列所擬關於關稅自主一條、以便連同以後協定其他各項事件、加入本會議所簽訂之約

各締盟國(中國在外)茲承認中國享受關稅自主之權利、允許解除各該國與中國間現行各項條約中所包含之關稅束縛、並允許中國國定關稅定率條例、於一九二九年一月一日發生效力  
 中華民國政府聲明裁撤厘金與中國國定關稅定率條例同時施行、並聲明於民國十八年一月一日即一九二九年一月一日須將裁厘切實辦竣。

前記の如く、自主權の承認は、無條件にして、廢厘は相關的に、同時施行とすべき旨を定めたるを以て、若し支那側に於て、廢厘を實行せざる場合に於ても、單に外交上の談判を以て、交渉するのみにて、何等有效なる拘束手段なし。又列國委員は固より、支那委員と雖も、僅か三年後に於て、廢厘の完全なる實行が、事實上不可能なるを了知せるべく、澎湃たる國權回復熱に煽られたる結果と云ふの外なし。但前記決議を以て、尙條件と同一視する者あり、又少くとも效力に於ては、同種の結果を來すと看做す代表的見解ありと雖も、何れも正當なる解釋に非ず。(註三)

(註三)裕孫の關稅特別會議通過自主案之觀察と題する論文中に左記あり。

竊謂本案議決原文、表面雖將自主與裁厘分爲兩截、列強雖未明言以裁厘爲自主之交換、顧政府既自動的聲明裁厘、必於自主期前辦竣、即無異以十八年一月一日之時期、隱然將自主與裁厘之兩截、乃爲切實之連鎖、兩者既發生連鎖關係、則十八年一月一日以前、厘苟未能裁竣、國定關稅々率條例、即不容於十八年一月一日實施、蓋列國允我施行國定稅率、爲我所應享之權利、而

我之聲明裁厘、爲我所應盡之義務、十八年一月一日之期既屆、苟我應盡之義務未盡、安望我應享之權利、(中略)是以政府於通過自主案時、自動的聲明於十八年一月一日以前辦竣裁厘、僅可認爲表面上之冠冕堂皇、感情勝無之舉至實際上、無異爲自主案之交換條件、不但列強代表知之、即我國代表亦深知之、知之而獨爲之者、其妙正在於雙方代表均能相喻於無言、俾我熱望自主之國民、服一帖安眠劑也(上海銀行週報四二七號九頁)

馬寅初は關稅會議の論文中、厘金の廢止難及條件等に就て左の通り述べたり。

尤不能以裁厘爲關稅自主之交換條件、中政府之裁厘、其難什百倍於各衙門之裁員、愈裁愈多(中略)特厘金吃飯之一百五六十萬局員豈能於三年內裁撤之耶(馬氏演講集第三集二八七—八頁)外表雖爲無條件附、但内幕仍以裁厘爲交換條件也、今日之問題爲三年內能將厘金完全裁去之問題鄙人以爲三年以內決無裁去之可能、乃外交當局事前不加細察、貿然以厘爲條件、實屬失策(中略)於三年之內完全裁去、無異夢(同上二九〇—九二頁)

自主與裁厘、絕然兩事、自主保國家應有之主權、裁厘是表示內政之改善、而下政府所公布之條文、明々規定裁撤厘金、與國定稅率、同時施行、並聲明於一九二九年一月一日將厘金切實裁竣云々、條文意義甚爲含混而裁厘爲自主之交換條件、隱然爲不可逃避之事實、(中略)鄭重聲明於三年內、將厘金裁撤盡淨、此後遂使各國提案、一再注意於厘金之能否裁撤、及萬一三年內不

能盡裁之附帶保障條件、此項提案是否係我國代表自搬磚頭自壓脚之反響云々(同上二九七頁)

民國十八年裁厘之問題、全係內政之革新、屆時如能盡數裁撤固屬萬幸之事、否則裁其一部、或裁而未盡、則各國亦決不能以此爲阻止自主之條件、惟日美二國之斤々以裁厘爲要挾者、明中國厘金之權、操諸各省、在此內輕外重政令不行之時、欲於三年內盡數裁撤、談何容易、故挾此交換以難中國云々(銀行月刊第五卷十一號一九頁)

政治尙未統一、欲三年短期之內、即行裁去、雖三尺童子亦知其不可能(同上二二頁)

又葉景莘の自主論中左の如く述べたり。

我邦代表宣布裁厘、原非爲亦交換條件、不過事實上、若不裁厘即難將國定稅則施行、對於此點、全在我國自己努力、更須商民一致敦促云々(同上三四頁)

#### 第四章 加稅問題の討議

加稅問題には、自主權回復後に於ける稅率及國定稅法施行前に於ける稅率に關するものとの二者あり。前者は固より本會議に於ける議題たる能はずと雖も、支那側は夙に關稅會議開會前、關稅定率條例を發布し、輸入稅を最高四割、最低七分五厘とし、又煙酒輸入稅條例を公布し、從價五割乃至八割とすることを規定し(關稅定率條例第二條及煙酒輸入稅條例第二條)、一方特惠稅率を設くべ

みことを定めたるものあり。(註一)

(註二)關稅定率條例第五條には、「輸入税は偶々其本國の或種の貨物が互惠條件に依りて、協定せられたるものあれば、其稅率は協定に従ふ」とあり。

又財政善後委員會の提案に係る、自主辦法草案の第五條には左の規定あり。

輸入税は國定稅則條例に依つて徵收す、但本國と協定稅率あるの國、或は最惠國の待遇を許すの國とは、其輸入貨物に對して、協定稅率に従つて課稅す。

稅率の改定に關して、注意すべき事項下の如し。

一、輸入稅率は、貨物の性質品類に應じて、等差を分つて之を徵收す。

二、協定稅率は互惠を以て原則とす。

三、協定稅率は只一部分の貨物に限り之を適用す。

四、最惠國條款は特定互惠の場合に之を適用す。

一方日本は他の締盟國と異り、國定稅率實施に至る迄の暫行稅率の外に、所謂國定協定稅制 (General and conventional tariff system) を提案する所あり、而して暫行稅率に關しては、華府會議條約第三條に依るものと、同條の範圍を超ゆるものとあり。

### 第一節 各國提案の經過

#### 第一、第一次提案に對する討議

#### 支那案

十四年十月二十六日、關稅會議の開幕に際し、支那五全權は、自主權の享有に關し陳述すると同時に、加税に關し左の如く聲明したり。

支那が未だ國定稅率を施行せざる以前に於ては、中國海關稅則は、現行の從價五分稅の外、普通品に對しては、五分の臨時附加稅を加徵し、甲種奢侈品(煙酒)に三割、乙種奢侈品に二割の臨時附加稅を加徵し、右臨時附加稅は、條約調印の日より三個月後に、徵收を開始す。

#### 日本案

同開會式に於ける、日本全權日置氏の聲明は、先づ日本の關稅史を説きたる後、左の如く華府條約の趣旨を演述せり。

一、華府條約第二條は、本會議に於て、支那と列國間の現存條約に規定する附加稅を課するの目的を以て、右條約に規定する厘金の急速の廢止及其他の條件に付、準備をなすが爲め、直に適當の措置を執るべきことを定め。

二、同條約第三條は、厘金廢止に先立ち、適用せらるべき暫行規定を考慮し、從價一律二分五厘又は或る種の奢侈品には二分五厘以上五分を越へざる附加稅の賦課を認むべきことを定む。

華府會議當時の算定に依れば、本附加税は約二千九百萬元の増收とせられ、右は貿易額の自然膨脹と共に、遞増すること言を俟たざる所にして、其外海關收入を擔保とする現存債務を償還したる後は、毎年相當の關稅剩餘を生ずべし。

右は厘金の完全なる廢止に至る迄の、中間的方法たるべきを以て、支那は先づ少くとも厘金の一部廢止をなすと共に、支那と列國間の、現存條約に規定せらるゝ、或種の條件を實行することを要すべしと述べ、暫行的措置として、左記方法の何れかに依らんことを提議せり。即ち

一、公正且合理的基礎に立つ國定税率を定め、之を一般に適用し、別に特殊貨物に關しては、當該關係國との間に特別の税率を協定し、之れに依らしむるか、又は

二、平均一割二分五厘を越えず、且關稅條約第二條の規定と矛盾せざるが如き方法に於て、列國の満足すべき差等税率を定むること。

次で十月三十日の第一委員會第一會議に於て、前記提案を左の如く解説せり。

一、第一案は、支那に於て一般に適用する國定税率を制定し、之と同時に特殊貨物に於ては、特別税率を併用せんとす。蓋し公正妥當なる國定税率の制定は、特定率の協定を必要とする關係國の數を、最少限度に減するの利あり。……而して本會議に於て、第一案を承認する場合に於ては、日本全權は、支那國定税率の實施に先ち、右期間中は、華府條約第三條の規定に従

ひ、中間的附加税を賦課すべきことを提議せんとす。

二、第二案は、大體一九〇二—三年の外支間に於ける條約に遵據せる税率制度の採用を提議せるものにして、本案の採用を見る場合に於ても、此等條約に規定せるが如き率を以てする均一税率は、不合理且非科學的にして、支那及外國間の通商を阻害するものなるを以て、吾人は爰に差等税率の設定を提案せんとするものなり。

三、然れども二案を比するに、第一案を優れりとす。蓋第二案は二十年前の協約を標準とし、其規定中には實行必ずしも容易ならざるものあり、又現時の經濟狀態に適合せざるものあり。……

……故に第一案に依るときは、必要なる措置は、會議に於て明確に決定せらるべきを以て、關係國は準備期間内に於て、特定税率問題に關し、十分の餘裕を以て支那との間に、單獨の協定を遂げ得べく、同時に支那に於ても、厘金廢止及通商に對する障礙の除去を實行することに依り、關係國全般の贊諾を得て、國定税率法を實施し得るに至るべし。

又十一月六日の第二委員會第一會議に於て、更に左の如く前案の説明をなせり。

一、二分五厘附加税は、本會議に代表者を有する總ての政府の同意したる所にして、本會議に於て之を決議せば、更に批准を要するも、之を得ることは確實なり。若し此次上の附加税を行はんか、特に批准を要する新條約を必要とし、其實施は不確實なり、且遲延の惧ありて、緊急

の所要に應ずる能はず。日本全權は以上の理由に依り、暫行措置として、二分五厘附加税増徴を以て、適確なる結果を得る最も確實なる方法と信ず。

二、二分五厘以上の附加税の急速なる實施は、支那と他國間の通商關係を著しく攪亂するのみならず、特に日本の産業及貿易に對し、甚大の影響を及すことゝなるべし。加之此の如き附加税に因る負擔は、輸出國たる外國人の負ふものなると同時に、結局支那國民自身之を負擔することゝなるべし。

#### 米 國 案

十一月三日の第一委員會第二會議に於ける、米國全權の提案は、華府條約に定めたる、二分五厘附加税を直に加徴し、税率表の規定せらるゝときは、奢侈品に對しては、五分の附加税を認むることゝし、華府條約に従ひ左記提案をなせり。

- 一、支那以外の列國は、一九二六年二月一日より、總ての貨に對して、二分五厘の附加税徴收を承認し、而して遅くも一九二六年七月一日迄に有效となるべき、五分の奢侈品附加税に關する税率表の作成を求む。關税の増收は税關機關 (Customs Administration) に依り保管し、本會議の決定する方法に依り處理せらるべし。
- 二、新條約を締結し、下記の條項を定む。

本條約效力發生三箇月後、中間辦法として、國定税率が效力を發生する迄、輸入品に對して現在の五分より七分五厘に至る迄の、一律なる新税率を實施すること。

- 三、陸境關税率も、海關税と同一にすること。

#### 英 國 案

英國全案は、當初より華府條約の限度を固守せんとし、何等暫行税率に關して提案する所なし。十一月十三日の第二委員會第二會議に於て、列國は一九二六年より、輸出港より輸送せらるゝ凡ての輸入品に對し、二分五厘の附加税を課し、奢侈品に對し五分迄増加することを承認す」となし、新條約效力發生の日より三箇月後に於て、關税自主權の實行に至る迄、暫行辦法として、普通品に對し五分以上、煙酒の輸入に對し若干とし、税率を規定せず、陸境關税率に關しては、米國案同様、海關税率と均一に改むべきものと爲せり。

前記各案中支那案に關しては、十一月六日の第二委員會第一會議に於て、王全權は、華府條約の二分五厘税を以ては、支那財政上不足を告ぐるを以て、本案の提出を必要としたりと高唱し、次で第二委員長顏惠慶は、支那輸入有税品に課せらるべき附加税中、

- 一、普通品に對しては五分、
- 二、第一種奢侈品(煙草六種、酒十七種)に對しては三割、



三、第二種奢侈品(絹、毛織物、皮、砂糖、紙、硝子製品、魚類、玩具、扇、傘、化粧品、時計、家具、電氣材料、蓄音器、寶石類、藥品等三十一種)に對し二割、の税を徵課すべき事由を述べ、更に蔡全權は、甲乙二種に屬すべき奢侈品の細目を發表し、左の要旨に依る理由を述べたり。

煙草の輸入は、各國共に嚴重に制限し、其輸入税は、日本三十三割五分、伊太利三十割、英國は原料に四十六割五分、製品に五十割を課し、ブランドーは英國八十割なり。支那は國內産煙酒に對し、八割の税を課するも、輸入品には五分附加税二分五厘にして、世界無比の低廉なり。故に暫行期間に於て煙酒等の甲種奢侈品附加税を三割とす。其他の奢侈品は外國に於ては十割以上のものあり、華府條約の五分は低率に過ぐるを以て二割とす。而して品目は、日・英・白・佛諸國の例を調査し、且支那國民の嗜好並に習慣を參酌して之を決定せり。

尙十一月十一日支那側より提示せる、附加税計劃に關する日・米案の觀察中、加税に就て説明する所あり。曰く支那政府は一箇年の使途約一億元を要するを以て、華府會議に依る二分五厘の加税を以てしては、到底之に應ずる能はず云々。

其後十一月二十三日の第二委員會小委員會第一會議に於て、支那全權蔡廷幹は、支那側の臨時附加税率並細目表を提示し、普通品五分とし三千萬元、甲種奢侈品三割とし三千二百萬元、乙種奢侈

品二割とし五千萬元、合計一億一千二百萬元とし、毎年增收五千萬元を計上せり。尙乙種奢侈品は前提出に係るものを訂正し、左記十七種細目百五十二となせり。

第一種絹製品(五目)、第二種毛織物(九目)、第三種麻類(一目)、第四種棉製品(三目)、第五種毛及綿混織(一目)、第六種雜織物類(八目)、第七種衣類及附屬品(十目)、第八種毛皮及皮革類(三目)、第九種飲料及食糧品(四十目)、第十種紙類(四種)、第十一種木材及木製品(二目)、第十二種陶器、硝子、エナメル等製品(五目)、第十三種藥材類(九目)、第十四種羽毛牙類(四目)、第十五種寶石類(七目)、第十六種車輛類(四目)狩獵用及護身用銃器及彈藥を含む)、第十七種雜類(三十四目)其後十二月二十三日の、同年最終の第二委員會小委員會第三會議に於て、支那全權は、乙種奢侈品に關する訂正表を提出し、前回の十七種百五十二目を、十五種百零四目に改訂すべき旨を述べたるが、實質上著しき變更を認めず。

日本案は、日本の對支輸出品が、英・米等の其れと異り、概ね低級品にして、現に貿易額に比例し、過重の負擔をなすつゝ、ある事實に顧み、(註、一)今後支那案の如くに増徴せらるゝときは、貿易上の打撃甚大なるべきと共に、支那の爲めに計るも、急激なる加税は國民の負擔を増加し、而も産業の發展は急速を期し能はざる點等を考慮し、暫定率は華府條約の限度に止めんとしたるものなり。

(註一)例へば一九二四年の英國對支貿易(香港等殖民地屬領を含む)は、三割九分にして、税金の

負擔額は二千三百萬兩なるに對し、日本の對支貿易は二割七分にして、税金の負擔二千萬兩に達し、其比例遙かに多し。又日本加工棉布の例に見るに、日本品の負擔左の如く過重なるを知るべし。

品目	國別	市價	税率	市價と税率の割合
綿朱子	日本品	六、六五兩	〇、三六	五、一四分
	英國品	一〇、八〇	〇、三六	三、三三
染シニース	日本品	四、二〇	〇、二八	六、六〇
	英國品	六、六八	〇、二八	四、一九

(右表は乾精米氏の中國關稅改正と日本の商工業に依る)

米國案に關する、十一月三日の會議に於ける、米國全權の説明に依れば、二分五厘の加税を以てしては、支那の増收は三千萬元に過ぎず、廢厘補償としても七千萬元を要し、其他内外債及行政費に充當するが爲めには、愈不足すべきを以て、更に一層の加税を認むべきものとなし、尙米國提案第三の加税率に關し、支那委員の質問に答ふる所に依れば、五分より一割二分五厘の税率と云ふも、支那は各種貨物の間に區別を設くべきを以て、總てを通じ最高一割二分五厘又は最低五分と爲す、趣旨に非ず、而も支那政府は増收一箇年一億元を得べしと謂へり。(第二委員會第一會議々事録ストロイン氏説明書)。尙前記米國案中 Uniform 均一の意義は、頗る不明瞭にして、ストロイン氏の東方通

信記者に語れる所に依れば、海陸税率均一の義となせり。(上海銀行週報第九卷四四號二四—二五頁) 日本全權は、米國案に反對し、既に十一月四日正式に支那全權に對し、此を聲明すると共に、一方米國側と非公式折衝を重ねたり。蓋米國側は、當初一割二分五厘加税案を立てたるが、日本の態度を考慮し、前記の如く五分乃至一割二分五厘加税案に修正せるものと稱せらる。

第二、第二次提案に對する討議

十四年十二月より十五年一月に亘る會議の停頓中、列國委員は、非公式會議を開き、打合せを繼續せり。其間支那側に於ては、第一次普通品及甲乙兩種奢侈稅案の通過し難きを慮り、之を撤回し、改めて差等税率案を提出したり。新案は七類百三十八日に分ち、其附加税率を二分五厘乃至二割七分五厘とす。

然るに一方英・米・日三國全權は、一月十三日頃左の意見に一致せりと稱せられたり。

- 一、普通品は二分五厘乃至四分とし、之に輸入正稅五分及子口半稅二分五厘を加へ、一割乃至一割一分五厘となる、其最低二分五厘附加稅は必需品に適用し、日本棉糸布類之に屬す。
  - 二、乙種奢侈品は七分五厘とし、之に正稅及子口半稅を加へ一割五分となる。
  - 三、甲種奢侈品は一割七分とし、之に正稅及子口半稅を加へ二割五分となる。
- 右最低率は、支那側讓歩率に等しきも、最高率は尙一割の差異あり。(上海銀行週報十卷六號二四

頁)然るに當時我國の第一次提案は、之が變改を要するの事情あり、仍て佐分利委員歸國し、關係各省當局と打合せの結果、我對策に關し、左記成案を得たり。

一、關稅會議終了に至り、華府條約所定の増率即普通品二分五厘、奢侈品五分を適用す。但差等稅率條約案の效力發生時を以て限りとす。

二、貿易品を分ちて七種類とし、最低七分五厘より最高三倍の間に於て、一定の差等稅率を設け、各品目に依り適當の稅率を課す。

三、日本の對支重要輸出品たる棉糸布砂糖等の必要品に對しては、最低率たる二分五厘稅を適用することとす。但加工綿布には、多少斟酌を加へて増率す。

四、差等稅率の承認と共に、當初提出の原案を撤回す。

五、右差等稅率の施行により、支那關稅收入は、現在に比し年額七千萬元の増額となるを以て、四千萬元を以て、内外債不確實債務を整理し、二千萬元乃至二千五百萬元を以て廢厘基金に充當し、五百萬乃至千萬元を中央政費に充當す。

六、支那の要求する鐵道・道路・港灣等の建設費に對する經費には、應じ得ざるものとす。

(同上二七頁)

十四年十二月二十三日以來休會なりし正式會議は、十五年二月十八日第二委員會第六會議を開催

し、會議の臂頭、支那王全權は華府條約に依る二分五厘加稅は、列國政府の批准を要せざるものに付、速に之を實施せんことを要求したるが、普通品と奢侈品との區別及實施期限に關し、議論區々に分れたるを以て、佛・米委員より修正案を提出し、之を日・英・米・佛・和・支の六國委員の審議に付託することに決し、即同月二十日の六國小委員會第一會議に於て、前會王全權より提出したる、

一、暫行附加稅收入見込額九千萬乃至一億

二、華府條約第三條に依る普通品二分五厘を四月一日より、奢侈品五分を六月一日より即時實施に關する二決議案を審議したるが、尙附加稅の實施期並に奢侈品の範圍に關し、支那側と列國委員との意見著しく相違あり、何等の結果を見ず散會せり。

同月二十四日同第二會議を開會し、同上委員に於て討議する所ありしが、五分附加稅を課すべき、奢侈品の決定に關し、又は實施期を到著主義に依るが、積出主義に依るが等の問題あり、後者に關しては、二十五日より専門委員會に移すこと、なれり。

六國小委員の専門委員會は、同月二十五日第一會議、三月二日第二會議、同月八日第三會議を開き、支那側提出の奢侈品に關する差等稅率の分類並範圍其他に就き討議せり。更に三月十二日の第四會議に於て、附加稅の實施期を七月一日の見當とし、到著主義を採ることに決定したるが、三月十六日の同第五會議に於ける討議事項を見るに、

一、附加税實施期に關しては、日本案は各國委員の賛同を得たるも、支那側が時期を早めんとし  
たる爲め、意見の相違あり決議に至らず。

二、輸入品々別表に關しても、支那側に於ては打合せを爲したるものありしが、報告の運びに至  
らずして、次回に譲ること、なれり。

然れども三月未支那側は、六國委員と妥協し、原案最高二割七分五厘を減率して二割とし、又原  
案甲類品目、最低税率二分五厘のもの僅かに八種なりしを、日本の修正を経て三十種に増加し、爲  
めに我對支輸出品中綿糸布の如きは、同種類中に包含せられ、輸入正税と合し七分五厘に過ぎざる  
こと、なれり。仍て附加税收入額原案の一億二千萬元は、改めて九千萬元に減額せられたるものと  
す。

越えて四月九日専門委員會開催、日・英・米三國は、其協議に係る成案を提出したるが、異見あり、  
更に支那案より改めて新税目表を作製し、之を専門委員會に附議すること、したるが、偶時局の混  
亂に依り、會議の停頓を見るに至れり。爾來非公式會議を開催したるも、大體の形勢は二派に分れ  
たり。

一、甲派に華府條約規定の二分五厘、五分の加税實施を決議し、此を以て最終の結果となさんと  
するもの、

二、乙派は從來の方針に依り、二分五厘加税實施の外、國定税率施行に至る迄の、暫定税率をも  
併せて解決せんとするもの、

なりしが、其後の大勢は、前者の主張漸次有力となり、殊に英國は當初より之が代表的主張者た  
り。次で五月十一日英・米・日三國の専門委員會協定の結果、華府條約所定の二分五厘加税を實施し、  
之が増收のみを以て、廢厘準備の爲め、地方政府に分配せんとする成案を得たるが如し。大勢斯く  
の如くなりしを以て、六月初旬全國總商會及上海總商會は、政府に對し二分五厘税反對を架電し、  
大に警告する所ありたり。(銀行月刊第六卷六號)

## 第二節 互惠協定率の提案

互惠協定に關しては、我全權は開會日を始め、十月三十日及十一月三日再三提案する所ありた  
り。蓋日本の對支貿易は英・米等の其れと異り、輸出品は近年の例に見るも、二億數千萬兩を下らず、  
日本の輸出總額の二割五分以上に當り、就中綿糸布は約二億圓を占め、其他砂糖・石炭・水産等、亦多  
額に達するを以て、支那國定税率實施の曉に於ては、其打撃甚大なるものあり。而して支那よりの  
輸入は約二億圓にして、棉花・鐵礦・其他重要原料品大部を占む、故に我邦が是等の中、特殊の貨物に  
關して互惠協定率を設置するは唯一の救濟法と謂ふべし。是を以て本案は爾來正式討議に附せざり

しも、我委員に於ては、昨年中之が草案を作成し、會議停頓中に在りても、本年一月二十日前後、支那側に對し極力交渉開始を要求し、支那側は一月二十七日一應の答覆を與へたり。其答覆に於ては、我草案の可否に言及せず、只交渉開始に異議なき旨を述べたるのみなりと云ふ。王正廷が外國新聞記者に語る所に依れば、未だ正式討議に及ばざるも、日本委員は互惠案に關し、當初の方針に依り草案を作りたるが、大體決定せる方針は左の如しとなせり。

一、協定の結果は第三國をも利益に均霑せしめ、中國財政上不利益なるに依り、其協定品目は、日支特殊關係あるものに限る。

二、支那は一九二九年一月一日、國定稅率を實行すると同時に互惠稅率を採用す。但關稅會議終了後、即時之が適用を希望す。

三、協定品目は左の如し。

甲、支那の輸出品、棉花、油粕、豆類、鐵類、カラムシ(麻)

乙、日本輸出品、棉織物、棉糸、砂糖、水産物、紙類とし、其貿易額一箇年一億元内外

四、協定稅率七分五厘とす。

五、互惠協定實行の時、保護貿易主義の輸出稅を撤廢す。

六、適用年限を十箇年とし、爾後自動的に延期し得るものとす。

互惠協定に關する支那側の意向を見るに、支那政府の方針としては、既に會議開會前、國定稅法

第五條(修正法案第二條)にも之を規定したるが如く、協定を豫測し、財政善後委員會に於ては、輸出入共相互交換的に、之を協定すべき旨を發表したり。又昨年十一月十一日支那委員の日・米提案に對する考案中、(互惠協定は國定稅率法第五條の規定に依り、何れの國家も暫定期間又は其後に於て、支那と互惠協定の問題を討議することを得べく、現在より一九二八年迄に其協定が成立するときは、斯る協定は國定稅率の實施と同時に效力を發生す)となせり。

然れども支那民間一般の傾向は、互惠協定反對にして、殊に自主權の回復を強調する商團方法に於て殊に然るを見る、其異論二三を擧ぐれば左の如し。

一、日本の輸出貨物は互惠の利益に浴するもの多きに反し、支那の輸出品は、之れに反するを以て、眞の互惠に非ずして、實は片務なり。

二、日本輸出品は、工業品を主とするを以て、互惠協定は同種工業の支那に興起することを阻害す、故に日・支間の互惠協定は、獨り機械の一種に限るべし。

三、支那國定稅率法中の互惠協定の事項は、日本案と異なる。互惠は民國十八年一月一日國定稅率實施後に協定すべきものなるに、日本は同期以前に協定せんことを要求するを以て不可なり。

四、日本の主張する所は、互惠協定の期間長きに失す。互惠は各國の例に見るも、五年を超えざるもの多し。又日本の提案せんとする互惠貨物は、甚多きに失す。其種類は極めて少數ならざ

るべからず。

(上海銀行週報第一卷第六號二六—二七頁、北京銀行月刊五卷十一號一五—一六頁、同上六卷三號各方面對關稅問題意見彙誌中八頁、上海總商會月報五卷十一號二—三四頁、同上六卷二號三—四頁、經濟討論處中外經濟周刊一四一號二—六頁、中國經濟學社關稅問題專刊六九—八四頁) 如上支那側輿論の反對ありたるのみならず、我國と對支經濟關係を異にせる列國に於ては、同一提案をなすもの無かりしが爲め、一時委員は支那側と非公式に交渉を試み、又米・佛も高級輸入品に關し、互惠協定を要求するの噂ありしが、遂に實現を見ず。(註一)我國委員も、後會議の議題より遂に之を撤回したるが如し。

(註二)三月五日北京電報の傳へし消息に依れば、中・日互惠協定の件に付、外交部は既に財政・農商兩部及稅務處に通告し、之に關する會議を開催せんとす。又本會議は、中國方面よりの通知を俟ちて、正式交渉を開始すべく、日本側委員は佐分利通商局長にして、之に商務及農林各省委員を加へ、支那側は蔡廷幹を主席とす。該會議協定に先立ち、非公式に大體の交渉を遂げたるを以て、正式會議に於ては、多大の困難なく協定の成立を期待し得べし。又米・佛兩國も其高級輸入品に就き、互惠協定を締結すべく、既に其旨を中國側に通じ、了解を得たりと傳へらる。今後中・日互惠協定の進展と、同時に交渉を開始すべしと云ふ。(十五年三月上海銀行週

報第十卷第九號二〇頁)

尙昨年十二月我委員間に於て考量したる、互惠協定に關する方針の大綱左の如し。

一、協定の品目及範圍

イ、品目數は大體支那統計番號百五十品目を標準とし、之を支那現行輸入稅表稅番品目五百八十二品に排列すれば、更に少くなるべきを以て、協定品目數は、現行稅番品目數の三割乃至四割の見當なるべし。

ロ、品目の範圍は、之を輸入額より見るときは、一九二四年度本邦輸入額二億四千萬兩中、一億九千萬兩にして大體八割見當なり。又各國に於て我が協定に均霑するものとし、支那全體より見れば、同年有稅品目輸入總額九億兩中、五億兩を占め、約五割五分に當る。而して右協定品目五億兩の輸入品國別割合は、日本三割八分、英一割九分、香港二割二分、米五分、佛一分、伊一分、蘭二分其他一割二分となる。

二、稅率

イ、協定稅率は、厘金廢止を前提とし、平均一割以下の見當とし、五分・七分五厘・一割・一割二分五厘及一割五分の差等稅率とす。

ロ、範圍及稅率と稅收入の關係

右の範圍に依り一九二九年初めに於ける、支那輸入税収入の點より税率を按配するに、有税輸入品全部を平均一割とせば、一億六千九百萬となり、恰も支那側提案の附加税額と、現存輸入税収入とを加算したるもの、即一億七千八百萬元に近し。故に右税率は歳入上支障なしと認めらる。而して右平均を以て足るものとせば、凡そ協定品七分五厘、非協定品一割二分五厘の税率を配し得べく、更に協定品一割五分即平均一割二分五厘の税率を按配するときは、輸入税収入は、一億八千四百萬元となり、裕に厘金廢止の補償其他の目的に充當し得べし。故に本件協定に當りては、右品目の範圍と税率とを以て、十分支那側財政上の需要を充たし得るものと認む。

三、最惠國待遇方針

協定品目以外に付ては、相互的に一般的無條件最惠國待遇主義を採用す。

四、實施期

實施期は遅くも、國定税率の實施と同時にたるべく、有効期間を十二年とす。

五、支那に對する協定品目其他

相互的税率協定の爲、我より支那に許容し得べき税率は、差當り本邦現行關稅定率法に依る無税品に付、無税協定をなすこととす。有税品中特惠を與へ得べき品目及税率に付ては、引續

き研究することとす。尙右無税協定をなし得べき重なる品目は、鐵鐵・豆粕・獸骨・麩・石炭・棉花・鹽・繭・羊毛等にして、其對本邦支那輸出額合計一億一千萬元とす。

第五章 使途問題の提案

第一節 正式會議に於ける討議

加税收入用途の種類及範圍は、加税の程度及廢厘實行の如何に依り異なるべきも、支那側に於ては、財政整理の必要、殊に政費支辦の急を訴ふる結果、廢厘以外、政費の支辦に充當せんとするは、言を俟たざる所なり。然れども外國側に於ては、對支債權其他の關係に應じ、之が用途を按配せんとし、就中我邦の如きは、不確實債權の整理問題を、先決せんとしたるが、此れ固より當然の處置と謂ふべし。

用途問題の發端は、既に華府會議に於て、廢厘加税の準備手段の一として論議せられ、當時支那委員は、加税收入を以て外債整理の基金とせんことを主張したるが、列國は支那中央政府の財政難に鑑み、殊に鞏固なる政府を樹立する企てに好意を表し、且教育及一切の公益事業の發達をも願念し、

## 一、外債の整理

二、中央政府の必要とする經費

三、教育及一切の公益事業の經費

に充當すること、せり。

其後支那關稅研究會の討議に於ては、種々の意見あり、即商會側は、一九〇二年マツケー條約の附件を基礎とし、獨り厘金廢止の抵補となす外、他に流用するを得ずとなし、又厘金廢止の代償となす外、其餘を外債整理に供すべしと稱する者あり。農商部代表は、附加稅の一部を以て、實業振興費とし、例へば沿海七省の漁業、西北各省の墾牧等に充當し、商業の發達を計るべしと唱へ、更に財政討論會に於ては、二分五厘附加稅收入の七割を、外債整理に充當し、三割を行政費其他公益事業に供すべく、之を廢厘の補償に充當するは、華府會議の根本趣旨に反すとせり。

這次關稅特別會議に於ける、使途問題に關する各國の提案を見るに、我全權は開會に際し、附加稅收入二千九百萬元と、貿易の自然增收とを以て、海關收入を擔保とする現存の債務を償還したる後、毎年相當の剩餘を生ずべく、此新財源に依り、支那政府は其必要とする行政費を充たし、同時に一般的財政整理を促進すべき實行方法を樹立すること容易なり、と述べたり。

支那側の意向は、十月三十日第一委員會に於て提議せられたる、關稅自主權回收の實行方法中に表明せられたり、即ち

一、廢厘準備に對する補償、

二、債務整理、

三、行政費及建設費、

なり。又當時財政整理會の意見として傳へられたる計劃に依れば、年收一億元にして、建設費四千萬元、債務整理三千萬元、廢厘準備一千八百萬元、政費一千二百萬元なりと爲せり。

米國全權は、十一月三日の第一委員會第二會議に於て、加稅の使途を、

一、厘金代償として地方に對する分配、

二、厘金廢止後の厘金辦償金、

三、不確實債務の償却、

四、中央行政費、

の四となせり。

當初日本案は、即時實行せらるべき關稅増徴を、華府條約第三條の二分五厘加稅を基礎とし、立案せるが爲め、之が使途を、



- 一、無擔保及擔保不確實債務の整理、
- 二、行政費、

の二項目に限りたるが、十一月六日第二委員會第一會議に於て、我委員は、

- 一、厘金收入に代るべき基金、
- 二、支那政府財政的信用の確立、
- 三、行政費、

の三とし、(三)は支那側全權の證明を俟つて討議すべき事項となせり。

又同日伊國全權も、加税收入の使途は、一、債務の消却、二、厘金廢止費用、三、行政費の三となせり。英國は又十一月十三日の第二委員會第二會議に於て、加税收入の使途を、

- 一、厘金其他内國稅の廢止に對する地方への辨償金
- 二、借款の償還、
- 三、中央政府の費用、

となし、支那は十一月二十一日の用途專門委員會に於て、

- 一、裁厘抵補
- 二、建設費
- 三、内外債整理
- 四、中央行政費

の四項を挙げ、其分配額は、增收見込一億元を、順次三、三、三、一の比となせり。

增收額と使途との關係に就き、日本側の計劃せる所は左の如し。

- 一、附加稅二分五厘及五分に依る增收額

イ、二分五厘附加稅の增收額は、現行五分稅の半額とし、之に自然增收年額四百萬元を加算す。

即一九二四年の收入五千七百萬元を基礎とし、之に自然增收を累加し、其半額を算出するときは、一九二六年三千二百五十萬元、一九二七年三千四百五十萬元、一九二八年三千六百五十萬元となる。

ロ、奢侈品に對する加税收入の増加に就ては、一九二四年の海關年表の計數に基き、各國の實

例に徴し、奢侈品として加税し得べき品目に對し、附加稅五分を課するときは、其額三百萬元となる。之を前記(イ)の增收額に加算するときは下の如し。(單位千元)

一九二六年	三五、五〇〇
二七年	三七、五〇〇
二八年	三九、五〇〇
計	一一二、五〇〇

- 二、附加稅增收額の使途

イ、内外債務の整理に付ては、日本は十一月六日の第二委員會に於て、新公債を發行し、支拂猶豫(モラトリアム)の實行を提議せるに依り、過渡期間中は、債務整理の財源として、加

稅收入を充當する要なし。

ロ、廢厘補償に關しては、十一月十九日に於ける支那側の説明に依れば、過渡期間を通じ、約九千萬元を必要とす。厘金廢止は、國內産業保護に利する所なるを以て、之が補償財源は、加稅に依るの外、主として内國稅收入に依るを妥當とするも、假りに本件所要額の全部を、加稅に依頼するとするも、前記加稅收入額は、過渡期間を通じ、約二千二百五十萬元の剩餘となる。

ハ、一般行政費補給に付ては、右廢厘補償の剩餘全部即二千二百五十萬元を充當す。

蓋し支那中央政府の一般行政費の所要額、并に之が財源の按配の如きは、民國政府の獨自處理すべき問題なるを以て、我全權は、深く之に立入りて論議することを避けたるものなり。然れども若し我提案にして採用を見んか、前記行政費の補給は、一般關稅收入剩餘・鹽稅收入其他自餘の收入と相俟つて、民國行政費の所要を充たし得べく、建設費の如きは、諸種の改革に伴ひ、餘裕財源を以て、之に充當するを可とすべし。

用途の順位に關する支那側立案の趣旨は左の如し。

支那は自動的に裁厘するを以て、關稅自主權獲得關鍵とす。故に切實裁厘の計を爲し、之れが補償を用途の第一位とす。建設費は國家發展の基たるを以て、最重要視し、之を第二位とす。債務整

理は列國の最も重視する所なるも、元と國際私法の關係にして、内債の私法關係なると異ならず。各國は既に中國の獨立主權を尊重する以上、私法問題を下位に置くに異論なかるべし。仍つて之を第三位とす。中央行政費の補助は、鞏固なる政府を樹立する爲め、最も重要とする所なるも、其緊切の程度は前三者に及ばず、仍つて之を第四位とし、且百分の十を以て限度とす。

以上四項の用途中、第一項裁厘補給は、毎年三千萬元を要し、低下するを得ず。然るに附加稅二分五厘案は、增收僅かに三千萬元に過ぎざるを以て、中國は加稅率の増加を計企しつゝある所以なり。建設費は、

甲、鐵道交通建設費、粵漢・包寧・平旁各路を先きとす、

乙、水利交通建設費、道淮・黃河・運河・永定河、白河に關するもの、

丙、實業の改良發展費、胡蘆島築港・自開商埠等に關するもの、

等の費用に充當すべく、従つて前記四項の支辨の爲め、支那は少くとも一億元の增收を必要とす。若し一億元の增收を缺くときは、只第三第四兩項の用途を酌減し、第一及第二の兩項は、減額することを得ずとなせり。

上述の如く、厘金抵償債務整理及中央政費の三項は、日・英・米・支・伊の列國何れも之を主張し、只其充當額に關し、英・米は其額を明示せず、支那案と日本案間には、多大の差異あるものとす。建

設費に關しては、日英米之を計上せず。支那案は之れに百分の三十を充當せるが爲め、債務整理額は減少し、反之日本案は、建設費を計上せざる結果、債務整理額は増加して百分の七十となれり。蓋し日本の對支不確實擔保債權は、二億五千三百萬元の巨額に達する結果（米國三千三百萬元、英國は九千二百萬元）、我國が債務整理を重視せるは當然と謂ふべし。本年二月以降三月迄の正式會議に於て、使途問題の提案を見たるものあるも決議に至らず、爾來非公式會議に於て、討議せられたるものとす。

## 第二節 非公式會議に於ける討議

### 第一、會議の經過

非公式會議に於て専ら討議せられたるは、使途問題中債務整理に關する事項にして、同伴は各國利害の輕重を異にする結果、協商最も困難を極め、會議を重ねること三十餘回、而も具體的決議の成果を見ずして終れり。

債務整理に關する非公式會議の構成は、第一は支那を含めたる八箇國委員の會議にして、昨年十一月二十四日より本年三月三十一日迄に十六回の會合をなし、第二は支那を除きたる七箇國委員の會議にして、本年三月二十二日より四月十日の「クローデター」迄九回の會合をなし、第三は英・米・日三

箇國專門委員の會議にして、四月二十二日より五月三日迄八回の會合を遂げ、此外其間屢次專門委員の非公式小委員會を開きたり。

今各會議の經過を述べれば左の如し。

### 第一、八箇國代表會議

第一回、十四年十一月二十四日和蘭公使館に會合し、支那委員顏惠慶は、財政整理會の事業を報告したる上、支那の不確實債務額は、財政部約六億元、交通部二億五千萬元と推算すること、並に支那政府の行政費は、現在の収入以外、更に三千萬元を要すること、及債務整理に關しては、政府の收入を委託する機關を設くる要あることを述べ、相互に（リスト）を作成して提示せんことを約し、且當日の會議に於て債務整理問題は、斯る私的會合に於て、討議すべきことに大體の意見一致せり。

第二回、十二月七日同上代表の會合あり、再び顏委員より、列國各債務の元利、其他調査表を提示せんことを求めたり。

第三回、十二月十四日開會、顏委員より一九二六年乃至一九四〇年間の關稅收入見積並其使途に關する計數及債務整理案大綱を提出し、意見を交換せり。我芳澤委員は整理の範圍を、中央政府の債務に限局する支那案に對し、異議を唱へたり。

第四回、十二月二十一日會合、顏委員より支那側と各國側との計數比較の結果を披露し、内外債總額二億六千萬ありと陳述したり。

英の「ビール」及佛公使は、整理案を提出し、殊に前者は、一九二七年より整理を始むる事とし、同年の關稅收入一億六千五百七十萬元（輸出稅増徴を含む）、之に生産稅收入三百二十萬元を合し、計一億六千八百九十萬元とし、此中四千萬を債務整理に充當し、（一九二八年も同上）、尙右の外、（イ）地方債を包含せしむるや否や（ロ）利率、（ハ）換算率、（ニ）整理債務の順位等に關し、決定をなすこと必要なりと述べたり。

顏委員は、地方政府は中央政府の認めざるものなるを以て、地方債を包含せしむることには同意する能はず、又賠償請求權も除外せざるべからずと述べ、芳澤委員は、地方債と雖も、中央政府の承認が、記録に載せられたるものは、保證と同様なれば、當然之を包含せしむべしと述べ、ストロロン及ビールの二氏は反對したり。

又顏委員は、會議に於て債務整理にのみ重きを置き、建設費を閑却するは、華府條約の趣旨に反すと述べたるが、英・米之に反對し、債務問題に局限せり。

第五回、十二月二十八日開會、顏委員より不確實外債總額（前回の分訂正）及交通部外債表を提出し、且前回の英・米案に就き意見を交換し、ビールは更に英國案の四原則を敷衍し、殊に厘金

補償稅に關し、特に重きを置く旨を述べたるが、日本代表は輸出稅の増徴に反對なる旨を陳述せり。

第六回、十五年一月六日開會、顏委員より現行輸入稅率を現實五分に改定せる場合の計劃、並日、英・米・伊各整理案の詳細なる比較表を提出し、佛國全權は自國案を説明すると共に、厘金廢止に就ては、英國と同様な意向を有する旨を述べ、且附加稅率は、平均五分とせる所、普通品に關しても、差等稅率を設くるの要ありと述べたり。

英國代表は、厘金廢止の方法立たば、附加稅を増加するも可なりと述べ、次で各委員間に於て、附加稅率に關し、華府會議の範圍を越ゆるの可否に付、意見の交換あり。

次で「ビール」は自國案に付、鐵道公債は其擔保たる鐵道收入を以て、支拂ひ能はざることは、追加擔保として、關稅收入を以て支拂ふべしと説明せるに、白・佛・和等の全權も同様の希望を述べ、何れも日本委員の提案を要求したり。

第七回、一月十三日會合、顏委員より關稅收入擔保内外債償還所要額に關し、各種年表を提出して説明を加へ、英・白・佛・和全權は、鐵道債務も亦關稅收入を以て擔保とすべきを主張したるに對し、支那委員は種々其困難なる事情を述べ、更に各國委員は、日本案の提示を督促せり。

第八回、一月二十日會合、顏委員は附加稅使途に關する表を提出し、日本全權は次回より、専門委

員を同伴し、又は専門委員のみを出席せしめ得べきことを發言し、一同の同意を得たり。又  
 ビール及ストローンより、鐵道借款に付ても、償還資金を設くるの必要ある旨を述べたるに對  
 し、支那委員は之れに反對せり。

日本委員は厘金擔保の地方債を、整理に包含せしむるを當然とすと述べたるが、英國全權は、  
 右は厘金補償稅收入より支拂はしむべしと謂へり。

「又ストローン」は顏委員に對し、整理案内に包含せしむる借款と、除外さるべきもの、明細  
 表を作成せんことを求め、最後に顏委員の質問に對し、佛全權は陸境關稅輕減率廢止に關する  
 主張を捨てざる旨を答へたり。

第九回、一月二十七日會合、顏委員より債務整理案及外支比較表又は決定方法に關し調書を提出  
 し、各國委員交々質問せり。

第十回、二月三日會合、顏氏より不確實債務に關する、各國側及支那側の計數比較表を提出し、  
 ストローンは鐵道公債に關する説明を試み、各國委員亦意見を述べたるが、結局佛國より提  
 出したる鐵道統一案と共に討議することとなる。

第十一回、二月十日會合、顏氏より (イ) 中央政府は其保證したる債務に關しては責任を有す  
 るも、單に認可したるに止るものは、債務者たる地方政府に對して、憲法上認められたる手

段に依り、償還方を督促する義務あるに止まる旨の覺書、竝に (ロ) 英國の對米債務償還等  
 の例を引き、支那新整理公債も低利長期のものたるべしと爲す、英國エコノミスト記者の論文  
 を提出せり。英全權ビールは左記計劃を朗讀説明したり。

(イ) 整理すべき債務額の決定は、三月末迄に各國支那側と協定すること。

(ロ) 整理債務の範圍及内容の確定、例へば各債務に付實際金品の授受ありしや否や、公募公  
 債は發行價格に依り之を定むべきや否や、賣掛代金も同一の取扱とするや否や等。

但日本委員は平等一率整理を主張し、賣掛代金の特殊扱に不同意を表明せり。

(ハ) 未拂利息に關しては、債務の種類に依り區別を設け、商業債務には復利、普通債務には  
 單利とすること。

(ニ) 外支間意見不一致のときは仲裁法に依ること。

(ホ) 新整理公債の額面表示貨幣は、銀の部と金の部に二分し、内債は前者に、外債は後者に  
 依る。但顏委員は原債權表示貨幣に依るを可とするの意見を述べ。

(ヘ) 整理公債は額面價格を以て、舊債權と引換ふること。

(ト) 整理公債は關稅全收入を擔保とするも、償還基金は、關稅收入より現存關稅擔保債務及  
 津浦・湖廣二鐵道公債償還所要額を差引きたる剩餘の一定部即七割五分を充て、爾餘の二

割五分は鐵道緊急豫備基金 *contingent fund* 及政費に充つること。

- (チ) 整理公債の利率は當初より六分とす。
- (リ) 整理基金の保管は、銀部分は支那銀行に、金部分は外國銀行に保管せしむること。尙質問に應じ、厘金補償税は、支那銀行に保管せしむる考なりと謂へり。

第十二回、二月二十五日會合、顏委員より、

- (イ) 地方政府、個人又は中央政府の一部局に對する借款は、中央政府の承認あるに非れば無効なりとの、外交部より外交團に宛てたる屢次聲明の要旨、

- (ロ) 十五年八厘公債發行條例の英譯、  
の二を配布し、ストローンは右十五年公債に就き、斯る高率内債の募集に反對せり。

第十三回、三月三日會合、前日日本側より配付し置きたる湖廣・津浦兩鐵道借款、並に鐵道借款豫備資金に關する覺悟に付、質問を爲し、ストローンは公募公債の市場價格は、概ね發行價格に近きを以て、之に依らんことを主張し、日本委員は、賣買必ずしも之に依らず、米案を採用せば、善意の公債所有者に損失を與へ、利子計算の基礎も額面價格たり。且今次の整理の如く、現金を交付せず、整理公債に乘換へしめんとする場合には、益不合理なりと主張し、佛・伊之に同意せり。佛國マゾーは一定期日即一九二五年十二月末日の市價に依り、支那政府と各債權

者との間に決定すべく、決定に至らざるものは、仲裁の法に依るべしと述べたり。

第十四回、三月十日會合、顏委員より、(イ)關稅收入使途の順位に關する各國案要旨比較、(ロ)鐵

道借款(コンチンセント、ファンド)設置案、(ハ)整理債務に關し、各國提出の表中、支那側の認めたるものと否との表を提出し、ピール氏は整理債務額の決定に關し、意見を述べ、各國全權の賛否を求め、佛全權は審計院をして、附加稅收入の使途を監督せしむべきことを提議し、日本全權は關稅保管銀行制度に關する提案を配付し、ストローン氏亦關稅收入見積及使途に關する表を配付せり。

第十五回、三月十七日會合、顏委員より、(イ)債務の範圍に關する説明及(ロ)佛國提議中建設費に關する支那側の意見書を提出し、ピール氏は獨逸の團匪賠償金を引當とせる二千萬元の内債發行に關する北京導報の記事を示し、之を難詰し、ストローン及佛・伊・白の委員均しく之に和し、支那政府の不誠意を責め、顏委員の辨明あり、日本全權の提議に依り、事實調査の報告を俟つこととせり。

第十六回、三月三十一日會合、顏委員より(イ)不確實外債總額及國別比較表、(ロ)支那側及各國の債權表比較結果報告、(ハ)各國提出の債務表中、支那側の認めたるものと然らざるものととの表及説明、(ニ)十五年春節庫券實收額表等を提出し、就中(イ)に關し、顏委員は、本表は外債のみ

を掲げたるも、此外尙不確實内債にして、財政部所管のもの約二億六千元、交通部所管のもの約四千萬元、合計約三億元あり、従つて不確實内外債總額は、支那側の計數に依れば、約九億三千四百萬元、外國側の計算に依れば、十億四千二百萬元に上る、然るに整理債務總額八億元以上を上るときは、其整理甚困難となる、蓋附加税収入は九千萬元と稱するも、實收は七千七百萬元見當なるべく、今厘金補償に三千萬元、湖廣・津浦借款償還に一千萬元、鐵道豫備資金に一千萬元を充當するときは、殘額僅に二千七百萬元にして、前記債務總額を整理すること不可能なるを以て、債務額の切下を行ふ必要なりと述べたり。爰に於て債務切下問題に付、支那委員及各國委員間に議論あり。又顏委員とビールとの間に、三月十二日附ビール氏書翰に付、質問應酬ありたり。

### 第二、七箇國代表者會合(支那除外)

第一回、十五年三月二十二日會合、和蘭全權より、顏委員の内債發行問題に關する書柬に接したる旨、竝に右に對する回答に就て、意見の交換を行はんとし、尙非公式會合を爲さんとの提言に付、各國全權の意見の交換あり、英全權は内債は爾餘の債務の後順位たるべきものなりと述べたり。又支那顏委員に對しては、和蘭全權より、内債發行の件に關する支那側所論には、同意する能はざる旨を申送ること、せり。最後にビールは曩に配付せる、債務整

理に關する原則に従ひ、作成したる決議案を提出せり。

第二回 三月二十四日會合、ビールは債務整理問題に關する、下記主要問題に付、逐次意見を交換せんことを陳述せり。

(イ) 附加税収入と關税収入とを一體として論すべきや、或は附加税収入のみに付て論すべきやの問題。

(ロ) 鐵道債務豫備資金問題。

(ハ) 債務總額の決定に關する原則。

右方針は承認せられ、議事に入る。先づ(イ)附加税収入を一般關税収入と區別するの不可なる點は、ビールの意見と一致し、異論なし。(ロ)鐵道債務豫備資金問題に關しては異論あり、専門委員會の議に附すること、決す。(ハ)債務額の決定に關し、中央政府の承認せる内國債を包含せしめんとする米及日本委員の意見と、之を除外せんとする英・白等の主張あり、又日本委員より、英國案に依れば、鐵道収入を擔保とする債權が、一般整理に入り得ざる點に付異議を唱へたるも、各國の支持を得ず、小委員の討議に移すこととせり。次に發行價格に依り、債務額を決定すべきや否やの點に關しては、後日の討議に委すること、す。更に三月二十六日・二十七日及二十九日の三日に亘り、日英佛白和の五國専門委員は、

非公式小委員會を開催したるが、其主要議事左の如し。

一、適用を受くべき鐵道債務の範圍

日本側の調査に基き、假りに作成したる鐵道收入擔保債務表を配付し、關係各國より正確なる計數を提出せしむることを提議せり。

ピールは鐵道債務總額約三億百萬元、利拂所要額約千六百萬元と述べしが、白國委員は、右の外隴海鐵道借款あるを以て、總額三億五百萬元、利子千七、八百萬元、元利所要額約二千八百元と主張せり。尙白國委員は鐵道債務中、材料供給に關するものを除外すべしと注意したるに對し、ピールは鐵道債務は、(イ)建設費の借款、(ロ)鐵道材料購入代支拂の爲め、銀行より借入れたるもの、及(ハ)單純なる賣掛代金とに區別し、内(ハ)は除外すべきも、差當り(イ)及(ロ)を含む表を作成すべしと云ひ、二三の論議あり、結局日本委員の提議に従ひ、先づ鐵道收入を擔保とする債務表を作成したる後、其採否を決定することとせり。

二、充當資金額

(イ) 支那側に與ふべき、建設費及行政費中より、本件資金を支辨することに付ては異議なし。

(ロ) 右建設費及行政費として充當すべき額は、關稅剩餘の二割五分を越えざることに關

し、多少の異見あり、留保することゝなる。尙白國委員は、湖廣及津浦鐵道の借款をも加へ、本件資金を増加せんことを提議せるが、英委員は右借款は特異のものなれば、研究を要すとせり。

(ハ) 本件資金設置を、五年に限ることに反對あり、日本委員より支那が三年を主張し居ること、竝に本案は性質上永久的のものに非る所以を説明したる結果、原案を認め、但五年後と雖も、軍閥の干渉に依り、鐵道の狀況が、舊に復せざる時は、存續せしむることとす。

三、順位の問題

(イ) 關稅剩餘の七割五分を債務の償還整理に、二割五分を建設費及行政費(本件資金を含む)に充て、且整理基金の最少限度を定むるの點及

(ロ) 關稅剩餘の二割五分の範圍内に於て、本件資金を行政費と同一順位に置くべしとする點

に就き、意見を交換せるが、佛マゾー委員は、本件資金は行政費よりも、優先せしむべしと云ひ、米・伊兩國委員は留保せんとし、日本委員は同順位を主張し、決定を見ず、終に本會議に報告することゝなる。

前記七國代表者會議は更に繼續したり。即ち左の如し。



第三回、三月三十日會合、議案の要點は、

一、和蘭公使より、前記小委員會の経過を報告し、結局ビールの提議に依り、本件は各計數出揃の上、更に討議することゝす。

二、米國側よりの (イ) 債權者に整理より脱退する自由を認むる點、(ロ) 内債は二億五千萬元以内に、支那政府をして定めしめ、外債に關しては、速に最大限の見積表を定むる點は共に異議なし。

三、英國案の討議に入り、公募公債發行價格に依り、其額を定めんとする點に關し、米・白兩國委員は、之の原則を認むる以上は、銀行にて買入れ、賣出さざるものに付ても、之を適用すべき理なりと主張し、ビールの反對あり、結局佛マゾーの提議に基き、本案を撤回し、額面價格に依ることゝなる。

四、延滞利子切下問題に關し、日本委員は米國案を可とし、利率の最高を九分とすることを主張し、ビールの反對あり、結局七分複利とすることに決定せり。

第四回、及第五回、四月一日及二日に會合、英國側より七國會合に於て、當日迄に討議の結果到達せる點、并に新に考慮を要する點を摘記せる覺書を提出し、右に付前回決定を見さりし

(イ) 債務額決定の手續、(ロ) 整理公債の額面表示貨幣、(ハ) 整理公債の條件等決定の爲

め、小委員會設置問題に關し討議せり。

第六回、四月五日會合、米・ホーンベックより英國案に對する修正案を提出し、整理公債の利率、並に關稅剩餘の意議に關し意見を交換せり。

第七回、四月七日會合、(イ) 前回米國提出の改訂案に付討議し、(ロ) 和蘭委員より内債の優先順位を認むること、其他に關し提議あり、(ハ) 英國全權は前回決定せる點を摘記せる覺書を配布せり。

第八回、四月八日會合、(イ) 英國委員再び前回決定事項の摘記を配布し、(ロ) 和蘭委員より内債順位の問題に關し提案、各國委員の討議あり、(ハ) 湖廣・津浦鐵道借款問題に關し、日本委員より其法律的解釋論に付、日本側の所見を陳述せり。

第九回、四月十日會合、(イ) 英國委員前回同様、決定事項の摘記を提示し、(ロ) 和蘭委員より内債順位問題に關する修正案を配布し、日本側より更に之に對する修正案を提示し、(ハ) 湖廣・津浦鐵道借款問題に關し、ホーンベック等より意見を述べたるも結論に至らず。

以上述ぶる所の各會合に於ける討議事項を、各事項に分ちて、概説すれば左の如し。(日本専門委員の解説に依る)

關稅增收の使途、殊に債務整理問題の討議は、支那を除きたる、七國非公式會議に變形したる後、

著しく進捗し、四月十日の「クローデータ」に至る迄、殆ど連日討議を見たる結果、列國委員の意見大體明となれり。

## 一、整理債務の範圍

本件に關する英國案は、稍明瞭を缺く嫌あり、本邦案を基礎とせる米國案は、各國の同意する所にして、即保證債務及地方債務中政府の正式承認を得、又は賦權ありたるものは、整理に包含せしむることに決定せり。但支那側は保證債務に在りても、特殊のものに限り之を包含せしめ、地方債務は全然除外せんと固持したり。

## 二、債務總額の決定に關する件

前項の範圍に入るべき債務中、契約所定の現金又は物品の交付なきもの、即ち未交付額を扣除して、債務額を算定することとし、債務の性質、其他原契約の條件に基き、整理金額に調整を加へざるを以て、整理の根本原則とするは、昨秋以來本邦委員の熱心主張し來れる所なるが、整理債務總額は、各國側より提出せる概算額約七億五千萬元にして、之に支那側提出の内債整理額三億元を加ふるときは、約十億五千萬元となり、到底流通力ある債券として、合理的條件を以て、整理すること能はずとの意見強く、爲めに支那側は、夙に債權の性質其他の事情を考慮に加へ、債權額の切捨て、并に發行價格あるものは、之を以て債權額とすることを提議したるが、本邦案としては、債

權額の切下げは、我が債權銀行會社の決算其他に影響する所大なるのみならず、債權の差別待遇問題を誘發する惧あるを以て、極力之に反對したり。然れども、

第一、延滞利子切下問題に付ては、支那側は關稅會議開催遲延に依る延滞利子全部の放棄及其以前の方は三分見當にて算出すべしと唱へ、英國は六分、米國は八分にて計算すべしと提案し、伊國を除く他の諸國は此主義に賛同したり。然るに我債權の利率中、著しく高利にして爲めに本邦債の實質に付疑惑を抱かしめ、延ひて一律平等整理主義に、累を及ぼす惧あるものあり、依つて一般金利に照らし、公正と認めらるゝ程度に利率を引下ぐることには己むを得ざるものにして、且諸外國債權にも、一律之を適用せしめ、之に依りて右根本原則を確認せしむるは、寧ろ得策なりと認め、米國案を説得し、

(イ) 一割以上は一割に引下げ計算すること。

更に低利債權が何等の犠牲を負はざるは公正に非ずとの見地より、

(ロ) 凡ての債權の延滞利子の利率を一割引することとし、米國案修正の形式を以て之を提議したり。然るに各國共右は高利に過ぐと爲し、難色ありしが、種々の理由を示し、各國の同意を得たり。右方法適用の結果は、本邦債權減額は、左迄重大なざる見込なり。

第二、發行價格を以て、整理債權額とする案は、支・英・米共に主張せる所にして、其趣旨とする

所は、債権者をして、現實に支拂ひたる金額の限度に於て、満足を得しむべしと云ふに在り。相當根據ある主張なるも、我委員は、債権元本切下の端を開くは、主義上面白からずとし、極力之に反対し、佛之に和し、公募債權と雖も、額面金額を以て整理するの主義承認せられたり。

尙英國は鐵道關係債權に付ては、債權金額の決定、延滞利子の計算に付、特殊の地位を與ふべしと提案せるが、後之を撤回せり。

斯くて凡ての整理債權は、元本金額の額面價格(延滞利子に多少の調整を加ふる外)を以て、整理金額とし、之が整理の條件は、無差別平等とすることなれり。

### 三、「アグレン」整理内債の件

使途の決定に當り、既存關稅擔保債權の優先權を有すべきは勿論なるが、「アグレン」内債に關しては、從來の經緯に顧み、新整理公債の擔保力を確保する爲、之を後順位とせんこと、當初本邦及佛國側の主張せる所なりしが、既に同内債は關稅より支拂はれ居り、且支那政府及アグレンを信認し、確實なる債券として取引せられ居るに拘らず、此實狀を破壊するの案は、支那側に於て到底容認せざるべく、一方金融界の秩序を紊亂するの悞あり、旁妥協案として、現に元利共正規に事實上の支拂を受け居るものは、之が優先順位を認むることとし、其内特殊のものは、計劃を變更して長期と

し、最初數年間に於ける他の使途に對し、財源の餘裕を作ることに意見一致せり。

### 四、湖廣・津浦兩鐵道借款

本借款の優先權及充當額に付ては、本邦側は研究すべきものとして、留保したるが、四月十九日借款契約の法律的解釋并に實際的考察に關する、本邦側所見を詳述したる覺書を配布したり。法律的解釋に關しては、大體各國に於て異議なく、充當額の問題には議論あり、英國は結局鐵道豫備資金を増額し、本借款の償還基金を、之に求むるの對案を有するもの、如し。

### 五、鐵道豫備資金の件

本資金設置に關しては、鐵道債務に對し、一種の差別的待遇を爲すものと認め、本邦側は當初より之に反対したり。然れども英白和之を固執し、佛米之に同意し、殊に白和の如きは、本件を以て關稅會議の眼目となし、極力之を主張せり。本邦側に於ては、非公式小委員會の審議に際しても、尙研究を要すべきものと爲し、贊否の意見は、使途問題の全局を見たる上に非れば、決定し能はずと述べたり。

### 六、新整理公債の條件

新整理公債の利率、償還年次等は、充當財源の如何に依り、適宜決定すべきものなるが、本邦側は調査の結果、腹案として作製したる、整理公債條件案(最初三年三分、次の三年五分、爾後七分

一九二七年より償還開始、一九四五年完済)に對し、各國は大體に於て異議なく、唯英國は二十五年程度に長期とすること、米國は初年度より償還を開始すること等の提案を爲せるが、本件は充當財源額明白となりたる上、更に適當の按配を施すこと、なれり。

## 七、使途計劃の大綱及順位問題

(イ) 附加税九千萬元を承認するとするも、厘金廢止補償に充當すべき金額、相當多額に上り、債務整理其他に對する財源必しも多からず、即ち假りに英國案に依り、厘金補償税を設置し、其收入を地方に分配するとせば、其額三千七百七十五萬元(即一九二七年分現行五分税收入六千百萬元、附加税九千萬元計一億五千百萬元の四分の一)に達す。(而して本邦案の主張の如く、湖廣、津浦兩鐵道借款償還資金は、此中より支出するものとす)。

尙現行關稅收入中、抵代税四百五十萬元の全部及常關稅六百萬元の大部は、右特別の賦課に伴ひ、之が收入を見込むことを得ず、其缺陷は當然新附加税收入に依り補填する外なし。假りに其補填額を八百五十萬元と見るときは、合計四千六百二十五萬元は、關稅收入より第一次に扣除せらるゝものとなり、新使途に充當し得べき餘裕財源は、四千三百七十五萬元となる。(現行關稅收入の剩餘は殆無し)

加之新附加税收入が、初年度に九千萬元の實收ありや否や、各國共に疑を抱き、支那側は七千八

百萬元とし、英・米共に又同様の見込みをなせり。従つて前記餘裕財源の見積額は、著しく内輪とする傾向あり。(米國が當初整理債務に、四千五百萬元を充當すべしと爲せるは、精確なる調査に基きたるものに非りしを以て、後計算の基礎を改めたり)、依つてアグレン整理公債の償還繰り延に依り、餘裕財源を増加せんとする等、相當苦心を要する次第なり。(自主權回復後に於て、税率を引上げることを前提として、過渡期間に比し、更に多額の増加を見込むことは、政治上面白からざるを以て、各國共に一九二九年以後に於ても、自然增收以外の增收を見込まざるなり。)

(ロ) 新整理公債の財源及順位に關しては、前記餘裕財源中より新整理公債の元利償還に必要とする、確定金額を、優先的に充當することは、本邦當初の提議にして、米國案亦同様なるが、前記の如く新附加税收入が、果して豫定の實績を得べきや否や、一般に疑懼せらるゝに際し、若し新整理公債に對し、行政費及建設費(鐵道豫備資金を含む)に比し、絶對優先の順位を與ふるときは、附加税の實收如何に依り、或は後者に對しては、全然充當すべき財源なき場合を生ずべし。斯くては到底支那をして満足せしむること能はざるを以て、英國案は、前者に餘裕財源の七割五分、後者に二割五分、を同一順位に於て割當つること、し、債務整理計劃は、此七割五分の範圍内にて、適當に立案すべきものと爲せり。尙右二割五分の收入中、一千萬元迄は優先的に鐵道豫備資金に充當せむことを提議し、白・和・佛等之に賛成せり。本提案は新整理公債を、不確實の地位に置くものとして、本

邦及米國之に反對し、假りに本案に依るも、元利償還に要する最低確定金額を優先的に保證することとは、整理公債の性質上必要なりと主張し、尙二割五分中、鐵道豫備資金と行政費との間に一定割合を定め、之を同順位に置き、依つて支那政府が、行政費の配分に與るの機會を均等ならしむべしと説きたるが、英・白・和等は、一般債務整理に對し、利害關係少く、獨り鐵道本位の主張を堅持せる爲め、解決容易ならず、米國は少くとも、整理公債毎年の利拂額は、絶対に優先せしむべしと説き、且若しも五分收入にして、所定の元利償還を了し、尙餘裕あるときは、其半額は追加償還に充て、他の半額を行政費に追加するの案を提示し、本件の解決に努めんとせり。

### 第三、日・英・米・三國専門家會議

前述の如く關稅增收の使途に關する原則に就ては、和蘭公使館に於ける非公式會合に於て、討議を重ねたるが、尙關稅增收の見積并各使途に對する、充當金額に關する、具體的計劃の全體に互りては、未だ十分の討議を見るに至らずして一時停頓の状態となり、而して四月十九日英國公使館に於ける日英米三國全權會合後、日本側の提議に基き、四月二十一日日・英・米三國専門委員の間に非公式會合を開き、債務整理其他使途案件を協議し、協調案作成の方針を探ることとなりたるが、三國専門委員は、個々の使途に關する細目の審議よりも、各使途に對する金額充當の具體的計劃に重きを置き、之に關し各自具體的試案を提示して忌憚なき意見の交換を行へり。三國委員は英國スチ

ユワート、米國ホーンベック、パーキンス、及日本佐分利・津島の兩名なり。

會議の場所は、四月二十三日米國全權事務所を使用せる外、他は凡て英國公使館とす。回数總て八回、第一回四月二十二日、第二回同二十三日、第三回同二十六日、第四回及五回同二十八日、第六回及七回同三十日、第八回五月三日なり。

#### 一、米國第一次改訂案

米國委員は、曩に三月九日附を以て增收使途計劃案を、和蘭公使館非公式會合席上にて配布したるが、當時未だ之が審議を見るに至らず、又同案には不備の點ありしを以て、米國側は之を修正し、四月二十二日第一次改訂案として、三國専門委員會議に提出したり。然るに同案も亦忽卒の間に成り、批評の餘地あり、我委員の質問に會し、米國側は更に修正の要を認めたり。本案の主眼とする所左の如し。

- (一)、厘金補償税の四分の一を五分の一に減じ、湖廣・津浦鐵道借款は、別途の使途項目として、之に相當金額を充當すること。
- (二)、新整理公債は、一九二七年には元利を償還せず、一九二八年より償還を開始す。
- (三)、建設費行政費は、一九二七年に一千七百萬圓(鐵道豫備基金一千萬元を含む)、一九二八年に一千一百萬元(同上)を充當すること。

(四)、新整理公債の元金償還は、行政費よりも後順位と爲すこと。  
右に對し我委員より、

(一) 湖廣・津浦兩鐵道借款に對し、別途の使途項目を與ふることは、該借款契約の法律的解釋上、  
妥當ならざること。

(二) 新整理公債の元利償還は、一九二八年より開始することとし、而も湖廣・津浦兩鐵道借款、  
建設費行政費に對し、一九二七年より増收を充當するは、權衡を得ざること。

等の點に就き反對を主張し、米國側の諒解を得たり。尙我委員は、

新整理公債の元利償還を一九二八年より開始するは、畢竟一年間のモラトリウム案に外ならず、  
モラトリウム案は、昨年十一月六日日本側より提議したる際、各委員は、支那信用回復の爲め、  
同案は採用するを得ずと、反對したる事實あるのみならず、一方九千萬元附加税の提案は、モラ  
トリウムの實行を不必要とし、且債務整理を趣旨とするに拘らず、九千萬元附加税案の下に、尙  
一年間のモラトリウムを實行せんとするは了解に苦しむ、

と述べたり。之に對し、英・米側は、

九千萬元附加税案に於ても、最初より新公債の元利支拂を實行せば、使途計劃を將來に互りて  
安固ならむしるを得ず、故に其資金を後年度に繰越さんとするものに外ならず、即案本に依るも、

一九二七年度に於て、債務整理の爲め、何事をも爲さざる譯に非ず、純粹のモラトリウムに非る  
所以なり、

と辯解せり。尙當日英委員スチュワートは左の通り言明せり。

英國の方針は、通商貿易上の障害除去、交通機關の能率増進等に重きを置き、債務整理の如き  
は、英國の不確實債務僅少なる結果、自然第二位に置けり。蓋英國は新整理公債に依り、一箇年百  
萬元の元利償還を得んよりも、其對支貿易を保護し、鐵道債權を確保すること一層必要なり。現に  
昨年中の排貨に依り、英國商人の損害は、一千六百萬磅に上りたり。従つて債務整理の具體案の  
如きは、支那政府をして立案せしめ、之を基礎とし、協議の上之に承認を與ふるの方法を採るを  
至當とす云々。

## 二、米國第二次改訂案及英國案

米國側は四月二十三日の會合に於て、第二次改訂案を提出し、又同日英國側も使途計劃案を提出  
せり。(兩國共問題たるべき、當初數年間の計劃を表示す)

(一)、米國第二次改訂案の内容

### (イ) 収入見積

本案に於ては、第一次改訂案と同様、現行關稅收入を一九二七年一億元と見込み、其中沿岸貿

易税四百萬元は之を廢止することとし、九千六百萬を計上し、一九二八年及二九年度の自然増収各三百萬元、一九三〇年及三一年度四百萬元、一九三二年五百萬元を加算せり。又新附加税収入は、一九二七年六千萬元、一九二八年七千五百萬元、一九二九年八千萬元、一九三〇年に至り始めて九千萬元の増収を得べきものとし、以後自然増収年額五百萬元を見込みたり。

右關稅純收入中より、舊債負擔を差引きたる、各使途財源は左の如し。

一九二七年	六六,〇〇〇,〇〇〇元
二八	八六,〇〇〇,〇〇〇
二九	九八,〇〇〇,〇〇〇
三〇	一一二,〇〇〇,〇〇〇
三一	一二一,〇〇〇,〇〇〇
三二	一三八,〇〇〇,〇〇〇

(ロ) 使途

(A) 厘金補償の爲充當すべき金額は、輸入の四分の一とし、湖廣・津浦借款償還資金は此中より支辨すべきものとし、本邦側の所見を採用せり。

本項金額を使途財源より扣除するときは、餘裕財源は左の如し。

一九二七年	三七,〇〇〇,〇〇〇元
二八	五一,〇〇〇,〇〇〇

二九	六〇,〇〇〇,〇〇〇
三〇	七二,〇〇〇,〇〇〇
三一	七九,〇〇〇,〇〇〇
三二	九四,〇〇〇,〇〇〇

(B) 債務整理其他の使途に對する充當金額に付ては、英國提議の百分比例案に依らず、確定金額を特定する案を支持したり。

(C) 一九二七年度分餘裕財源は、行政費の爲一千萬元を充當するに止め、殘額は使途計劃遂行の爲め、之を後年度の準備資金として、留保する案を採用せり。

(D) 新整理公債十億元の元利償還は、一九二八年より開始し、利率は一九二八年及二九年四分、一九三〇年及三一年五分、一九三二年以降七分とせり。

(E) 建設費行政費及コンチンセント、ファンドに對しては、一九二八年及二九年合計二千萬元、爾後毎年二千二百萬元を充當す。此中建設費及行政費と、コンチンセント、ファンドと各半額を充當す。

(F) 右各使途の充當金額を扣除せる殘額を剩餘とし、一部は後年度充當金額補足の用に供し、尙一部は一九二八年以後の、新整理公債の「ミニマム」元金償還資金（最初五年間二百五十萬元、一九三三年五百萬元）に充當し、尙殘額は折半の上、之を建設費行政費及新公債の追加償

還に充當す。

(二)、英國案内容

同日提出したる英國案は、其收入見積り、新使途充當財源の如き、何れも假りに米國第一次改訂案の計數を踏襲し、(英國は米國案の見積には異見を有す)又新整理公債の利率の如きも、米國案を其儘採用し、唯使途計劃の大體を示すが爲め、作成せられたるものにして、嚴正なる意義に於ける英國案と稱するを得ざるも、英國案の各使途に對する充當金額及順位等、主要なる點を知り得るを以て、其要領を摘記すれば左の如し。

(A) 收入見積及新使途餘裕財源

收入見積りは、米國第一次改定案に依り、厘金補償として、輸入稅收入の四分の一を控除したる金額を、新使途餘裕財源としたること、米國第二次改訂案に同じ、唯米國案の如く、湖廣・津浦鐵道借款の償還を、厘金補償稅收入中より支辦すること無く、コンチンゼント、ファンドに包含せしめたり。

(B) 使途

厘金補償以外の使途計劃に關しては、英國側が當初より提議し居る、百分比案を作り、原則として債務整理に七割五分、其他の使途に二割五分を充當することとす。

(イ) 債務整理

一九二七年は新整理公債の元利償還を行はず、充當資金七割五分即二千八百萬元全部を後年度に繰越す、債務整理總額は之を七億五千萬圓に限定し、利率は米國案同様四分・五分及七分を假用し、利拂所要額一九二八年及二九年三千万圓、一九三〇年及三一年三千八百萬元、一九三二年五千三百萬元を計上す。又元金償還は、一九二八年二百五十萬元、爾後毎年二百五十萬元を増加す。而して右元利償還所要額を、七割五分財源より控除したる殘額の一部は、當初數年間は、建設費行政費及コンチンゼント、ファンドの財源補足の用に供す。

(ロ) 建設費(コンチンゼント、ファンドを含む)及行政費

本項に對しては、二割五分財源を折半し、一九二七年より各之が充當を開始す、而して一九二七年より一九三二年に至る迄の各年度充當額は、夫れ々四百五十萬元・六百萬元・八百萬元・九百萬元・九百五十萬元・一千一百萬元とす。

(ハ) コンチンゼント、ファンドの補足

本項は前項に依り明なる如く、當初一千万圓に達せず、而も英國案は、湖廣・津浦鐵道借款の償還をも、本項を以て支辦するの案を立て、全部を年額一千五百萬圓と計上せる爲め、右二割五分財源の不足は、債務整理充當財源七割五分の剩餘を以て補填するの案を設けたり。而し



て斯く本項財源の不足を補填したる後、尙剩餘あるときは之を balance of pool として後年度に繰越し、實収入が見積額に達せざる場合に於ける、各使途に對する準備財源たらしむるものとす。

(三) 英・米兩提案に關する協議

四月二十三日右英・米兩案の提出を見、兩國専門委員より各説明あり、特に英國委員は、厘金補償費中より、湖廣・津浦借款を償還せしむることは、到底本來の目的に副はざるを以て、別途にコンチンゼント、ファンド中より支辨すること、したるが、本案の趣旨は、支那側提案にも存在する所なり。日本委員の兩鐵道借款契約に對する、法律的解释に就ては、諒とする所なるも、實際上の取極めは、右の如く決定するを適當とす、と陳述せり。又英國案は、債務整理額を、外債五億、内債二億五千、合計七億五千萬元に限定したが、之に對し我委員より質問を發したるに、英國側は、整理額に就ては、未だ具體的考案を有せざるも、十億元の巨額を、獨り關稅の負擔として整理するときは、支那國民をして、海關は債務償還機關に過ぎずとの感を抱かしめ、海關の地位維持の大局上面白からず、故に整理額の限度は、支那政府をして、適當なる具體案を作成せしむること、すべし、

と應答せり。仍て我委員及米國側は共に、債務整理事業の必要及債權切下の困難なる事情を力説し、且整理額を十億元とするも、關稅の負擔に付ては、相當の考慮を拂ひ、整理公債の條件を、適當に定むるときは、毫も英國の憂慮する如き結果を生ぜずと取したるも、英國側の本件に對する態度は頗る強固にして、其了解を得ることは、容易ならざるものと見られたり。

三、日本側第一次提案

(一) 日本側第一次案の内容

日本側は英・米提案の後、四月二十六日の會合に於て、具體案を提出したり。其要領左の如し。

(イ) 現行關稅收入に付ては、比較的内輸の見積を爲すと共に、附加稅收入は初年度より九千萬元を計上す、但次年度以後自然増収を見込めます。

(ロ) 厘金補償稅は、全輸入稅の四分の一とし、湖廣・津浦兩鐵道借款償還及厘金補償に充當すること。

(ハ) 新整理公債及建設費行政費は、餘裕財源の七割五分及二割五分を充當し、新整理公債は一九二七年より三分利付として、利拂を開始すること、し、建設費及行政費は各一割二分五厘宛とし、且建設費中には、コンチンゼント、ファンドを含ましむること。

等にして、更に之を詳説すれば左の如し。

(A) 収入見積

現行輸入税一九二四年の實收五千七百萬元、之に毎年自然増收四百萬元を加算し、且一九二七年には右の外、現實五分改訂増收四百萬元及同自然増收年額百二十萬元あり、尙沿岸貿易税年額三百七十五萬元は、一九二八年迄存続し、以後皆無とし、常關收入は一九二七年四百萬元、一九二八年二百萬元、以後皆無とし、右各税收入合計より徵稅費千八百萬元を扣除し、現存關稅純收入を算出す。

新附加税收入は、一九二七年以降毎年九千萬元を計上し、自然増收は、前記現行五分税に付、相當額を見込みたるに依り、之を計上せず、斯くて右兩者を總計して、附加税徵收後の關稅純收入を算出したり。而した此純收入申より、關稅の舊負擔（アグレン内債の一部は、償還期限を二十年に延期したる改訂額に依る）を扣除し、新使途に充當すべき收入を算出したり、其額左の如し。（單位千元）

一九二七年	一〇三、三九六
二八	一〇六、九一八
二九	一〇六、六九一
三〇	一一二、二一四
三一	一一七、七三七

三二

一二五、八九三

(B) 使途

(イ) 厘金補償費及湖廣・津浦借款償還費

厘金補償費は、英國案を採用し、全輸入税の四分の一とし、其年額一九二七年三千九百七十五萬元、爾後輸入税收入の増加に伴ひ増加す、尙本税收入を以て湖廣・津浦借款の償還所要額を支辨す。

(ロ) 前 (イ) 項を扣除したる餘裕財源は、之を債務整理及建設費行政費に充當すべきものなるが、確定金額案に依るも、百分比例案に依るも、充當金額自體には大差なく、且將來關稅の増收が、見込以上に上る様の場合に於ては、債務整理上後者を有利とするを以て、遂に百分比例案を採用し、餘裕財源の七割五分を充當すること、せり。而して新整理公債は、一九二七年より利拂開始、利率一九二七年—一九二九年三分、一九三〇及三一年五分、以降七分、元利償還は一九二八年より開始、當初七年間二百萬元、八年目五百萬元、九年目一千萬元、以後増額して一九五一年迄に完済す。但元金償還は、建設費及行政費と同順位とす。

(ハ) 建設費及行政費には、餘裕財源の二割五分を充當し、各之を折半す。但建設費にコンチンゼント、ファンドを包含せしむ。尙右各費目の充當金額は、一九二七年七百九十五萬六千元、

一九二八年八百二十七萬元、一九二九年八百一十一萬七千元とし、爾後加す。本案に依るときは、コンチンゼント、ファンドは一千萬元案に對し、八百萬程度に減額せしむるものとす。

(三) 若し右七割五分の財源を以て、新整理公債所定の元利を償還し、剩餘あるときは、之を追加償還と建設費及行政費とに折半充當す。此點は米國案の趣旨を容認することとせり。

(二) 日本側第一次案に關する協議

右本邦案の提案に對して、

(イ) 英國側は、厘金補償中に、湖廣・津浦借款償還費を優先に負擔せしむることは、法律的解釋に關する日本委員の意見は別とし、通商上の障害除去、並に貿易促進を圖るが爲め、主眼たる措置とせる、厘金廢止其もの、實現に、一大障害となる懼あり、支那側の思惑も亦懸念せらるゝを以て、厘金補償税は、純粹に厘金補償費として使用すること、絶對的に必要なる旨を反復力説し、日本案に調整を加へんことを希望せり。

日本側は、輸入税四分の一は、相當多額に上り、假に此中より、前記兩鐵道借款所要額全部を支出するも、殘額尙三千萬元を得べく、厘金補償には十分なり、又開港場に於て消費せらるゝ輸入貨物も、亦厘金補償税を負擔するものにして、而も其収入は、地方に對する追加補償として、分配せらるゝものなるが故に、之を以て地方を満足せしめ得べしと述べたり。

然るに英國側は、本件は要するに主義の問題なり、厘金補償費は、純粹に他の使途と混同せざることを要すと爲し、其所説を固持して動かさず、而して米國側は、一時日本側の意見を容れ、其第二次改訂案に於ては、厘金補償費中に、兩鐵道借款を包含せしめたること、既述の如くなるが、今や英國側の意見を理由ありとし、之に承服する旨を明言せり。

(ロ) 新整理公債の利拂を初年度より開始する本邦提案に對しては、英・米側共に、使途計劃の全體を不安ならしむるものとして、強硬に反對したり。

蓋其理由とする所は、新整理公債の利拂を初年より開始するときは、鐵道豫備資金の充當額も、亦初年度より増加することを要すべし。然るに日本側見積は、新附加税収入を、初年より九千萬元と爲せるも、之れ確實なる計算に非ず、故に初年度に於ては、己むを得ざる厘金補償費及支那政府の行政費に、相當額を充當する外、他の項目に對するものは、悉く之を留保し、第二年度よりの使途計劃を確實にするに如かず、又第二年度より利拂を開始するときは、四分利付とするを得べく、債權者の利害より見るも、大差なしと謂ふに在り。

殊に米國は、新整理公債の利率を、成る可く高率とし、marketableのものとするに必要なりとし、三分の利子は、餘りに低率なりと主張せり。之に對し我委員は、「債務整理の實行を、新附加税徴收期より、一年遅らしむることは、附加税九千萬元増徴の趣旨に副はざること、並

に猶豫期間の利子問題の處理困難なるべきこと等を説き、且「新附加税収入を初年度より九千萬元と計上したるも、本邦案に依れば、同収入は各新使途に充當したる後、尙相當の剩餘ある計算なるを以て、假令収入に相當の減少を見るも、何等の支障を生ぜざるべし、」と附言せり。

尙元金償還の順位を、建設費及行政費と、同順位に置く提案に對しては、餘りに事態を複雑ならしむとの非難ありたり。

(ハ) 新附加税増徴後の關稅收入の見積に付ては、米國案は新附加税収入年額六千萬元を計上するに過ぎず、然れども米國案は、後年度に至り、相當多額の自然増収を見積り、本邦案は之を見積らず、斯くて使途計劃決定の、前提たるべき事項に付て意見の相違あり、當日の會合に於て、英委員スチュワートは、書面に依り意見を提出したるが、同氏は(イ)附加税増徴後の輸入税率は、現實一割一分五厘となるものとし、(ロ)將來の輸入貿易は、毎年平均四千萬元の自然増加あるものと推定し、此れに依り將來の輸入税収入を見積る方法を採用せり。其結果は偶然にも本邦側見積と殆差異なきことを示し、且米國側の見積は、當初過少にして、後年度は自然増収過多なりとの結論に達する旨を述べたり。尙同氏の見積中にも、最初數年間の附加税収入に付、一定の増収を見込みたるが、此は内論の計算を妥當とし、日本側の如

く、初年度に於て九千萬元と見積るは危険なりと附言せり。米國側は最初二三年間の附加税収入見積に付ては、英國側と見解を同じくすることを表明せり。

#### 四、米國第三次改訂案

四月二十六日の會合に於ては、主として本邦第一次案に付、三國専門委員の意見の交換ありたるが、米國側は當日協議の結果に基づき、第三次改訂案を作成し、四月二十八日の會議に提出し、之が審議を求めたり。

##### (一) 米國第三次改訂案の内容

本案の要旨左の如し。

A 収入見積中、現行關稅收入に付ては、本邦第一次案の計數を其儘採用し、又附加税収入に付ては、本邦側の見積をも斟酌し、一九二七年七千五百萬元、一九二八年八千五百萬元、爾後毎年大體五百萬元の自然増収を見込みたり。

##### B 使途

(イ) 厘金補償税は、第二次案に於ては、輸入税の五分の一なりしが、本案にては之を四分の一となせり。

(ロ) 湖廣・津浦借款に對しては、特別の使途項目を與へ、一九二七年九百萬元、一九二八年七

百萬元、一九二九年以降八百萬元を計上したり。(一九二七年に多額を計上せるは、延滞利子の關係あるに因る)

(ハ) 新整理公債は、一九二八年より元利の償還を開始すること、從來の提案に同じ。利率最初二年四分、次の二年五分、更に次の二年六分、一九三四年以降七分とす。元金償還割合は、二、三、四、五、六百萬元と漸増し、一九三三年より一千万圓に増加す。右新整理公債の元利償還は、鐵道豫備資金建設費及行政費に優先す。

(ニ) コンチンゼント、ファンドは建設費とは獨立し、一九二八年以降毎年一千万圓を充當す。

(ホ) 建設費及行政費は、一九二八年より一千万圓を充當す。爾後收入の増加に伴ひ、相當額を増加す。又右確定金額を充當したる上、生ずべき殘額は、之を積立て、其處分方法は、從前の提案と同じ。

(二) 米國第三次改訂案に關する協議

(イ) 湖廣、津浦借款の償還費を、獨立の項目とすることに對しては、本邦としては依然反對意見を表示したるが、米國側は既に前回會合の際、英國側の所説に服し、本項費目を、厘金補償費に包含せしむることは、政策上面白からざるものと認め、改案する旨を答へ、本邦側は更に、兩鐵道借款契約に對し、特殊利益の地位を與ふることは、何等法律的根據なきこと、并に同契約が、厘

金廢止の目的を貫徹するに付、不便なる如く規定されあるは、先見の明を缺ぐものなりと難したるに、英國側も日本側所見の一部を認めたるも、尙米國案に満足の意を表したり。

(ロ) 新整理公債元金償還の順位を、鐵道豫備資金及行政費に優先せしむる提案に對しては、本邦側は賛同し、英國側は百分比例案の放棄に同意したるが、元金償還は鐵道豫備資金の後順位とすべきことを主張したり。米國側は元金償還額多からず、且 credit balance あるを以て、之を後順位とするも、實質上差異なしと認め、英國の主張を容認せり。

(ハ) 本案は一九二七年度に於ては、建設費及行政費を全然計上せざりしも、同年中附加税の増徴ある場合、支那側行政費の緊急なるに顧み、之を計上するを至當とすと云ふに意見一致せり。

(ニ) 鐵道豫備資金に付ては、本邦側は其額の問題と共に何如なる鐵道債務に對して之を適用するか、資金使用の手續如何等に就き協議を求め、且其の作成に係る鐵道借款表の審査を請ひ、更に豫備資金の金額及適用を制限せんとする種々の具體的意見を述べたるに、英・米側も大體之に異議なき旨を答へたり。

五、日本側改定案及米國側第四次訂案

(一) 日本側改定案の内容

前述の如く、三國専門委員間に於て、意見を交換したる結果、重要問題に關し、各相違の點明瞭

となりたるを以て、本邦側に於ては、公正且合理的なる改訂案を設け、英・米側との意見の合致を圖らんことを慮り、前掲第一次案に改訂を加へ、四月三十日の會合に之を提出したり。其要旨左の如し。

A 収入見込

現在關稅收入中、常關收入は一九二八年以降引續き四百萬元あるものと見込み、之を加算すること、及新附加稅收入は、一九二七年八千萬元、二八年以降九千萬元と見積ることの二點に於て改訂を加へたる外、第一次案を踏襲せり。

B 使途

百分比案を採用せず、確定金額充當案に依ることゝす。

(イ) 厘金補償稅は、輸入稅の四分の一とし、其全部を厘金補償費に充當することゝし、英・米の主張を認む。

(ロ) 新整理公債の元利償還を、一九二七年より開始することは、債權者に取望まじき所なるも、斯くては爾餘の項目に付ても、同年より資金充當の必要を生じ、使途計劃の確定を期することを得ず、依つて一九二八年より元利の償還を開始することゝし、利率は米國第四次改訂案即ち一九二八年及二九年四分、一九三〇年及三一年五分、一九三二年及三三年六分、一

九三四年以降七分とす。元利償還は、最初五年間毎年五百萬元、次の二年間各一千萬元、以下増額す。順位は利子を最優先とし、元金は最初五年間は、建設費及行政費の次順位とするも、六年目よりは元利共に優先せしむ。

(ハ) 建設費は一九二八年より、金額千五百萬元を充當し、コンチンゼント、フアンドを含み、湖廣・津浦兩鐵道借款は、此中より償還せしむ。尙右は一九三三年に至り千二百萬元に減額し、以下更に遞減す。蓋しコンチンゼント、フアンドより兩鐵道借款を償還せしむることは、結局資金の充當上、本邦側に有利なりと認めたる結果にして、又後年度に於て本資金を減額するは、鐵道債務が、元金の償還に伴ひ減額する結果なり。

(ニ) 行政費は一九二七年より一千萬元を充當す。

(ホ) 本案に依るときは、準備資金 Credit Balance は、一九二七年四千二百萬元、二八年三千五百萬元、二九年三千三百萬元、三〇年二千五百萬元、三一年二千二百萬元、三二年一千八百萬元、三三年三千萬元、三四年一千七百萬を有すべく、關稅收入の減少ある場合に於ても、本計劃の實行上支障なきを得べし。尙關稅收入の實績に徴し、準備資金中の相當額を折半し、追加償還及行政費に充當す。

(二) 米國側第四次改訂案の内容

前述の如く四月二十八日の會合に於ては、米國第三次改定案の審議を見たるが、其結果米國側は、更に第四次改訂案を作成し、四月二十九日之を送致し來れり。同案は前記日本側第二次改訂案と一括、四月三十日の會合に於て審議せられたるが、其要綱左の如し。

A 収入見積 第三次改定案と同じ。

B 使途

(イ) 厘金補償費 第三次改訂案と同じ。

(ロ) 湖廣・津浦兩鐵道借款 一九二八年より毎年八百萬元を充當す。

(ハ) 新整理公債 利子の償還割合は、第三次改訂案と同じ。但元金償還の順位は、鐵道豫備資金・建設費及行政費の次順位とす。

(ニ) 鐵道豫備資金 一九二八年以降毎年一千萬元とし、本資金の剩餘は Pool せらるゝものとす。

(ホ) 建設費及行政費 鐵道豫備資金とは別個のものとし、一九二七年七百萬元、爾後一千萬元とす。

(ク) credit balance の處分法は、大體第三次改訂案の趣旨に依る。

六、本邦側改訂案の審議と、英國側の債務整理に對する態度

前記本邦側改訂案及米國第四次改訂案は、四月三十日の會合に於て、一括審議の目的物となりたるが、當日は米國案よりも、主として本邦案の討議を見たり。而して我改訂案に對する英・米側の意見は左の如し。

(イ) 鐵道豫備資金を一千五百萬元とし、湖廣・津浦兩鐵道借款を、之に包含せしむることは、英・米共に異議なきも、後年度に至り、之を減額するは不可なること。

(ロ) 新整理公債の元金償還が五年後優先順位を得ることの不可なること、但一九四一年以後に於ては、關稅の舊負擔減少するを以て、其時期に至り優先順位を認むることは異議なし。尙元金償還額は、當初五百萬元よりも少額とし、漸次増加せしむべく、而も其差は極めて僅少ならしむべし。

(ハ) 各使途に充當したる殘額、即準備資金が、或年度に於ては、比較的少額に過ぐるること。

右の内、英・米側の最も重きを置きたるは、我改訂案の準備資金、少額に過ぐる點に在り。之に對し我委員は、

我改訂案に於ても、各使途に對する充當額は、米國案に比し毫も多きに非ず、準備資金の少額なるは、新附加稅收入九千萬圓に對し、自然增收を見込まず、即收入の見積り内輸なる結果にして、事實上米國案と異なる所なし。

と辯明したるに、米國側は之を諒とし、日本の收入見積は内輸に過ぐるを以て、之を増加し、準備資金も亦増加するを適當とすと述べたるを以て、我委員は之に異議なき旨を答へたり。

然るに英國側は、日本側の見積りは、英國側の其れと異りたる方法を探りたるに拘らず、殆同一の結果を得たるものにして、謂はば最も信頼すべき見積と認むべく、之を増加するは、堅實なる方策と稱するを得ずと爲し、米國側の主張を排し、且各年度の準備資金は、少くとも三千萬元、即新整理公債利子の半年分を用意する必要ありと唱へ、之が捻出方法としては、整理公債の利率を、各年度共一分宛切下げ、年額約一千萬元を節約する外なし。元來債務整理の爲、多額の財源を充當することは、支那國民をして、恰も關稅は單に外債整理の爲め、存在するものなるが如き感を抱かしめ、現行關稅制度に對し、憂ふべき影響を與ふべく、従つて十億の債務を、獨り關稅をして負擔せしむるは妥當に非ず、且同整理公債の利率を、一九三四年以降高率七分とするが如きは、債務整理を偏重するものにして、假令六分とするも、尙本國政府に於て、同意するや否や疑はしと主張し、英國側が債務整理に對し、熱意を欠如せることを、露骨に表白せり。

日本委員は之に對し、極力英國側を説得することに努めしも、兩者の意見は、根本的に相違せるが爲、容易に合致を見るに至らざりしなり。

#### 七、三國専門家會議の打切り

四月三十日の會議は、前記の如く、三國協調案漸く成らんとする折柄、英國側が債務整理に、冷淡なる態度を表白せる爲め、本會合の進捗に障害を來すに至りたるを以て、之が善後策を講ずるが爲め、五月三日の集合を見たるが、英國側は依然強硬なる態度を持し、詰局債務整理及其他の使途計劃に付ては、英國は、四月二十一日提示したるビールの覺書所載の程度に止め、且此際具體的條件の討議を避けんとする眞意なること明かとなりたるを以て、米國側は英國の態度に付、遺憾の意思を表示し、同時に本會合の續行を徒勞なりと認めたり。本邦側に於ても同様、三國専門委員間に成案を得ることは、到底至難なりと認めたる結果、本件に關する三國委員の非公式會合は、一先づ中止することに決定せり。尙日・英・米より、債務整理に關して提示したる諸表は、便利上本記錄の末尾に添附したり。

#### 第四 華府會議所定加稅實施に關する協定案

五月十一日日英米の専門委員會議の際、華府條約所定の二分五厘案を實施し、其增收中より、厘金廢止準備行爲の一として、抵代稅を課したる地方の損失に對し、年額五百萬元、沿岸貿易稅の廢止に因る損失に對し、年額四百萬元を充當し、更に目前の行政費及建設費補助の爲め、毎月七十五萬元を支那政府に交附し、以上を控除したる附加稅收入の殘額は、債務整理の爲め充當する目的を以て、差當りコンチンゼント、ファンドとする旨の提案ありたるが、本案は日本側の異論に因り、成案



たるに至らずして終れり。

(Suggestion for an Agreement to bring into force the Surtax provisions of the Washington Treaty. Draft agreed upon by the American, British and Japanese Experts on May 11th 1926.)

### 第三節 今後の債務整理問題

#### 第一、債務整理の諸原則に關する件

##### 一、整理すべき債務の範圍

##### (一) 地方債

本件に關しては、非公式會議に於て、本邦提案の趣旨、大體列國側の承認する所となりたるが、支那案の意見は、地方債は整理より除外するに在るを以て、今後再び問題となる際、列國側が果して本邦案を支持するや否や疑あり。且債務總額は既に十億元を越へ、會議停頓期間の延長と共に、益増加すべきを以て、整理計劃の樹立は、愈困難となるを免れず、従つて會議再開の場合に於ては、勢ひ債務整理の範圍を減縮するの止むを得ざるに至るべく、其曉に於ては、地方債除外論は、自然有力となるべく、本邦側としても、別途に之が對策を考慮するの必要なるに至るべし。

##### (二) 内國債

内債に關しては、支那側は總額三億元を、整理するの要ありと説明したるが、稍過大の嫌ありとし、各國側は之を二億五千萬元程度に限定し、其内容に付ては單に、各項目並に其金額を徴して、一應の調査を爲すに止め、嚴密なる内容審査に亘らず、努めて紛糾を避くるの方針を採らんとせり。尤も内債に對し交附する新整理公債と、外債整理に係る分との間には、全然區別を設けず、同一條件を以てする要あるは勿論なりとす。

##### 二、債務價格の標準

本件に關しては、本邦及佛國側の主張に依り、非公式會合に於ては、一應額面價格に依り整理することとなりたるが、未だ列國をして十分納得せしむに至らず、現に米國の如きも、尙之に同意せず、且支那側は當初より反對の意見を有するを以て、將來再び問題たるに至るべく、實際本邦側が、前記額面價格案を支持するは固より差支なきも、各國側が發行價格を固持して譲らざるときは、我邦は對案として、發行價格又は買入價格に、經過期間の償還差益を加へたる價格を以て、整理する案を取り、之を以て折合ふ外なかるべし。蓋し

(イ) 債權の元本切下問題及差別整理の問題を避け得たる上は、本件は債權整理の大局より見て、左迄重大なる意義を有せず。

(ロ) 本邦側の所有債券は、郵傳部の一千萬圓のみにして、額面と發行價格との差額は、五十萬

圓に過ぎるに對し、(經過期間の償還差益を此内より差引くときは、此金額は一層減少す)諸外國の分は相當多額なり。又郵傳部公債は五分利付にして、利子切下案に依るも、何等の影響を受せず、且新整理公債は、將來七分利付となり、原利率より高率となるを以て、右額面減少の損失を債券所有者に於て負擔するも、他の債権者との權衡上、不利の結果を來たさざるを得べし。

(ハ) 理論上より云ふも、償還期限未達の分に付、額面價格を以て整理することは、他の全額拂込の債權整理との間に、權衡を得ざるの嫌あり、従つて經過期間の償還差益を加算するに止むる案は、比較的有力なる主張を爲し得べしと信せらる。

### 三、原債權利子切下問題

本件に關しては、非公式會合に於て、本邦側の提案即ち(イ)原利率一割以上のものを一割に、(ロ)其他のものに付ては、各其一割を切下くるの案、採用を見たるが、各國側は必ずしも之に服せず、一般に尙高率に過ぐと認めたり。特に支那側の意向との間には、甚しき徑庭あり、加之會議の停頓に因り、債務額の増加するに伴ひ、債務額切下問題の再燃と共に、本件に付ても、本邦側提案改訂の要あるに至るべし。其際の對案としては、(イ)最高率を九分、(ロ)九分以下の各率に付ては、凡て一割切下の程度を以て折合ふ外なるべし。右改訂案に依る本邦債權の利子切下額の増加は約四十萬圓なり。

### 四、仲裁方法の考案

整理債權及其金額に付、支那側と協議調はざる場合、其仲裁的方法を如何にするかに付ては、非公式會議の際、他日同意せらるべき方法に依り、仲裁するの原則認められたるも、尙未だ其具體的方法を攻究するに至らず、殊に米國の如きは、爾來仲裁方法に觸るゝことは、會議の職能より見て、適當に非すとの懸念を有するに至れり。然れども、支那側の承認せる所と、各國提出の債權との間には、多大の相違あるを以て、何等がの方法を講ずることは固より必要なりとす。會議としては、各國の債權が、整理條件に合致するや否やを審査し、其結果大體に於て、整理原則に適合するものを、整理公債發行額中に算入し、之れに對しては債券及其償還財源を準備す。繫争債權を除外するや否やの、最終の決定は更に關係國間の商議の結果に挨つこととし、會議としては單に債券並に償還財源を留保し置くを以て適當とすべし。

### 五、賣掛代金其他特殊債權の特殊取扱問題

本件は非公式會議の際、一率平等整理の原則承認せられ、賣掛代金に對する、特殊取扱の問題は、一應撤回せられたるが、會議再開の場合、再び問題たるに至るべしと豫想せらる、殊に鐵道賣掛代金を然りとす。

(イ) 鐵道材料賣掛代金は、各債權者に對して、コンチンゼント、ファンド制の適用を受くるか、

若しくは一般整理に加入するかの選擇權を與ふること、尤もコンチンゼント、ファンズは鐵道債權に優先充當せしむ。

(ロ) 鐵道材料賣掛代金以外のものに對しては、全然平等無差別の待遇を與へ、單に一般整理に加入するか否かの選擇を認むるに止む。

### 六、新整理公債の表示貨幣及換算率問題

本件に付ては、非公式會議の決定中、遲滯日の爲替相場に依る案は之を削除し、五月六日付米國最終案に依るを適當と認めらる。

### 第二、新整理公債の利率期限の具體的條件

本件に關しては、會議再開の場合、日英米三國專門委員會に於て、四月三十日本邦側より提案せるものを骨子とし、尙整理公債利拂開始期迄の利子を、債務總額中に繰入れたる金額に依り、其具體的條件は、大體左の通り提議するを適當とすべし。

(イ) 新整理公債の元利償還は、差等稅率附加稅増徴の初年より開始するを希望するも、斯くては爾餘の使途に就ても、初年より資金充當の必要を生じ、使途計劃の安固を期することを得ざるが、又は整理公債の利率を低下する等の必要を生じ、大局上面白からざるを以て、初年度の財源は、之を後年度に繰越すこととし、公債元利の償還は第二年目より開始す。

(ロ) 利率は初年より三年間四分、四年目及五年目五分、六年目七年目六分、八年目以降七分とす、尙現金の利拂は第二年目より始まる。

(ハ) 元金償還は利子と同じく、第二年目より開始す、最初五年間五百萬元、次の二年間一千萬元、以後遞増し、二十五年を以て完済す。但剩餘財源に依る臨時償還あるべきを以て、此期間は實際上短縮せらるべし。

(ニ) 元利償還の順位に付ては、利子の支拂は、行政費及建設費(鐵道豫備資金を含む)に優先せしめ、豫定償還表に依る元金の償還は、最初六年間は建設費及行政費の次順位とするも、七年目よりは利子と同じく之に優先せしむ。

(ホ) 其他額面金額・端數整理・發行手續等の詳細に付ては、一九二五年十一月二十日附、第二委員會關係參考資料に準し、適宜考案するものとす。

### 第三、關稅擔保債權及支出の順位

(イ) 關稅を擔保とする現存債權の順位に付ては、非公式會合に於て決定したる案に依る。

(ロ) 厘金其他の使途項目に關しては、日英米三國專門委員會に於て、四月三十日提出したる、本邦側改訂案の示す所に依る。但同案中新整理公債元金償還の順位を、六年目より行政費及建設費に優先せしむとあるを、七年目よりと修正す。

## 第六章 關稅保管制度に關する件

### 第一、支那側の主張

從來關稅收入は、中國銀行等、所謂海關銀行の保管取扱に係りしが、民國元年以來、外國銀行殊に主として香上銀行の管理に歸し、(註一)即英國の獨占的利益に委するの實狀なるを以て、華府會議の際、日本委員は日本の銀行も、之が保管に参加せむことを提議したるに、伊佛白・和の諸國委員之に同意したり。然るに「アンダーウッド」は本問題は此會議に於て、議定すべきものに非ず、宜しく將來開催せらるべき特別關稅會議に於て、支那と協商すべきものなりと主張せり。之に對し支那全權は、

外國銀行の保管は、暫定的措置なるに拘らず、爾來變更さるゝ所なく、支那は之が爲め、財政上並に金融上、多大の損失を蒙りつゝあり。故に前清時代同様、支那銀行保管の制度を恢復せざるべからず、

と主張し、爾來此希望を捨てず、依つて這次關稅會議に際しても、保管權の回收は、支那の熾烈なる輿論にして、其理由とする所は主として左の如し。

(イ) 外國銀行保管制を取極めたる、革命當時とは最早事情を異にし、關稅擔保の外債中、既に

償還せられたるものあり、且現在支那政府は、十分の保管能力を有するに至りたること。

(ロ) 協約當時の外國保管銀行は、香上・獨亞・露亞の三行なりしが、現在に於ては、専ら香上銀行のみとなりたる結果、取極改訂の必要を生じたること。

(ハ) 支那は經濟上、金融上多大の損失を招き居ること。

而して保管權回收後に於ける保管方法に關しては、現在の支那銀行を以て、之に當らしめんとするものあれど、多くは現に中央銀行として確立せるもの無きを以て、特別保管機關を創設せんとする傾向あり。例へば、

(イ) 保管委員會を組織し、軍閥の任意提款を防がんとするもの。

(ロ) 上海海關内に關稅保管庫を設置し、上海海關監督及稅務司の合同保管に任じ、中外各銀行紛争の弊を避けんとするもの。

(ハ) 政府に於て特別國庫を設置し、審計院監査委員會を組織し、之が監査をなさんとするもの。等之なり。今鄭鐘珪氏の發表したる保管庫辦法を紹介すれば左の如し。

一、上海海關内に、關稅保管庫を設け、中國政府上海總商會銀行公會總稅務司外國各債權銀行より、各代表を推舉し、委員會を組織して之を管理し、中國側及外國側より、各委員長を推し、外に對して共に責任を負ふ。

- 二、每週各海關より、稅收を先づ上海關稅保管庫に拂込み、保管庫は市場金融の繁閑を察し、稅收の若干を本庫に貯藏して現金準備とし、其他は中外銀行に分存す。
- 三、金融逼迫時に會するときは、中國側委員全數の同意を得、且上海總商會・銀行公會・錢業公會の連帶保證を以て、保管庫の現金を支出し、錢業に分與す。但相當の擔保品を提供せしむ。其期限・數目・利率及其他の條件は、中國側委員に於て臨時之を決定す。
- 四、關稅を擔保とせる毎年償還すべき内外債の數額を標準として、中外銀行團の分存すべき比例を作り、外國銀行團に存する數目は、更に各國が毎年收受すべき外債の元利に比例し、各外債關係銀行に分配し、中國銀行團に存する數目は、更に各銀行の既收資本額及積立金の和に比例して之を分配す。但中國側委員會の認可したる保管額を限度とす。
- 五、中外銀行關稅保管金を受入れんとするときは、必ず關稅を擔保とする公債、又は信用すべき商業證券を擔保品とし、其市價に對し、多少割引評價をなし、之を關稅保管庫に納入せしむ。擔保品の市價下落したるときは、隨時相當擔保を追加せしむ。
- 六、關稅の保管は、保管庫の中外兩委員長の共同署名に依り、内外債元利を償還するときは、之を各銀行に交付す。其數額は保管分存の時と同一比例に依り、過不足なからしむ。
- 七、保管庫は、毎月海關稅各項の收支・數目、並に各中外銀行に對し、分存の結果を報告し、且之

を公開す。

(上海銀行週報第四四號)

(註一)一九一二年一月外交團と支那政府との間に、左の如き、關稅收入保管處分に關する八箇條の協定草案あり。

- (一) 此項委員會、須由關與庚子以前、以關稅作抵尙未付清時有債權之銀行、與關於和約賠款之各國銀行之總董組織成立、該委員會決定各洋債内何款應行儘支付還、並編別一先後次序單以便滙關稅司遵照辦理
- (二) 關稅尤重之各銀行及滙豐德華道勝三家、應作為上海存管海關稅項之處
- (三) 應請稅務司、承認充歸海關所有淨稅項、開單交所派之委員會屆中國政府後能償還洋債賠款之時為止
- (四) 應請總稅務司籌備各收稅處所將淨存稅項、每星期滙交上海一次之辦法
- (五) 應請總稅務司將上海所積淨存稅項竭力籌辦、每星期均分、收存滙豐、德華、道勝三行、以作歸還該項洋債及賠款之用、上海稅司、應由此項存款内、按照第一條委員會決定之先後、准其屆時提撥付還
- (六) 偷至一九一四年底情形尙未平復、屆時必須算清、下餘若干、可否作付還賠款之用、此

項清單須交外國酌核如何分撥

(七) 該委員會應於每三箇月、將所收關稅、如何撥付之處、由駐滬各國領事報告駐京各國大臣

(八) 此次辦法、如有應行更改之處、得隨時增損之

右は一九一二年一月外交團より支那側に提出したるものに係り、其第六條の一九一四年は、一九一二年に改め、又第八條は改めて

此項辦法、如有應行更改之時、得以斟酌損益、今各國大臣囑本領銜大臣、請爲按照以上辦法、轉知總稅務司、飭行駐京稅務司遵照辦理云々

又第二條は、一九一三年四月七日外交團に於て、

一九〇〇年以前所訂債款、本年應付本息、已由在銀行等内之存款付清後、餘款應按照比例、分給管理賠款本息之銀行、至一九一三年終爲止を挿入し、又同年十二月二十四日外交團に於て、

自一九一四年二月初起、每月月抄、在一九〇〇年以前所訂以關稅作抵之債務、每月應還本息、完全付清後、餘款應按照比例、分於管理賠款本息之銀行、以至每月應付各該銀行之賠款數目爲止と議定し、外交部より一九一四年一月十五日、首席公使に照會し、承認せしめたるものとす。

斯く外國銀行が、關稅收入を保管し、用途辦法を支配してより、各關の經費及稅務司を經由する款項の外、全部の收入は、各稅務司より滙豐銀行に解送し、總稅務司の名の下に貯藏せらる。又其收入は兩大別せられ、毎月九・十六・二十三及末日の四期に交付し、從來三分の二は滙豐及道勝兩行に、三分の一を德華銀行に分存せり。但歐洲大戰後は德華扱ひの分を滙豐に移管し、更に善後借款及五十支里内常關稅に至る迄、悉く滙豐に移管し、道勝銀行分は亦、露國の變革に依り、滙豐の保管に歸したり。(北京銀行月刊第六卷第三號、中國經濟學社關稅問題專刊)

尙童蒙正は、外國銀行保管に關する經濟上の損失、其他支那側の不利とする事由を、左の通り列舉せり。

- 一、此種鉅大關款、存入外國銀行、我國市面即缺短此鉅大籌碼之運用
- 二、籌碼運用、既感缺乏、則助長生產事業之能力自然減少
- 三、我國金融界失此鉅大關款存儲、銀行事業即因之頗難勃興
- 四、關款存入外國銀行、金融緊迫時不能收調劑之效
- 五、關款存入外國銀行、助長外國銀行之勢力、間接壓迫本國銀行之發達
- 六、關款存入外國銀行、我國財政上缺乏運用之效 (北京銀行月刊第六卷三號)

第二、日本側の考案

現在の保管制度改正の必要は、支那側の認めたる前記事由の外、尙左の事項を擧ぐることを得べし。

- 一、歐戰後銀貨暴騰著しく、従つて外債の決済力を増加したるが爲、自ら關稅收入に餘裕を生じたること。
  - 二、二回の關稅現實五分稅改訂（一九一八年及一九二二年）の結果、關稅收入の剩餘金を増加したること。
  - 三、一九一三年の善後借款は、鹽稅の外關稅をも擔保とし、而も其關係國中には、英獨露三國の外日佛も加はり、従つて關稅剩餘金の保管に付ては、日佛も亦英獨露等と同一の地位に立つに至りしこと。
  - 四、這次關稅會議の結果、二分五厘加稅又は差等稅率の適用を見るに至らば、關稅收入は亦著しく増大すべきこと。
- 依つて日本側委員は、各國公平なる保管の分配を計らんとし、正金銀行の實際的意見を徴したる上、専門委員の手に於て、（保管に關する決議案）を作成したり、其内容左の如し。
- 保管に關する決議案（一九二六、五、一六草案）

第一條（保管に關する關稅收入の範圍）

現行制に依る關稅收入、及華府會議の加稅又は將來關稅率の改訂、或は海關に於て徵收する新稅等に依る關稅收入は、以下定むる所に依りて、之を關稅收入保管銀行（以下單に保管銀行と稱す）に預入保管せらるべし。

第二條（保管銀行）

保管銀行は支那國並に關稅收入を擔保とせる債權國中、米・白英佛和伊及日本國所屬銀行にして、上海に店舗を有し、資産信用確實なるもの、中より、支那政府之を指定す。但支那國所屬以外の保管銀行に付ては、當該債權國の指名する所に基き、支那政府に於て之を指定す。（註一）

- |            |         |
|------------|---------|
| 支那—中國銀行、   | 米國—華旗銀行 |
| 白國—華比銀行、   | 英國—香上銀行 |
| 佛國—印度支那銀行、 | 和國—荷蘭銀行 |
| 伊國—華義銀行、   | 日本—正金銀行 |

第三條（擔保の規定）

保管銀行は支那政府の要求したる場合に於ては、其保管金額に應じ、適當額の擔保を支那政府に提供すべし。

前項の擔保は、保管銀行所屬國政府又は中央銀行の保證を以て、之に代ふることを得。  
第一項の擔保は、保管銀行所屬國政府の國債又は支那政府發行の國債を以てし、保管銀行所屬の中央銀行又は適當の機關に於て、之を保管するものとす。

第四條 (保管割合)

第一、華府條約の加税に依る収入は、左記二號割合の平均を基礎とし、支那政府に於て適宜算定し、關係各國の同意を経たる保管割合を以て、當該保管銀行に預入保管すべし。

(一) 保管銀行所屬國の有する關稅擔保債權の元利償還所定年額の割合、元利償還所定年額を算出するに當つては、當該國の關稅擔保債權の元利償還所定年額には、一八九六年及一八九八年發行の、英・獨借款の獨乙發行分及一九一三年發行善後借款の獨乙發行分に係る、元利償還所定年額は、保管銀行所屬國の有する關稅擔保債權の元利償還所定年額の割合に按分して、之を増加す。

(イ) 支那國に係る元利償還所定年額には、團匪賠償金露國分を追加す。但内債の擔保となるものを除く。

(ロ) 佛國に係る元利償還所定年額には、一八九五年發行露・佛借款の露國分、一九一三年發行善後借款露國發行分、及團匪賠償金の西班牙・瑞典・諾威三國分の元利償還所定年額を追

加す。

(ハ) 英國に係る元利償還所定年額には、團匪賠償金の葡國及國際關係分の償還所定年額を追加す。

二、保管銀行所屬國の最近三年間の對支輸入貿易高の平均割合

前記方法に依り決定したる保管割合は、本附加税の徵收期間之を改定せず、但徵收期間二年を超ゆるときは、前記の基礎及手續に依り、之を改訂することを得。

第二、現行關稅制度に依る關稅收入は、之を前記(第一)の一號を基礎として、支那政府に於て適宜算定し、關係各國の同意を経たる保管割合を以て、當該國關稅保管銀行に預入保管すべし。

第三、將來華府條約第三條の規定に依る附加税を超過すべき附加税が徵收せられたるときは、該附加税收入は左記(三)に掲ぐるものを除く外、之を現行關稅制度に依る關稅收入と一括し、前記第二同様の基礎及手續に依り、決定したる保管割合に依り、保管銀行に預入保管すべし。

第四、將來厘金補償費に充當する爲め、特別の輸入税附加税を徵收したるときは、該特別附加税收入は、之を保管銀行所屬國の最近三年間に於ける、對支輸入貿易額の平均割合を基礎として、支那政府に於て適宜算定し、關係各國の同意を経たる保管割合を以て、支那を除く各國所屬の保管銀行に預入保管すべし。



第五、前記二乃至四の保管割合は、二年毎に各當該項の基礎及手續に依り、之を改訂すべし。

第五條 (受拂及保管の手續)

第一、海關所在地に於て、關稅收入を受入れたるときは、之を翌日當該海關所在地に於ける保管銀行(之を地方保管銀行と稱す)に預入すべし。若し同一地に二箇以上の地方保管銀行あるときは、右收入を均等に分預すべし。

第二、地方保管銀行は、毎週の營業初日に於て、關稅收入殘高(但一萬元以上)を關係銀行間に於て、公平に協定せらるゝ電信爲替に依り、上海に於ける中央清算所たる關稅收入保管銀行に回金すべし。

前項の中央清算所は、外國保管銀行にして第四條、第二第三の規定に依り、決定したる保管割合中、最高の割合を保管すべき保管銀行を以て之に充つ。

第三、地方保管銀行の存在せざる海關所在地に於ける關稅收入は、支那政府の指定する關稅取立銀行より前記第二の手續に準し、中央清算所たる保管銀行に回金すべし。

第四、中央清算所は、關稅收入の回金を受入れたるときは、其受入の翌日之を第四條に依り、定められたる保管割合に依り、各國保管銀行に分預すべし。

第五、保管銀行は總稅務司の名義を以て、關稅收入勘定、公債資金勘定其他關稅收入を充當する

諸支出毎の勘定を設け、前記第四の受入金を整理すべし。

第六、總稅務司は關稅擔保の債務契約所定の期日に於て、各種債務償還の爲必要な金額を、保管銀行に於ける當該勘定中より、第四條の規定に依り定められたる保管割合に依り、各保管銀行より之を拂出し、當該債務償還取扱銀行に拂込むべし。

第七、總稅務司は前記第六の場合以外の目的に關稅收入を充當する爲め、保管銀行に於ける當該預金勘定より拂出を爲す場合には、第四條の規定に依り定められたる保管割合を以て、保管銀行より拂出の手續を爲すべし。

第六條 (保管銀行委員會)

前各條に定むるものを除く外、關稅收入の保管に關し、別に關係國間に、條約又は協約の存せざる事項に付ては、保管銀行委員會に於て適宜協定すべし。

前記保管銀行委員會は、之を上海に置き、財政部代表者一名、總稅務司及保管銀行代表者各一名を以て之を組織す。

附則

本決議は將來支那政府と關係國政府との間に於ける協議に依り、之を改正することを得、關稅收入保管に對する從來の取極又は協定にして、本決議に牴觸するものは、本決議實施の日よ

り廢止せられたるものとす。

左に關稅收入保管割合表を掲ぐ。

第一、華府條約附加稅

國別	債權	貿易	平均
英	一九、〇四	二九、二二	二四、一三
支	四三、七四	二一、八七	二〇、九九
日	六、八〇	三五、一八	一四、五六
米	三、二五	二五、八七	一三、〇二
佛	二二、九〇	三、一三	二、〇三
和	〇、〇九	三、九七	一、八二
白	一、六三	二、〇二	一、五八
伊	二、五五	〇、六一	
計	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇

第二、現行關稅收入

國別	債權
英	一九、〇四
支	四三、七四
日	六、八〇

第三、厘金補償稅の分配

國別	債權
米	三、二六
佛	二二、九〇
和	〇、〇九
白	一、六三
伊	二、五五
計	一〇〇、〇〇

第三、各國專門委員協議の經過

概說

關稅收入保管問題に付ては、前記の如く、我國は既に華府會議の際、之を提唱したることあり、

這次特別會議に於ては、關係諸事項の一として、第三委員會に於て審議すべき豫定なりしが、三月十二日の第四回小委員會に於て提案ありたる外、本件に關する正式委員會は、開會當初より終りに至る迄、遂に一回も開會さるゝに至らず、依つて本邦側は、一應七國非公式會合に於て之を提議し、列國の注意を喚起せんとし、三月十日七國非公式會合の席上に於て、現行保管制度の改正に關する要綱案を提出し、列國の研究を促したり。然れども當時右非公式會議は、一般債務整理案の協議に没頭し、本件を審議する餘裕なく、且四月十日のクレーター以後中絶の状態に陥りたる爲め、本件協議の機會を逸したる觀あり。

唯華府會議條約加稅徵收、竝に使途に關する取極案作成に付、五月五日英米日三國專門委員に於て、非公式協議を重ねるに及び、本邦側の提議に基き、同取極案中に、該附加稅收入は、本取極に附屬せらるべき決議中に指定したる割合方法に依り、保管銀行に於て保管せらるべき旨の一條項を挿入することとなりたり。次で同月十五日の全權會議に於て、保管制度に關する決議案は、日本專門委員に於て、關係各國專門委員と會合審議の上、成案を作成すべき旨の決議を見たり。其結果本邦側委員は、本件に關し協議の目的となすべき目的を以て原案を準備し、同十八日の會合に提出し、連日協議を重ね、米國及英國よりも、各種の提議あり、六月一日最終の協議を見たり。

會合は五月十六日より六月一日迄八回に亘り、第一回五月十八日、第二回十九日、第三回二十日、

第四回二十一日、第五回二十五日、第六回二十六日、第七回二十七日、第八回六月一日とす。而して初會より第三回迄は日本公使館に於て、第四回以後は和蘭公使館に於て開催せられたり。此等の會議の結果、

- 一、華府條約第三條附加稅收入の保管制度に關し、該稅徵收の取極案に附屬すべき決議、
- 二、現行保管制度たる一九一二年取極の改訂、

に關し、右文書を全權會議に報告し、之が審議を求むると共に、此等手續上の問題に關して、前者は取極案に附屬すべきものとして、疑義なかりしが、後者は關稅特別會議と切離して、銀行保管制度取極めに於けるが如く、支那政府と各國公使との間の、協商に依る方法を探ることとし、而も兩者同時に施行せらるべきものとせむことを報告することとなり。但關稅會議の進捗如何に依りては、後者のみにても先行し得るの地位に置かんとするの諒解を有したり。以下各國の態度提案協議の結果を記述すべし。

#### 一、各國の態度

##### (イ) 英國

英國は現行關稅制度維持の點より見て、本件の改訂は最も利害關係重大なるを以て、現狀維持を理想としたりしが、本邦側の熱心なる希望と、強硬なる態度に直面し、諸小國亦之に唱和した

るが爲め、大勢上如何ともし難きを察し、相當の改正を辭せざる方針を採り、本件の直接關係者たるアグレンを以て、適當なる考察を工夫せしむること、せり。而して英國側は一面本件に付、日本側と共同歩調を採ることの有利なるを覺り、スチュワートの出發せる五月十八日以前、佐分利委員とアグレンとの連絡を圖るに努めたるが、附加稅取極案作成に關する、日・英・米三國専門委員會合の當時に於ても、議一度本件に及ぶや、英國側は、本件は日本側と、アグレンと協調し、適當の立案を爲し、之を基礎として審議するを可とすべしと繰返したり。

然るにアグレンの本件解決に對する所懷は、其スチュワートに對する、五月六日附書翰中に披瀝したる所に依り明なるが如く、現行關稅收入の保管に付、其三割は保管より除外し、現に外債及賠償金の償還額に相當せる部分、即ち關稅收入の七割を、保管制度の下に保管銀行をして保管せしめ、此保管銀行中には、支那銀行をも加へんとし、結局右三割に付ては、支那政府否アグレンの掌裡に於て、自由に處分せんとする考案を有し、英國専門委員は自らアグレン案を金科玉條とし、現行制度に對しては、最少限度の改正を加へ、依つて關係擔保債權國の外國銀行に對しては、單に一定歩合を分與するに止めんとこの態度を固持したるを以て、専門委員協議會は、爲に審議紛糾し、之が爲意外の長時日を費したり。

## (ロ) 米 國

米國は英國と異り、本件に關し重大なる利害關係を有せざるを以て、寧ろ華府條約附屬徵收取極案の成立を急ぎ、本件に對しては問題困難となるに於ては、其解決を他日に譲るも辭せずと爲すが如き、冷淡なる態度を採れり。唯我邦の熱心にして且強硬なる主張に引き摺られ、且本制度の改正に協力せざる時は、附加稅取極等の不成立に陥るべきを懼れ、己むを得ず我に追隨したるものとす。従つて現制度の根本的解決を策するよりも、成る可く急速の取極めを爲さんとの意向を有し、其動機を異にするも、内心英國側に與みせんとする傾向を有したり。

## (ハ) 其他の諸國

佛國は保管制度の改善を重要視すること、本邦に同じかりしが、而も一面アグレンの地位を安固ならしむるは、支那の現狀に顧み特に緊要なりと觀念せるが如く、英國の態度に共鳴し、之を支持するが如き立場を採れり。蓋し一般債務整理案の討議に際し、本邦側の主張を支持し、其貫徹に寄與したるマゾーカ、本件審議に當り、毫も氣煽揚がらざりし所以は、之を諒解するに難からざるなり。

伊白和等に至りては、自國銀行が保管銀行より除外せられざる様、汲々守持の要あるに拘らず、本件審議の紛糾を壓ふの風あり、爲に自國に利害關係なき事項に付ては、寧ろ英國の立場を支持するの傾向あり、獨り和蘭は、同國が其受くべき保管割合の少きを顧慮し、之を有利に轉換すべ

き一策として、

支那政府に提供すべき預金利子は、各保管銀行間に於て、自由競争となし、最高利率を提供する銀行に對しては固有の保算割合如何に拘らず、支那政府は自由に預替をなし得るの考案、を提議したり。本案は小國側に好都合にして、且支那政府亦有利なるが爲め、列國側の不用意なる賛同を博したるが、我國は正面より之に反對し、其成立を妨げたり。

要之本邦側の採れる包括的解決、全般的改善、徹底的審議の方針は、一面英國側の現状維持と相反し、米國側の急速主義と相容れず、而して他面比較的無關心なる諸外國との間に處し、我國が其所期の成果を收めむとするは、甚だ容易ならざる地位に在りたるものと謂ふべし。

## 二、各國提案の要綱

### (イ) 日本案

本邦側は五月十八日第一回會合の臂頭に於て、本件の審議上必要とする、各項目を網羅したる原案を提出し、各國協議の基礎となせり。本案は華府條約の附加税及現行一般關稅收入並に將來の附加税、其他關稅收入の保管問題をも一括包含し居り、特に回金及分預手續をも規定したるのと前記の如し。

### (ロ) 米國案

米國側は審議の促進に焦慮し、日本案の最終迄審議せらるゝを俟たずして、提案する所あり、但各國意見の向ふ所を察し、改修を加へて會議に提出し、五月十九日の第二會合、二十日の第三會合、二十四日の第四會合、二十五日の第五會合に於て、交々提議する所ありたるが、何れも自國固有の所説を表示するものに非ずして、寧ろ各國意見の整理取纏めを主眼とする觀ありたり。

### (ハ) 英國案

英國側は五月十九日の第二回會合席上、現行一般關稅收入の保管問題に關しては、英國側としても、一考案ありとし、之を朗讀したり。翌二十日列國側に之を配付したるが、該案は正式會議に提案したるに非ず、從つて日・米案の如く、直に審議の題目に供せらるゝに至らざりしが、日本案が議題として審議せられ、其進捗を見るや、英國側は右英國案に多少の修正を加へ、五月二十六日第六回會合に於て、正式に一九二二年保管取極の改定案として提出し、其審議を求めたり。本案は現行一般關稅收入の保管問題のみに關し、且アグレンの立案に係り、前記の如く單に七割を、保管範圍に入れんとするものにして、日・米側より反對したる結果、五月二十七日第七回の會合に於ては、之に讓歩的修正を加へ、更に之を提案したり。

### (ニ) 英・米協調案

第七回の會合に於ては、前項英國改定案及米國第二次改訂案に付審議を重ねたる結果、本件各

項に對する審議は既に盡きたる觀あり。然るに各國委員は、英・米兩案の對立は、最終審議に不便ありとし、兩案を合同し一個の提案として審議に使せんことを希望し、之が爲米國側は、四日間の休會期間を利用し、英國側と談合せる結果、六月一日の最終會合に於ては、英・米協調案の提出を見るに至れり。本案は主として英國の主張を容れたるものにして、其特質左の如し。

- A 保管銀行の一國家少くも一行主義の規定削除。
- B 外債及 Indemnity service 所要額の部分は、各國利害關係の割合に依り、保管銀行に分預すどあるも、右保管銀行には支那を除外するや否や明瞭ならず、Indemnity service の意義を不明瞭にせること。
- C 日本側の主張たる、回金及分預の手續に付、日本案と現行制度とを併記し、尙議論の餘地を残したること。

其他の點に就ては、既に審議せられ、各國の意見合致したる所に依れり。

(ホ) 伊國案

伊國側は保管割合に關して、不確實債務に重きを置く結果、五月十九日一個の修正案を提出せり。然れども保管割合に關しては、各國の審議する所、主として本邦案に集中し、本修正案は、殆顧みられずして止めり。

(ハ) 和蘭案及マゾーの保管割合案

和蘭側は五月十九日、保管割合に付、本邦案に對する修正案を提出せり。其骨子左の如し。

- A 華府條約の加稅收入は、總稅務司の選定する所に依り、何れの保管銀行にも、適宜預入し得ることとし、保管割合を定めざること。
- B 一般關稅收入及右附加稅收入共に、四半季毎に入札を以て高利率を提供する銀行に預入し得ること。

本案は前記の如く、本邦側の反對に依り成立せず、尙五月二十日本修正案の趣旨を容れたる、佛委員マゾーの、保管割合案なるもの提出せられたるが、其要點は、高利提供銀行預入主義は、唯積立資金のみに適用せんとするに在り。本案も亦審議の結果成立せず、僅に無意味なる一條項を、文書に留めたるに止まれり。

右以外に於ては、各次の會合に於て、自由に意見を吐露した外、正式の提案なし。

三、重要事項決定の經過

- (イ) 保管すべき關稅收入の範圍
- (一) 華府條約第三條の附加稅。
- (二) 現行制度の下に於ける關稅收入。

(三) 將來に於ける稅率變更又は新關稅の賦課に依る收入の全部に亘るべきことを提議したり。

本件に關しては、各國共主義として異議なかりしも、唯英國側は(一)及(二)は必要なるも(三)に關しては、之を切離し、別個の問題とすべきことを主張したるが、本邦側は此際全般に亘り保管制度の原則を樹立する必要を力説し、各國之に和し、此方針の下に該制度を立案することゝなれり。

尤も右(一)乃至(三)の各收入に對して、保管制度及其他の方法を考案するに當りては、必ずしも之を同一の原則又は規定を以て律すること能はざるものあり。其收入の性質及事情に適應して區分を立て、各異りたる規定を設くるの要あるは勿論にして、保管銀行・保管割合・保管手續等に付、區々の規定を爲せるものあり。

(ロ) 右の如く關稅收入の區分に従ひ、保管制度に實質的相違を見ることあるのみならず、文書としての形式的區別を設くることを適當と認めたるものあり、即左の如し。

A 附加稅收入は臨時的のものなるを以て、之が使途を特定し、別個の *Box* に入るべきものなり。而して其保管制度は、決議案として、右附加稅取極案に附屬せしむるの必要あるに顧み、他の臨時的收入と切離し、後者は之を別個の文書に依るを適當にして、且便宜なりとの意見一

致せり。但本邦側は、現行關稅收入の保管制度も亦、右決議案に合併して規定し得べしとの意見を有したるも、米國側の如きは、一般關稅收入の保管問題を、右決議案中に規定するときは、米國國內法上の解釋としては或は右取極案自體が議會の協賛を要するに至る悞ありと説きたるを以て、之を現行保管制度を改正する形式とし、別個の文書とすることゝなれり。

尙特殊の關稅收入に付ては、前記の如く、別個の文書とすること、英國側の意向なりしが、本邦側は現行關稅收入と共に、一括規定し、現行取極改正案の形式を探ることを主張し、各國之に和し、遂に一致を見たり。而して右決議案は、審議の便宜上假りに(A)文書と稱し、現行及將來の關稅收入に關する取極は(B)文書と稱することゝせり。尙(B)文書は現行取極を超越するものにして、現行取極中の規定は全部廢止せられたるものなりとす。尙後者は將來之が改正の必要を見ることあるべく、現に關稅會議に於て考慮せられたる、厘金補償特別稅の設定を見るが如き場合に於ては、之が保管問題に付特殊の方法を講ずるの要あるべきを以て、特に將來の條約に依り、若しくは事情の必要に應じ、改正し得べきことを規定せり。

(ロ) 保管銀行

保管銀行は、如何なる銀行を以て、之に充つべきかに付ては、本邦案は「保管銀行は公債又は賠償金を有する債權國が推薦し、支那政府が指定する中外銀行を以てす、但其銀行は上海に店舗を有

し、資産信用確實なることを要す」と規定せること前記の如し。  
之に對し各國側よりは、

一、支那政府が、各國政府の推薦する銀行を必ず指定するを要すとせば、名は推薦と云ふも、實は指定なり。斯くては支那政府に裁量の餘地を與へざることを以て、支那政府の體面を顧慮し、各國は推薦銀行を制限せざることを。

二、一方支那銀行の一行及外國側に於ては、少くも一國一行は指定するを要するものとし、支那政府の必要且適當と認むるときは、一國二行以上にても可なること。

三、上海所在の銀行たるは必要なるも、信用確實なることは當然のことにして、特に明記する要なく、殊に擔保制度を採用する以上、右字句は削除すること。

等種々の意見ありたり。結局

一、A文書には支那銀行の外、米・白・英・佛・伊・日・和の七國銀行が保管銀行たるべき具體的の規定あり。

二、B文書には別に國別を掲げず、支那の裁量に一任する形式とせり。

蓋B文書は、支那政府對各國政府との間、關稅會議以外に交渉する機會に於て、如何なる國の銀行を、保管銀行たらしむるかの具體的提議あるべく、其機に於て、且體的に國名を列記するに至る

べし。其は兎に角専門委員の意見としては、尙未だ此微妙なる問題に觸るべき時機に非すとせり。本件に就ては、英國側の如きは、成る可く銀行數を少からしむるを以て、保管制度の運用上便宜なりとし、小國の加入を喜ばず、遂にB文書の最終提議案、即英、米協調案に於ては、曩に一應決定したる「少くとも一國一行主義」の規定を抹殺し、各國の推薦する諸銀行中より、支那政府の裁量に依り、適宜指定するを得とし、小國を除外するの餘地を作らんとしたるが、伊・白・和等は、一國一行主義を固執し、其復活を見たり。

尙露亞銀行の地位を如何にすべきかの問題は、本件に關聯し、六月一日の會合に於て、本邦側より各國委員の意見を求めたるに、右規定の解釋上全然之を除外し、現地位を剝奪するの外なしとの専門家の諒解を見たり。

更にB文書に付、將來具體的に國名を記入し、且保管割合を算出するに當りては、獨乙を如何にすべきやの問題再燃すべく、又獨乙及露國側の關稅擔保債權を、何國に歸屬せしむべきか等の問題發生すべし。但本件に付ては、本邦側並に英國側は、共に提議を差扣へたり。

#### (ハ) 保管割合の問題

本件は保管制度上、各國の利害關係最も多く、従つて審議頗る紛糾せり。

#### 第一、本邦側提議の要領



(一) 華府條約第三條の附加稅收入に付ては、一般關稅收入の如く保管割合を定むるに、適切なる基礎的標準なきを以て、

(A) 現存關稅擔保債權及賠償金の元利償還所定年額の割合、

(B) 對支貿易額の割合、

(C) 整理せらるべき不確實又は無擔保債權の割合、

の三者を併用し、適當の割合を定むること。

(二) 現行一般關稅收入に付ては現存關稅擔保債權及賠償金の元利償還所定年額の割合に依ること。

(三) 將來關稅收入の増徴ありたる場合には、右(二)と一括し、其當時の關稅擔保債權及賠償金の元利償還所定年額の割合に依ること、但將來厘金補償特別稅が、徴收せらるゝが如き場合に於ては、同稅收入は、最近三年間の對支貿易額の平均割合に依り、之を保管すること。

右本邦案に於て(一)附加稅收入の保管に付貿易高を標準としたるは、豫て米國側が、單に債權のみを標準とするを、不適當となせる趣旨に顧みたるものにして、同時に我國としては、貿易額を標準とするは有利なり。且附加稅の使途に就き、厘金廢止準備施設を包含せしめ、貿易に對する障害除去の保障を必要とせる點より見るも、適宜の措置と稱するを得べし。(二)は既定の方針に基くものにして、且此以外の標準を求むるの合理的根據なく、本邦側としては、保管割合比較的少きも己む

を得ざるなり。(三)は新整理公債發行後のことなるを以て、擔保債權のみを標準とすること合理的なるべく、且本邦としては相當多額の割合を得ることとなり、此れ又本邦既定の方針に合致せり。且厘金補償特別稅に付ては、未だ決定する所なきも、前記附加稅に付、貿易額を標準としたる理由に準し、本邦側にも有利なる結果、之を標準としたるものなり。

## 第二、本邦案に對する審議の結果

### (一) 華府條約第三條附加稅

對支貿易額を標準とすることに對しては、各國共に異議あり、保管制度は主として、債權の擔保を確保する爲め、存在するものなるに拘らず、貿易高を基礎とするは合理的に非ず、殊に本案は日・英・米以外は、極めて少額の割合を與へらるゝ結果となるを以て、佛國始め小國側は、利害の打算上、極力之に反對し、又支那に與ふる割合を、如何に定むるかの點に於て、困難なる問題あり。爲に米國側も、強て之を固執せざるの態度に出でたる爲め、遂に此標準を削除すること、なれり。依つて殘る所は現存債權の元利償還所要額と、不確實及無擔保債權額との二個の標準なるが、四月十九日提出せられたる米國案に於ては、華府條約第三條附加稅協定案第四條に依り、債務整理の爲め、積立保管せらるべき收入に付ては、支那側に三分の一を、残り三分の二は、諸外國の不確實及無擔保債權額に依り、按分保管すべしとなせり。右方法は合理的根據を有するものにして、各國異論なか

りしが、同案には沿岸貿易税の廢止補填金、抵代税の地方分配補填金、及行政費に觸るゝ所なかりしを以て、本邦側より此點を指摘し、其保管割合算出の基礎如何に付、各國の意見を求めたるに、各國専門委員の意見は、現行關稅擔保債權の元利償還年額に按分して保管するの說多數にして、五月二十日提出の米國案に於ては、右按分說を採用したるが、其審議に際し、各國委員は、此等の使途に充當すべき資金は、極めて短期間の保管に屬し、殊に行政費の如きは、毎月支出するものなるを以て、餘りに精密なる保管割合を以て、之れを律するよりも、寧ろ簡單なる標準、即各國保管銀行に均分保管するを以て、適當となすと云ふに一致せり。

右は本邦案よりも、却て我國に有利なるを以て、我委員は、現存關稅擔保債權を標準とせず、積立基金は支那側に三分の一、殘額は不確實債權額に依り、各國に分配し、其他は、均分保管案に賛成し、A文書第三條乃至第五條に於て、其規定を設けたり。而して其第五條に於ては、積立基金の保管割合は、追て協議の上、本案が最終決定を見る迄に記入することとなりたるが、各國の所謂不確實債權が幾何なりやに付ては、區々の意見あり。蓋各國の支那側に提出したる計數と、支那側が整理を承認したる計數との間には多大の差あり。佛國は前者を主張し、伊國は後者を主張したり。爾餘の諸國も、相當利害關係に差異あるを以て、確定率の記入に付ては、尙多大の紛糾あるべし。但本邦に關する限りに於ては、兩者何れに依るも實質上大差なく、唯右割合算出の爲め、支那側承

認の計數を採ることは、債務整理金額決定の際、累を之に及ぼす悞あるの一點は、特に注意を要す。和蘭は五月十九日、日本案に對する修正案の形式にて、關稅收入は保管銀行に入るゝも、各銀行間の保管割合は、各四半季毎に、入札を以て、最高利率の提供銀行に預入することゝし、一面支那政府の利子取得を多からしむる案を提出したるが、本案は債權額其他の標準に依る場合、其保管額の少き國家に取り有利にして、従つて小國家側の支持を得、且佛國亦同案は、定期預金の性質を有する保管金に適用するときは、大に意義ありとなしたる爲、遂にマゾーに對し、具體案の作成を委託するに至れり。

マゾー案は華府條約に依る附加稅收入中、積立資金に對してのみ此制度を適用し、支那政府は高利率を提供する、他の保管銀行に對し、預金の移替を爲す自由を認めたり。本案に對しては、各國共大體に於て異議なかりしが、獨り本邦側は、當初より此制度に反對し、遂に五月二十一日の會合に於ては、其不合理と認むべき點、即ち

- 一、本案は保管制度樹立の趣旨に反すること。
- 二、保管銀行間に忌むべき競争を生じ、國際財界の協調を破る悞あること。
- 三、支那政府をして、有利なる利子を取得せしむるの方法は斯る方法に依らずして、其目的を達し得ること。

等を指摘し、正面より絶對的の反對を表示したる爲め、各國亦日本側の意見を容れ、マゾー案を更に修正し、若し支那政府と、各銀行との間に協定すべき利率に依り、保管金の受入をなすを希望せざる銀行あるときは、其部分に限り支那政府は、一定期間他の銀行に預替をなすことを得。と改めたり。換言すれば、協定利率の支拂を肯せざる銀行ある場合に限り、預替への方法を認めたるものにして、全然骨抜き案と謂ふべし。

## (二) 現行一般關稅收入の保管割合

本件は日・米案共に大同少異なるが、唯米國案の異なる所は、外債の元利償還所要年額に相當する部分は、外國銀行に保管せしむることを明記し、内債の同上部分を、支那銀行をして保管せしむることを明記せざる點に在り。本邦案は支那内債に係る部分は支那銀行に、外債に係る部分は、外國銀行に保管せんとするものにして、各國の國籍を尊重したるものとす。

然るに英國案は之と異り、五月二十五日提出の同國案に依れば、現在關稅收入の七割を以てすれば、外債及團匪賠償金の償還に十分なるを以て、残り三割は保管制度外に置き、且支那側に分預すべき部分に付ては、獨・奥の賠償金拋棄部分をも取入れ、之に對し一定割合を定め、右七割中より分與すべしとなせり。然れども各國共之を不合理とし、殊に我國は關稅收入全部を保管制度に入るべきことを強調し、英は己むを得ず承服するに至れり。

日・米兩案に付ては、各國は米案に賛成せり。其理由は、制度上支那銀行に保管すること、すれば、内亂及軍閥の暴舉に依り、保管の安全を期する能はずと爲すに在り。

又各國債權償還年額の割合に依ることは、各國共に均しく異議なき所なりしが、英國側は此點に關して態度を明にせず、本件最終の審議日に當り提出せられたる、英・米協調案第三條に於ては、「外債及賠償金支拂に要する部分は、關係保管銀行に分預す」と規定し、明白に外國銀行の文字を使用せず、依つて我委員は、明に外國保管銀行と訂正すべき旨を主張したるが、英國側は之を肯せず、所謂賠償金支拂中には獨・奥部分をも含せしめ、其部分に付ては支那銀行に分預せしめて可なりと應酬したり。依つて我委員は、獨・奥部分は現に存在せざるを以て、爰に一種の擬制に依り、支那銀行の分預割合を定むるは不合理なりと駁したり。一方米國側は本件の成案を、至急報告するの要ありとし、各國之に和したるが、結局本邦側の主張を諒とし、全權會議に對する報告の形式を以て、「第三條に於ける賠償金支拂の字句中、獨・奥部分を包含するや否やは、決定を見ざりし旨」を記載し、全權會議又は其後の機會に於て、本件を明確にし、之が解決を期することに打合せ、英・米協調案を認めたり。

尙本件に關し、特に注意すべきは、華府條約附加税に付ては、決議案其もの、中に、各國名及各國の保管割合が、具體的に明記せられたるに反し、現行一般關稅收入の場合即ち文書には原則のみを

掲げたる點に在り。

(三) 將來の關稅收入の保管割合

本件は他日特別の條約、又は協定が成立せざる限り、前記B文書が當然適用せらるべきものにして、即債權の元利償還年額を基礎とし、算出せらるゝことゝれなり。

(四) 利子問題

本件に關する本邦案は、保管銀行に保管する關稅收入の利子は、支那政府と保管銀行との間に協定すべき旨を定めたるが、和國側の提唱せる利子自由競争説は、成立せざりしを以て、各國側に於ても、主義上に於ては、意見の相違なく、唯字句の修正を見たるに止まれり。A文書決議案第七條中には「各銀行の支拂ふ利子は支那政府保管銀行間に於て、六箇月の期間を超えず、定期に協定したる一般利率に依る」と在り、又B文書第七條にも、同様の規定を爲し、唯一般利率の代りに、公正なる利率の文字を使用せり。

現行實際取扱に於ても、關稅收入の預金は、外國銀行年二分、支那銀行三分なり、(ア) グレン内債基金は、隨時支那銀行に預入す) 従つて將來に於ても、斯の如き差別を設くる必要あるべく、又華府條約附加稅收入中の積立基金の如きは、定期預金なるを以て、之に相當する特殊利率を協定することを必要とすべし。

(五) 擔保問題

本件は保管銀行の範圍を擴張し、支那側は勿論小國銀行をも加入せしむるに於ては、債權者の利益擁護の爲め必要なりと認め、本邦提案中に於ては、

- 一、支那政府が必要ありと認め、之を要求したるときは、適當額の擔保を提供す。
- 二、擔保物件は支那政府公債又は自國政府公債とし、且保管の場所は本來支那政府とすべきものなるも、提供者の不安を顧慮し、自國中央銀行又は適當なる機關とす。
- 三、尙物的擔保に代ふるに自國政府の保證を以てすることを得。

本件に付ては、各國側より種々の意見あり、爲に政府保證の點は之を削除し、且擔保提供の要否を、支那政府の裁量に任ずることは、弊害を伴ふものと認め、之を強制的制度とし、更に擔保物件は特定せざることをし、大體に於て本邦案を認め、A及B文書決議案中、擔保は中央銀行、又は關係國家の適當なる機關に保管すと規定せり。

(六) 回金及分預手續問題

現行保管銀行制度に於ては、各地に於て收納せられたる關稅收入は、毎週上海に回金せられ、上海にては毎週一回之を保管銀行に分預することゝなり居る外、回金及分預手續に付ては、全然總稅務司の自由裁量に一任せり。然れども斯くては、回金並に分預に至る迄の期間を長引しめ、此期間